

令和4年11月28日開会

令和4年12月16日閉会

# 令和4年第4回 西予市議会定例会会議録

西予市議会

第 1 日

11 月 28 日 (月曜日)

令和4年第4回西予市議会定例会会議録（第1号）

- |                              |            |                       |         |
|------------------------------|------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日                 | 令和4年11月28日 | 教 育 部 長               | 宇都宮 裕   |
| 1. 招 集 の 場 所                 | 西予市議会議場    | 明 浜 支 所 長             | 上 中 保 博 |
| 1. 開 議                       | 令和4年11月28日 | 野 村 支 所 長             | 大 森 寿 和 |
|                              | 午前10時00分   | 城 川 支 所 長             | 藤 川 忠 男 |
| 1. 散 会                       | 令和4年11月28日 | 三 瓶 支 所 長             | 片 山 勇 一 |
|                              | 午前11時25分   | 総 務 課 長               | 兵 頭 章 夫 |
| 1. 出 席 議 員                   |            | 財 政 課 長               | 安 岡 克 敏 |
| 1 番                          | 和 氣 敦 男    | 監 査 委 員               | 正 司 哲 浩 |
| 2 番                          | 宇都宮 久見子    | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |         |
| 3 番                          | 信 宮 徹 也    | 事 務 局 長               | 富 永 誠   |
| 4 番                          | 宇都宮 俊 文    | 議 事 係 長               | 三 好 祐 介 |
| 5 番                          | 加 藤 美 香    | 1. 議 事 日 程            | 別紙のとおり  |
| 6 番                          | 中 村 一 雅    | 1. 会 議 に 付 し た 事 件    | 別紙のとおり  |
| 7 番                          | 河 野 清 一    | 1. 会 議 の 経 過          | 別紙のとおり  |
| 8 番                          | 佐 藤 恒 夫    |                       |         |
| 9 番                          | 山 本 英 明    |                       |         |
| 10 番                         | 竹 崎 幸 仁    |                       |         |
| 11 番                         | 小 玉 忠 重    |                       |         |
| 13 番                         | 井 関 陽 一    |                       |         |
| 14 番                         | 中 村 敬 治    |                       |         |
| 15 番                         | 二 宮 一 朗    |                       |         |
| 16 番                         | 兵 頭 学      |                       |         |
| 17 番                         | 森 川 一 義    |                       |         |
| 18 番                         | 酒 井 宇之吉    |                       |         |
| 1. 欠 席 議 員                   |            |                       |         |
| 1 2 番                        | 源 正 樹      |                       |         |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員             |            |                       |         |
| 2 番                          | 宇都宮 久見子    |                       |         |
| 4 番                          | 宇都宮 俊 文    |                       |         |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り |            |                       |         |
| 説明のため出席した者の職氏名               |            |                       |         |
| 市 長                          | 管 家 一 夫    |                       |         |
| 副 市 長                        | 酒 井 信 也    |                       |         |
| 教 育 長                        | 松 川 伸 二    |                       |         |
| 総 務 部 長                      | 山 住 哲 司    |                       |         |
| 政 策 企 画 部 長                  | 宇 都 宮 明 彦  |                       |         |
| 生 活 福 祉 部 長 兼                |            |                       |         |
| 福 祉 事 務 所 長                  | 一 井 健 二    |                       |         |
| 産 業 部 長                      | 和 氣 岩 男    |                       |         |
| 建 設 部 長                      | 三 瀬 計 浩    |                       |         |
| 医 療 介 護 部 長                  | 藤 井 兼 人    |                       |         |
| 会 計 管 理 者                    | 三 瀬 功      |                       |         |
| 消 防 本 部 消 防 長                | 酒 井 広 一    |                       |         |

## 議 事 日 程

- |   |   |  |
|---|---|--|
| 1 | 会議録署名議員の指名<br>(2番宇都宮久見子、4番宇都宮俊文)  | 一条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第119号 西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について   |
| 2 | 会期の決定<br>(11月28日～12月16日 19日間)   |  |
| 3 | 議案第105号 野村中学校外壁改修工事変更請負契約について<br>議案第106号 西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定について<br>議案第107号 西予市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定について<br>議案第108号 西予市債権管理条例制定について<br>議案第109号 西予市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について<br>議案第110号 西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第111号 西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第112号 西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第113号 西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第114号 西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第115号 西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第116号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第117号 西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第118号 西予市明浜健康管理センタ | 議案第120号 西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第121号 西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第122号 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第123号 西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第124号 西予市大野ヶ原育成牧場条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第125号 西予市野村シルク博物館条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第126号 西予市城川緑地休養施設条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第127号 西予市城川みどりの交流館条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第128号 西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第129号 四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第130号 西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第131号 西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第132号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定に |

	ついて		館の指定管理者の指定について
議案第133号	西予市市民憩の家条例の一部を改正する条例制定について	議案第149号	西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について
議案第134号	西予市ふれあいの森林施設条例の一部を改正する条例制定について	議案第150号	西予市みかめ本館の指定管理者の指定について
議案第135号	西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について	議案第151号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第8号)
議案第136号	西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について	議案第152号	令和4年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第137号	西予市農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について	議案第153号	令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
議案第138号	西予市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	議案第154号	令和4年度西予市水道事業会計補正予算(第2号)
議案第139号	西予市城川文書館設置条例の一部を改正する等の条例制定について	議案第155号	令和4年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第2号)
議案第140号	西予市野村少年自然の家条例を廃止する条例制定について	議案第156号	令和4年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)
議案第141号	西予市介護予防施設条例を廃止する条例制定について	議案第157号	令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)
議案第142号	西予市宇和文化の里施設の指定管理者の指定について	4 報告第19号	専決処分事項の報告について
議案第143号	宇和米博物館(旧宇和町小学校)の指定管理者の指定について		
議案第144号	西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について		
議案第145号	西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について		
議案第146号	西予市明浜柑橘加工施設の指定管理者の指定について		
議案第147号	西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について		
議案第148号	西予市野村茅葺き民家交流		

本日の会議に付した事件

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

3 議案第105号 野村中学校外壁改修工事変更請負契約について

議案第106号 西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定について

議案第107号 西予市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定について

議案第108号 西予市債権管理条例制定について

議案第109号 西予市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について

議案第110号 西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について

議案第111号 西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について

議案第112号 西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について

議案第113号 西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第114号 西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第115号 西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について

議案第116号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について

議案第117号 西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について

議案第118号 西予市明浜健康管理センター条例の一部を改正する条例制定について

議案第119号 西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について

議案第120号 西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について

議案第121号 西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

議案第122号 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について

議案第123号 西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について

議案第124号 西予市大野ヶ原育成牧場条例の一部を改正する条例制定について

議案第125号 西予市野村シルク博物館条例の一部を改正する条例制定について

議案第126号 西予市城川緑地休養施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第127号 西予市城川みどりの交流館条例の一部を改正する条例制定について

議案第128号 西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について

議案第129号 四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第130号 西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について

議案第131号 西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について

議案第132号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第133号 西予市市民憩の家条例の一部

	部を改正する条例制定について	議案第149号	西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について
議案第134号	西予市ふれあいの森林施設条例の一部を改正する条例制定について	議案第150号	西予市みかめ本館の指定管理者の指定について
議案第135号	西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について	議案第151号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第8号)
議案第136号	西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について	議案第152号	令和4年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第137号	西予市農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について	議案第153号	令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
議案第138号	西予市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	議案第154号	令和4年度西予市水道事業会計補正予算(第2号)
議案第139号	西予市城川文書館設置条例の一部を改正する等の条例制定について	議案第155号	令和4年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第2号)
議案第140号	西予市野村少年自然の家条例を廃止する条例制定について	議案第156号	令和4年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)
議案第141号	西予市介護予防施設条例を廃止する条例制定について	議案第157号	令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)
議案第142号	西予市宇和文化の里施設の指定管理者の指定について	4 報告第19号	専決処分事項の報告について
議案第143号	宇和米博物館(旧宇和町小学校)の指定管理者の指定について		
議案第144号	西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について		
議案第145号	西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について		
議案第146号	西予市明浜柑橘加工施設の指定管理者の指定について		
議案第147号	西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について		
議案第148号	西予市野村茅葺き民家交流館の指定管理者の指定について		

開会 午前10時00分

### ○小玉議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

これより令和4年第4回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

### ○管家市長

令和4年第4回西予市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症でございますが、第7波もようやく収まったかと安堵する間もなく第8波に入った感がいたしております。

今回の波は、比較的短期間でピークを迎えそうな予想も出ておりますが、年末の帰省や忘年会など、社会経済活動への影響は少なからず心配されているところであります。

今後こうした感染拡大と縮小の繰り返しの中、こういう状態が続くと思われれます。ウィズコロナ社会への移行を模索する中で、いかに社会経済活動を進めていくかが大きな課題であり、その前提には一人ひとりの感染対策の徹底が必要であります。

新型コロナとの闘いも3年近く続いておりますが、決して油断することなく、ワクチンの積極的な接種をはじめ、感染対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルスの影響が長期化している中で、ウクライナ情勢などの影響を受け、原油や穀物の価格の高騰、円安の急速な進行により、物価上昇に歯止めがかからず、日常生活や事業経営にも大きな影響を及ぼしています。

政府は、補正予算を措置し、生活支援、経営支援などの社会経済対策を講じる見通しであります。本市といたしましても、引き続き効果的な事業の検討を行い、国の動きに合わせて機動的に実施できるように努めていきたいと考えているところであります。

市民の皆様、議員各位におかれましては、御理解と御協力をお願い申し上げます。

先般、愛媛県知事選挙が執行され、現職の中村知事が4期目当選を果たされました。投票結果としましては、まさに圧勝というところですが、投票率は過去最低の33.95%という伸び悩み、選挙ムードが低調であったことは否めないところであると思われれます。

そうは言いましても、中村県政に対して一定以上の高い信任があることは疑いのないところであり、今後4年間、人口減少問題をはじめ、大きな課題が山積する中で、引き続き県政及び構成市町の発展に向けて御活躍されますことを祈念するものであります。

今年も残すところ1カ月余りとなりましたが、振り返ってみますと、今年も新型コロナの対策に追われた1年であったと思います。

その中で、平成30年7月豪雨からの復旧・復興につきましては、おおむね順調に進捗し、復旧事業も完成のめどがつかしました。また、懸案でありました主要施策上の施設整備につきましては、4月にジオミュージアム、10月には野村支所新庁舎が完成し、年度内には消防野村支署、城川土居地区地域づくり活動センターも完成する予定であります。

地域づくり活動センターへの移行につきましては、市の組織再編と併せ、新しい行政スタイルへの挑戦と位置づけ、地域住民の方々との協働による地域活性化や行政サービスの拡充に向けて取り組んでまいります。

その一方で、今年9月には衝撃的な将来人口推計が県から発表されました。

何も対策を講じない場合、2060年の西予市の人口は、現在の約3万5000人から約1万2000人と、約3分の1も減少するというものであります。

これを踏まえ、私は特に令和5年を少子化対策強化元年として、出生率の引上げを目指し、そのための子育て支援の充実や社会環境の整備を推進したいと考えております。

この施策の推進には、行政だけではなく民間からの提案や協力も欠かせません。西予市全体が一丸となって、公民協働で推進させていただきたいと考えております。

市民の皆様、各界各層の皆様への御理解と御協力をお願いいたします。

一昨日の26日と昨日27日の両日にわたり、第

171 回乙亥大相撲が開催されました。昨年に続き、関取の参加はかないませんでした。出場された選手たちの熱い取組が繰り広げられ、会場は大きな盛り上がりを見せました。

来年こそは、以前のような関取を招聘し、盛大に開催できることを期待するところであります。

さて、今定例会では、地域づくり活動センターへの移行及び組織再編に関わる案件を中心に、工事変更請負契約 1 件、条例制定、改正及び廃止 36 件、指定管理者の指定 9 件、補正予算 7 件など計 54 件の議案を上程し、審議をお願いするものでございます。

議案等の提案理由につきましては、上程の際に御説明申し上げますので、何とぞ慎重に御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

#### ○小玉議長

次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配信のとおりでありますのでお目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程 1)

#### ○小玉議長

まず、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に 2 番宇都宮久見子君、4 番宇都宮俊文君の両名を指名いたします。

(日程 2)

#### ○小玉議長

次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から 12 月 16 日までの 19 日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日から 12 月 16 日までの 19 日間と決定いたしました。

(日程 3)

#### ○小玉議長

次に、日程第 3、議案第 105 号「野村中学校外壁改修工事変更請負契約について」から議案第 157 号「令和 4 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）」までの 53 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮教育部長。

〔宇都宮教育部長登壇〕

#### ○宇都宮教育部長

議案第 105 号「野村中学校外壁改修工事変更請負契約について」提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、野村中学校の校舎外壁の一部が剥落したことにより、外壁劣化調査を実施したところ、広範囲にわたって今後さらに落下するおそれがあることが判明したため、外壁改修工事を実施しているもので、令和 4 年第 1 回定例会において議決をいただき、請負金額 1 億 5785 万円で、株式会社だいわ 代表取締役和氣恵次氏と契約を締結し、令和 5 年 1 月の完成を目指して進めているところでございます。

今回、請負契約締結後に学校側より依頼があり、普通教室棟の天井雨漏り跡の状況確認を行うため、3 階天井板を一部撤去したところ、廊下部分における屋上スラブに多数の爆裂が発生しており、今後、コンクリート片が落下する危険性が高い劣化箇所を新たに確認しました。

そこで、今回の変更契約により、普通教室棟 3 階廊下部分の屋上スラブ改修工事を追加し、安心安全な学校生活の保障を確保するものであります。

詳細については、普通教室棟 3 階廊下部分の屋上スラブに外壁と同様のピンネット工法による改修工事の追加、詳細調査による外壁改修に係る諸数量の修正、その他雨漏りの原因箇所及び被害箇所の補修工事を追加することから、工事請負費 1507 万 5000 円を増額し、請負金額 1 億 7292 万 5000 円とし、工期を 2 月末まで延長する工事請負仮契約を去る令和 4 年 11 月 10 日に締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

〔宇都宮政策企画部長登壇〕

## ○宇都宮政策企画部長

議案第 106 号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、市内 27 地域に地域づくり活動センターを設置し、市民と行政の協働による持続可能な地域づくりを展開するとともに、地域の実情に応じた行政サービスの向上を図るため、その設置及び管理に関する条例を定めるものであります。

本施設の主な業務といたしましては 4 点ございます。

1 点目は、地域における自主的な地域づくり活動の支援に関することです。地域づくり組織や地域任用職員との連携を密にして地域活動を支援してまいります。

2 点目は、生涯学習事業の推進に関することです。これまでの公民館活動で展開してきた生涯学習事業を継承し、市長部局での推進を図ります。

3 点目は、市民と市との協働による住民福祉の増進に関することです。各地域の課題に対して、地域と行政が協働した取組を行います。

4 点目は、各種届出、申請等の受付、証明書の交付等の行政サービス業務を行います。本施設には、センター長とその他必要な職員を配置することとし、これらの業務に従事いたします。

また、施設の運営を適切かつ円滑に行うため、地域づくり活動センター運営委員会を設け、地域の意見を反映した特色あるセンター活動を進めてまいります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○小玉議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

## ○山住総務部長

議案第 107 号「西予市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、現在の組織体制の課題や問題点を洗い出し、行政運営の効率化を図るため、組織機構

を見直すことに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条に基づき、教育委員会の職務権限に属する事務のうち、市長が管理し及び執行するものの範囲を定めるとともに、関係する 3 条例の一部を改正するものであります。

今回の組織機構の再編につきましては、公民館の地域づくり活動センターへの移行に併せて、学校における体育に関することを除くスポーツに関する事務及び文化財保護に関することを除く文化に関する事務について、その権限を教育委員会から市長へ移管するとともに、教育委員会の所管する生涯学習事業及び文化財保護事業の一部を市長部局に補助執行させ、まちづくり、地域振興の観点から他の施策との一体的な取組を推進するものであります。

そのほか、センター機能の充実に併せて支所機能の見直しを行い、支所の組織再編と一部業務の本庁集約による効率化を図ってまいります。

続きまして、議案第 108 号「西予市債権管理条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

少子高齢化等の影響により人口が減少する中、社会保障に関する義務的経費等は増大傾向にあり、市税をはじめとする自主財源を確実に確保する必要が求められております。

こうした状況を踏まえ、市では、市民の皆様から納付いただく市税や介護保険料、保育料、市営住宅使用料等の金銭債権を適切に管理・回収するため、市の統一的な処理基準を定める西予市債権管理条例を定めるものであります。

なお、本条例では、著しい生活困窮状態にある場合や破産などの理由により、努力を尽くしても回収の見込みがない債権については、統一した基準により債権放棄を行うことができるものとしており、回収可能な債権の管理に集中することで、効果的かつ効率的な債権管理を進めるものであります。

続きまして、議案第 109 号「西予市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、関係する条例の改正等を行うものであります。

主な改正の内容としましては、国家公務員の定年引上げに伴い、同様の措置を講ずるため、職員

の定年を原則 60 歳から 65 歳まで 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げるとともに、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入や、60 歳に達した日以後引上げられた定年前に退職する職員を、希望により短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、60 歳を超える職員に係る給与に関する特例を設ける等の所要の整備を行うため、関係する 13 の条例の一部を改正するとともに、1 つの条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第 110 号「西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について」から議案第 129 号「四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの 20 議案につきましては、関連がございますので一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、各施設の使用料、観覧料等に関する規定を見直すため、関係する条例の一部を改正するものでございます。

各施設の使用料等につきましては、平成 16 年の合併以降抜本的な見直しを行っておらず、算定根拠のほか、徴収区分や減免規定等について、各施設の水準に格差が生じていたところでございます。

昨今の電力・ガス等の燃料高騰の影響により、施設の維持管理経費は大きく変動しており、経費の削減と集客力・稼働率の向上を意識した施設運営に資するとともに、公共施設の在り方を考える上でも定期的な使用料等の見直しは必要不可欠であると考えております。

今回の使用料等の見直しにつきましては、受益と負担の公平性を確保するため、その算定根拠を明確化し、市民や受益者から理解が得られる合理的な料金設定へと見直すとともに、今後も市民の福祉を増進し、市民サービスの質を低下させることがないように、公共施設の維持、管理、運営の適正化を図るものであります。

続きまして、議案第 130 号「西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について」から議案第 136 号「西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について」までの 7 議案につきましては、関連がございますので一括して提案

理由の御説明を申し上げます。

本件は、各施設の使用料に関する規定を見直すとともに、組織再編に伴う整備を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

本件につきましては、さきに説明いたしました公共施設における統一的基準に基づく使用料の見直しを行うほか、議案第 107 号で御提案申し上げました西予市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例に基づき、スポーツ及び文化に関する事務の管理及び執行の権限が教育委員会から市長へ移管となることから、それぞれ関係条例における規定の整備を行うものであります。

以上 30 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

#### ○三瀬建設部長

議案第 137 号「西予市農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

平成 31 年 1 月に総務大臣より通知のありました公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップにおいて、集落排水と浄化槽についても経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むため、公営企業会計への移行を求められました。

このことを受け、当市におきましても、経営・資産等の状況を的確に把握するとともに、安定した事業運営を行うため、農業集落排水事業の地方公営企業法の適用に向け、資産の調査及び評価等に取り組んできたところでございます。

本議案は、農業集落排水事業を将来にわたり安定的に運営管理していくことを目的として、より経営状況等を把握しやすい地方公営企業法の財務規定等を適用するため、関係する 5 条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

一井福祉事務所長。

〔一井生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 138 号「西予市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

子どもに係る医療費の助成につきましては、医療費に係る保護者負担の軽減を図るため、これまで段階的に拡充してきたところでございます。

近年、長引く景気の低迷により、子どもの医療費は保護者にとって大きな負担となっており、現在県内では 1 市 5 町が原則 18 歳到達年度末までの医療費助成を実施しており、全国的に見ても、同様の取組を行う自治体が増えてきている状況となっております。

当市におきましても、高校卒業までの医療費無償化につきましては、令和 3 年度に実施したまちづくり市民アンケートをはじめ、子育て世代の保護者の方からの要望も多く寄せられているところでございます。

今回の改正は、このような状況を踏まえ、医療費助成の対象年齢を 18 歳以下まで拡充し、子育て家庭へのさらなる経済的支援の充実を図るとともに、子どもの健全な育成を支援するため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○小玉議長

宇都宮教育部長。

〔宇都宮教育部長登壇〕

### ○宇都宮教育部長

議案第 139 号「西予市城川文書館設置条例の一部を改正する等の条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市城川どろんこ祭り保存館は、県指定の無形民俗文化財御田植神事に関する資料を展示公開するとともに、その伝承を通じ地域の活性化を図るため、平成 6 年度に建設された施設であります。

西予市城川文書館は、平成 9 年に旧愛媛銀行土居支店から建物の寄贈を受け、歴史的に重要な価値を有する古文書、公文書、その他記録遺産等を収集、または保存研究活動を行う施設として利活用してきました。しかし、建設後 100 年以上を経

過し、老朽化と耐震性の問題から今後の長寿命化が困難な状態となっております。

本議案は、新築される土居地域づくり活動センター内にて、地域の活性化、記録の伝承目的として、西予市城川どろんこ祭り保存館に収蔵する資料等を展示できる見込みとなったことから、当施設を設置する条例を廃止するとともに、老朽化の著しい西予市城川文書館につきましては、どろんこ祭り保存館であった建物に移転し、管理運営を継続するため、条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第 140 号「西予市野村少年自然の家条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

野村少年自然の家は、惣川小学校として昭和 30 年に建設され、昭和 46 年にその校舎を転用、改築整備し、少年期の児童生徒を対象とした研修施設として開設されました。

しかしながら、開設から 50 年以上が経過し老朽化は顕著であり、少子化とも相まって利用者も年々少なくなっていたため、平成 21 年度から休止状態が続いております。

地元からは、休止当初存続の要望もございましたが、老朽化や耐震性の問題から長寿命化には多額の経費が必要であり、今後の利用も望めないことから、本年度をもって本条例を廃止するものであります。

以上 2 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○小玉議長

一井福祉事務所長。

〔一井生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 141 号「西予市介護予防施設条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市介護予防施設は、高齢者に教養の向上、レクリエーション等の場を供与し、心身の健康増進、介護知識・介護方法の普及などを目的として設置されたものでございます。

しかしながら、垣生介護予防センターにおいては、施設の老朽化により平成 28 年度から利用休止の状況にあり、皆江ふれあいプラザについては、

利用者が少なく今後の増加や拡大は見込めない状況にあります。また、朝立ふれあいプラザ、蔵貫ふれあいプラザについても利用率が低いことから、今後の施設の利活用について地域と検討を重ねているところでございます。

本議案は、各施設の利用状況等のほか、実施されていた介護予防事業等が他の施設で展開可能であること、また、今後の介護予防事業は、地域包括支援センターを核として、地域の実情に合わせて推進、展開するものであることから、介護予防拠点施設としての当初の役割は果たしたと判断し、本条例を廃止するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○小玉議長

和氣産業部長。

〔和氣産業部長登壇〕

### ○和氣産業部長

議案第 142 号「西予市宇和文化の里施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、西予市伝統的建造物群保存地区内に立地する 12 の公共施設について、多様化する観光ニーズや地域住民の暮らしとの関わり等に対し効果的な運営を図るほか、民間ノウハウを活用し、さらなる魅力を創発するため、指定管理者による運営を目指すものでございます。

本議案は、当施設の指定管理者候補として、公募により一般社団法人西予市観光物産協会を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものでございます。

選定に当たりましては、西予市指定管理者等選定評価委員会による審査を行い、当該候補者が地域の実情に精通しており、民間事業者の発想と手法で柔軟な運営が期待されること、インバウンド等も視野に入れた旅行業も手がけ、質の高いサービスの提供、効率的な施設の運営が図られること等を総合的に勘案し、この施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものでございます。

続きまして、議案第 143 号「宇和米博物館（旧宇和町小学校）の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、指定管理期間満了に伴い、当施設の

指定管理者候補として、公募により一般社団法人 n f c を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、西予市指定管理者等選定評価委員会による審査を行い、当該候補者が米博物館の歴史的・文化的価値や先人の熱い思いを十分に理解した上で、新しい発想のもと、サテライトオフィスの利活用やインフルエンサーによる情報発信、各種イベントの提案等、これまでにないクリエイティブな活動が期待されること等を総合的に勘案し、この施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第 144 号「西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、指定管理期間満了に伴い、当施設の指定管理候補者として、公募により株式会社ありがとうサービスを選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、西予市指定管理者等選定評価委員会による審査を行い、当該候補者が様々な形態の飲食店を営んでいることに加え、食品加工や小売業者等のつながりから解体処理した獣肉の販売・加工が十分に見込めること、管理を安定して行う人的、物的能力を有しており、将来において安定的な経営が見込まれること等を総合的に勘案し、引き続きこの施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第 145 号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、指定管理期間満了に伴い、当施設の指定管理者候補として、非公募により東宇和農業協同組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、西予市指定管理者等選定評価委員会による審査を行い、当該候補者が平成 22 年度から管理運営を行ってきており、目的達成に関するノウハウを蓄積していること、牧場管理・牛の飼養管理や種つけなど特殊な技術に精通していること、県内最大の畜産産業の中核であるとともに、子牛育成所等を運営し飼養能力が高いこと等を総合的に勘案し、引き続きこの施設の管理運営を行わせることが適当と判断したもので

あります。

続きまして、議案第 146 号「西予市明浜柑橘加工施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、現在の柑橘加工施設（西予市明浜ふるさと創生館）が老朽化により加工処理が追いつかない状況にあることから、新たに加工処理能力の優れた柑橘加工施設として整備したもので、特産品の研究開発や販売等をもって、農業所得と雇用を増加し、地域の活性化を図ることを目的として整備したものであります。

本議案は、当施設の指定管理者候補として、非公募によりあけはまシーサイドサンパーク株式会社を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、西予市指定管理者等選定評価委員会による審査を行い、当該候補者が平成 13 年度から一貫して、現在の柑橘加工施設やその他の施設を一体的に管理運営しており、各施設の設置目的に関するノウハウを十分に蓄積していること、これまでの経営改善と営業努力により施設運営の効率化が図られており、地域振興及び活性化のための取組の成果が認められること等を総合的に勘案し、新施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第 147 号「西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、指定管理期間満了に伴い、当施設の指定管理者候補として、非公募によりあけはまシーサイドサンパーク株式会社を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、西予市指定管理者等選定評価委員会による審査を行い、当該候補者が施設の設置目的達成に関する技能・技術を十分に蓄積していること、これまで取り組んできた経営改善により施設運営の効率化が図られており、地域外観光客等の確保や地域振興及び活性化のための取組の成果が認められること等を総合的に勘案し、引き続きこの施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第 148 号「西予市野村茅葺き民家交流館の指定管理者の指定について」提案理

由の御説明を申し上げます。

本議案は、指定管理期間満了に伴い、当施設の指定管理者候補として、非公募により惣川自治振興会を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、西予市指定管理者等選定評価委員会による審査を行い、当該候補者が地域の実情に精通しており、施設の歴史的価値を理解するとともに、地域住民の大切なシンボルとして利活用がなされ、愛着ある施設に育て上げられていること、ボランティア精神でみんなが助け合い、施設の維持管理に努めていることなど施設運営の効率化が図られていること等を総合的に勘案し、引き続きこの施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第 149 号「西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、指定管理期間満了に伴い、当施設の指定管理者候補として、公募によりみかめホールディング株式会社を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、西予市指定管理者等選定評価委員会による審査を行い、当該候補者が地域の実情に精通しており、民間事業者の発想と手法で柔軟な運営が期待されること、質の高いサービスの提供とコスト低減に努め、効率的な施設の運営が図られていること等を総合的に勘案し、引き続きこの施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第 150 号「西予市みかめ本館の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、指定管理期間満了に伴い、当施設の指定管理者候補として、公募により有限会社みかめ本館トータルサービスを選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、西予市指定管理者等選定評価委員会による審査を行い、当該候補者が地域の実情に精通し、ジオスポット巡りなど市内観光の拠点施設として積極的な運営が図られていること、コロナ禍においても民営手法の観点から効果的な管理運営が行われており、宿泊客の満足度

の向上など、その実績が認められること等を総合的に勘案し、引き続きこの施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。

以上9議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、指定管理者候補の概要及び施設運営計画概要につきましては、別添の参考資料を御参照ください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

## ○管家市長

議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第8号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、国の経済情勢及び政策動向と令和5年度に向けての本市の予算編成について触れさせていただきます。

内閣府から公表されております直近の月例経済報告によりますと、我が国経済の基調判断は、「景気は、緩やかに持ち直している。」とし、先行きについては、「ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」と指摘をしております。

このような状況のもと、足下の物価高などの難局を乗り越え、未来に向けて日本経済を持続可能で一段高い成長戦略に乗せ、日本経済の再生を図るべく、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策を迅速かつ着実に実行するために、10月28日に閣議決定されました。裏づけとなる令和4年度第2次補正予算の早期成立に全力で取り組むことが示されております。

その補正予算の中では、物価高騰・賃上げへの取組をはじめ、円安を生かした地域の稼ぐ力の回復・強化、新しい資本主義の加速、国民の安全・安心の確保などに関する重点項目の予算とともに、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策、ウクライナ情勢経済緊急対応の予備費を計上し、今後への備えを図るなど、物価高克服・

経済再生実現のための総合経済対策が示され、生活者及び事業者支援、観光産業対策、マイナンバーカードの普及促進及び出産・子育て応援、自然災害からの復旧・復興及び防災・減災対策など、ウィズコロナの下、各省庁所管において、効果的、重点的に対応する各種施策が講じられるものとなっております。

今後の国の動向に注視をし、本市における総合経済対策を講じる予算措置等、迅速に対応するよう努めてまいりますので、議員の皆様への御理解、御協力をお願い申し上げます。

さて、本市における令和5年度の予算編成につきましては、引き続き、復興まちづくり計画に基づく、豪雨災害からの復旧・復興を最優先事項として、人口減少対策を中心に、第2次総合計画に基づく事業の重点化を図り、また、新型コロナウイルス感染症対応・物価高騰対応策について、国・県と歩調を合わせて実施することを基本方針に示し、編成作業を進めているところであります。

また、市税、地方交付税等の一般財源総額が大きく伸びない中、地方債の発行や基金の取崩し等により財源不足を賄い、各種事業を実施してきたところでありますが、財政調整基金の残高も確実に減少しており、このままでは数年のうちに枯渇することが見込まれる状況であります。

このことから、健全な行財政運営を維持するためには、歳入に見合った予算規模の実現が喫緊の課題であり、今後の中長期的な財政見通しや合併当初の緊縮財政の経験を踏まえた上で、既存の事務事業において、廃止、縮小、凍結等の思い切った見直しを行い、さらなる行財政改革に取り組んでまいります。

今後の財政状況及び財政方針については、引き続き情報を提供し、市民の皆様への御理解いただくよう努めていく所存でございますので、議員の皆様への御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、今回の補正予算案でございますが、電力の価格高騰により市管理施設等において不足する電気料の予算、令和5年度に予定する地域づくり活動センターに関連した予算のほか、子育て世帯の支援を目的とする18歳までの子どもの医療費無償化に向けた準備費用及び移住・定住を支援するための関連予算を計上するものであります。

その主な内容につきましては、予算書の款別に御説明申し上げます。

総務費では、電力価格等の高騰に対する経費、土地開発公社が所有する土地の購入費及びふるさと納税推進に要する経費を計上し、民生費では、子どもの医療費無償化における対象年齢拡大に向けての準備に要する経費を、衛生費では、高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策に関する支援に要する経費を、消防費では、指定避難所標識の再整備に要する経費を、教育費では、宇和運動公園陸上競技場の設備更新に要する経費を計上いたしております。

これらの経費の財源につきましては、それぞれの歳出に見合う国・県支出金、寄附金及び地方債を計上し、収支の均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算は、既決いただいております歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億6350万1000円を増額し、歳入歳出予算の総額を349億1189万5000円と定めるものであります。

また、債務負担行為では、新年度開始前に業者選定等の事務手続を必要とする業務について、期間及び限度額を設定し、地方債補正では、対象事業の事業費増額に伴い、限度額を変更するものであります。

以上が今回の補正予算の概要であります。

詳細な点につきましては、担当課長から補足説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○小玉議長

安岡財政課長。

〔安岡財政課長登壇〕

### ○安岡財政課長

それでは、予算書に沿いまして、歳出から補足説明を申し上げます。

13ページをお開き願います。

2款総務費、1項1目一般管理費、新型コロナウイルス感染症対策事業（総務管理費）1292万1000円ありますが、電力・ガス・燃料費等の価格高騰の影響を受ける指定管理施設に対しまして、指定管理者による安定的な施設運営を支援するための負担金を計上するものであります。

2款総務費、1項5目財産管理費、庁舎維持管

理事業1837万2000円ありますが、電力価格高騰による庁舎電気料金の不足額を計上するほか、支所庁舎の宿日直体制の見直しに伴い、三瓶支所において閉庁時の施設管理体制を整備するもので、電動シャッターを設置するための工事請負費を計上するものであります。

同じく財産管理費、住宅土地活用事業7203万9000円ありますが、子育て世帯等の移住・定住を支援するため、定期借地権を設定した市有地の貸付け等を実施する事業化に向けての準備としまして、西予市土地開発公社から土地を購入するための土地購入費を計上するものであります。

14ページをお開き願います。

2款総務費、8項1目地域振興費、ふるさと納税推進事業1807万5000円ありますが、ふるさと応援寄附金額の増加に伴い、寄附いただきました方々への返礼品及びその送付に要する経費等を計上するものであります。財源としまして、ふるさと応援基金繰入金を充てております。

16ページをお開き願います。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費、子ども医療費助成事業190万6000円ありますが、子どもの健康増進及び子育て環境の充実を図るため、令和5年4月から18歳までの子どもの医療費無償化実施に当たり、受給者証発行等に要する経費を計上するものであります。

17ページをお開き願います。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、新型コロナウイルス感染症対策事業（保健衛生費）219万9000円ありますが、高齢者福祉施設等の職員が自主検査を行った場合のPCR検査・抗原検査等に対する補助金について、実績見込みの増加等によりまして補助金を増額計上するものであります。財源としまして、新型コロナウイルス感染症検査事業費県補助金を充てております。

19ページをお開き願います。

9款消防費、1項4目災害対策費、災害用資機材・施設整備事業100万8000円ありますが、令和5年度に予定しております地域づくり活動センターの設置等に伴いまして、現在表示している指定避難所標識の記載内容等について、施設名称を変更するなど、再整備するための看板製作等委託料を計上するものでございます。

22ページをお開き願います。

10 款教育費、7 項 2 目体育施設費、宇和運動公園管理運営事業 280 万 6000 円ではありますが、宇和運動公園陸上競技場の照明施設の老朽化に伴い、安全な使用環境の整備とともに、維持管理費の削減を目的として、LED照明に更新するための経費等を計上するものでございます。

次に、主な歳入について御説明申し上げます。  
予算書は 9 ページにお戻りください。

14 款国庫支出金、2 項 1 目民生費国庫補助金、保育所等整備交付金 1263 万 3000 円の減額であります。本年度から民営化しました三瓶福祉会が運営しますひまわり保育園の外壁及び防水工事等につきまして、事業費の減額及び補助率の変更等により減額計上するものであります。

14 款国庫支出金、2 項 8 目総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金 1399 万 2000 円ではありますが、デジタル手続法に基づきまして、順次進めております戸籍及び住民基本台帳システムの改修について、今回は、国をはじめ、他の行政機関と戸籍情報を連携するためのシステム改修等の事業費の財源として計上するものであります。

10 ページをお開き願います。

17 款寄附金、1 項 2 目総務費寄附金、ふるさと応援寄附金 3000 万円ではありますが、現在までの実績から寄附金の増額を見込み計上するものでございます。

11 ページをお開き願います。

18 款繰入金、5 項 1 目公営企業会計繰入金、利益剰余金 400 万円ではありますが、令和 3 年度水道事業決算において、利益剰余金が生じたことによりまして、西予市水道事業等の剰余金の処分等に関する条例第 2 条第 5 項に基づきまして、一般会計に対する納付金として予算措置するものであります。

予算書は 5 ページにお戻りください。

債務負担行為補正として、議会だより印刷製本費から給食センター病原性腸内細菌検査業務委託まで、今年度中に契約締結を行う必要がある業務、合計 18 件につきまして、期間及び限度額を設定いたしております。

6 ページをお開き願います。

最後に、地方債補正としまして、起債対象事業費の増減及び他の特定財源との調整によりまして、

旧合併特例事業債では 770 万円を増額し、限度額を 13 億 2040 万円に、過疎対策事業債では 120 万円を増額し、限度額を 29 億 1390 万円に定めるものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

一井生活福祉部長。

〔一井生活福祉部長兼福祉事務所長登壇〕

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第 152 号「令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算から御説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、前年度の愛媛県国民健康保険給付費等交付金等の返還額が確定したことにより、償還金を増額するとともに、財政調整基金積立金事業を減額調整するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ 1369 万 6000 円を増額し、事業勘定歳入歳出予算の総額を 50 億 8539 万 6000 円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、電力の価格高騰により不足する電気料を増額するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ 20 万 7000 円を増額し、診療施設勘定歳入歳出予算の総額を 1 億 5245 万 8000 円と定めるものであります。

また、令和 5 年度更新予定の二及・周木診療所のレセプトコンピューターにつきまして、令和 4 年度中から機器仕様の決定等の事務を進める必要があることから債務負担行為を設定するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

#### ○三瀬建設部長

議案第 153 号「令和 4 年度西予市農業集落排水

事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、電力の価格高騰により不足する電気料金を増額するものであります。

これによりまして、歳入歳出予算それぞれ419万円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億1943万2000円と定めるものであります。

続きまして、議案第154号「令和4年度西予市水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、電力の価格高騰により不足する電気料を増額するものであります。

これによりまして、第2条の収益的支出につきましては、既決いただいております収益的支出に3084万6000円を増額し、総額を7億8367万3000円といたしております。

続きまして、議案第155号「令和4年度西予市公共下水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、電力の価格高騰により不足する電気料を増額するものであります。

これによりまして、第2条の収益的支出の補正につきましては、営業費用を540万9000円増額し、総額を5億163万3000円といたしております。

以上3議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

藤井医療介護部長。

〔藤井医療介護部長登壇〕

#### ○藤井医療介護部長

議案第156号「令和4年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、電力の価格高騰により不足する電気料の増額及び医療機器購入に伴う補正を行うものでございます。

第2条の業務の予定量の補正では、主な建設改良事業の増額を行うものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収入では、医業外収益として他会計補助金を2300万円増額し、病院事業収益総額を40億4392万3000円といたしております。支出につき

ましては、医業費用として電気料を2900万円増額し、病院事業費用総額を46億7145万5000円といたしました。

第4条の資本的支出の補正につきましては、建設改良費として、医療機器購入費80万円を増額し、資本的支出総額を6億8628万9000円といたしております。

そのほか、第5条の他会計からの補助金の補正についても表のとおり改めております。

続きまして、議案第157号「令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、電力の価格高騰により不足する電気料の増額補正を行うものでございます。

第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収入では、施設事業収益の施設運営事業外収益、支出では、施設事業費用の施設運営事業費用、いずれも同額の440万円を増額し、収入の施設事業収益総額を6億808万6000円、支出の施設事業費用総額を6億4465万2000円といたしました。

第3条の他会計からの補助金の補正についても、今回の補正額440万円を一般会計から受ける補助金とするように改めております。

以上2議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

（日程4）

#### ○小玉議長

次に、日程第4、報告第19号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

#### ○山住総務部長

報告第19号「専決処分事項の報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市の義務に属する損害賠償の額の

決定及び和解について、別紙のとおり5件の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**○小玉議長**

理事者の報告は終わりました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

12月5日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時25分

第 2 日

12 月 5 日 (月曜日)

令和4年第4回西予市議会定例会会議録（第2号）

- |              |            |           |         |
|--------------|------------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和4年12月 5日 | 野 村 支 所 長 | 大 森 寿 和 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場    | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| 1. 開 議       | 令和4年12月 5日 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
|              | 午前 9時00分   | 総 務 課 長   | 兵 頭 章 夫 |
| 1. 散 会       | 令和4年12月 5日 | 財 政 課 長   | 安 岡 克 敏 |
|              | 午前11時53分   | 監 査 委 員   | 正 司 哲 浩 |

1. 出 席 議 員

- 1 番 和 氣 敦 男
- 2 番 宇 都 宮 久 見 子
- 3 番 信 宮 徹 也
- 4 番 宇 都 宮 俊 文
- 5 番 加 藤 美 香
- 6 番 中 村 一 雅
- 7 番 河 野 清 一
- 8 番 佐 藤 恒 夫
- 9 番 山 本 英 明
- 10 番 竹 崎 幸 仁
- 11 番 小 玉 忠 重
- 12 番 源 正 樹
- 13 番 井 関 陽 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 森 川 一 義
- 18 番 酒 井 宇 之 吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 市 長           | 管 家 一 夫   |
| 副 市 長         | 酒 井 信 也   |
| 教 育 長         | 松 川 伸 二   |
| 総 務 部 長       | 山 住 哲 司   |
| 政 策 企 画 部 長   | 宇 都 宮 明 彦 |
| 生 活 福 祉 部 長 兼 |           |
| 福 祉 事 務 所 長   | 一 井 健 二   |
| 産 業 部 長       | 和 氣 岩 男   |
| 建 設 部 長       | 三 瀬 計 浩   |
| 医 療 介 護 部 長   | 藤 井 兼 人   |
| 会 計 管 理 者     | 三 瀬 功     |
| 消 防 本 部 消 防 長 | 酒 井 広 一   |
| 教 育 部 長       | 宇 都 宮 裕   |
| 明 浜 支 所 長     | 上 中 保 博   |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事 務 局 長 富 永 誠
- 議 事 係 長 三 好 祐 介

1. 議 事 日 程

別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件

別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過

別紙のとおり

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

**○小玉議長**

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

**○小玉議長**

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

まず、15番二宮一朗君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

二宮一朗君。

**○15番二宮一朗君**

改めましておはようございます。公明党の二宮一朗でございます。

今、ワールドカップで、日本が決勝トーナメントに進出をしたということで、久しぶりに日本中が明るい話題でいっぱいです。スポーツを少しかじった者としては、改めてスポーツの力の偉大さに感激をしているところでございます。

本日の一般質問も明るい前向きな答弁をいただきますようお願いをいたしまして、一般質問に入らせていただきます。

今回は、大きな3つのテーマで質問をさせていただきます。

最初に、南海トラフ巨大地震の津波対策についてでありますけれども、南海トラフ巨大地震の発生確率が、今後30年以内に80%と言われ始めたのは、2011年の東北地方太平洋沖地震が発生後、次に起こるのはどこだと、そういう議論の中から、東海なのか東南海なのかという話になって、1944年の昭和東南海地震及び1946年の昭和南海地震が発生してから70年以上経過した現在、次の南海トラフ地震が目前に迫っていると警鐘を鳴らしてからでありました。

一方で、次に起こる地震・津波の発生時期、規模を想定する難しさや、80%の確率に対しても最

近異論が出てきているところもございます。

気象庁のホームページでは、平成30年12月に中央防災会議の有識者会議において、南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応の在り方について取りまとめられ、平成31年3月に南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドラインを公表し、防災対応をとるべき3つのケースごとの具体的な防災対応が整理されるなど、いざというときの備えを急いでいるようにも感じております。

この西予市では、津波情報の変更でハザードマップを改訂し情報を共有したり、三瓶・明浜地域では津波対策の防災訓練も行われております。

そこで最初の質問ですけれども、これまでの津波対策としての防災訓練について。2番目に要配慮者の避難について。3番目に避難路の状況について、また、避難場所の状況についてをお伺いして、現状を確認し、課題を明確にして、今後備えるべきことは何なのか、どのような準備が必要かということをお聞きさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

管家市長。

〔管家市長登壇〕

**○管家市長**

皆さんおはようございます。

本日は一般質問に当たりまして、早朝より傍聴にお越しをいただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症ですが、第7波ほど爆発的な感染拡大傾向ではございませんけれども、第8波の波はじわじわと拡大をしております。

また、この時期にしては比較的暖かい日が続いておりましたが、12月に入りまして急に寒波など急激に冷え込むこともあります。年末に向けて感染対策、そして、体調管理にはくれぐれも御留意をいただきたいと思っております。

さて、本日から3日間にわたりまして、9名の議員の皆様から一般質問をお受けいたします。

それぞれの御質問に対しまして真摯に回答させていただきますようお願いをしておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、市政運営の根幹に関わる質問につきましては私が回答し、専門的分野などの質問につきま

しては、各担当部長を中心として回答させていただきたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

それではまず、防災訓練についての御質問にお答えをさせていただきます。

津波対策としての防災訓練といたしましては、市主催の西予市地震・津波防災訓練、また、沿岸部各自主防災組織においても訓練に取り組んでいただいているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もございまして、ここ数年自主防災組織での訓練につきましては制限がかかっておりますが、市主催の訓練につきましては、明浜、三瓶地区を隔年で実施をいたしております。

昨年度は三瓶町蔵貫浦、蔵貫地区の訓練に合わせまして、皆江地区、6区でも参加をいただきまして320名、33.3%、今年度は、明浜町宮野浦地区におきまして、9月4日に宮野浦自主防災クラブと共催で開催をいたしまして約105名、41.8%の住民の皆様に参加をいただいたところでございます。

津波対策の効果についてでございますけれども、南海トラフ巨大地震の被害想定におきまして、最大の被災が想定されております津波災害に関しましては、東日本大震災の教訓を生かし、いかに早く高台に避難し命を守る行動がとれるか、これが最も重要なものとなってまいります。沿岸部における住民の皆様の災害への意識は高く、避難訓練も高い頻度で行っていただいております。この訓練の積み重ねが実際の災害におきましては大きな効果を発揮するものと期待をいたしております。

また、愛媛県におきましても、特に宇和海沿岸5市町の津波災害対策に力を入れていただいております。避難だけではなく災害後の復興を見据えた事前復興の共同研究に当市も加わりまして、令和3年3月に南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針が策定されたところでございます。この指針に基づき、現在、当市におきましても西予市事前復興計画の策定を行っているところでございます。

今後も引き続き、訓練並びに自主防災組織への

支援を実施し、津波対策を展開してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

一井福祉事務所長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

避難行動支援者の個別避難計画の作成状況についてお答えをさせていただきます。

個別避難計画とは、避難行動要支援者一人ひとりについて、緊急時の家族などの連絡先、避難場所や避難経路、避難を支援していただく近隣協力員や避難時に配慮しなければならない事項などをまとめたものでございます。

市では平成30年7月豪雨災害や全国的に多発する大規模災害を受けて、避難行動要支援者への具体的な個別避難計画の作成が急務であると考え、令和2年1月に西予市避難行動要支援者避難支援計画を策定し、個別避難計画の作成促進に取り組んでおり、自主防災組織をはじめ地域協力者となる市民の皆様を対象に、本事業の目的や必要性の周知徹底を図り、その上で地域を主体とした個別避難計画作成の体制構築を目指し、関係機関等への協力依頼を進めております。

昨年度は災害リスクや自主防災組織の取組状況から選定した市内4地域をモデル地区として策定を進めました。今年度は、地域で取組が進んでおります地区について、先進的な事例となるよう策定のご協力をお願いする予定としております。また、自主防災組織連絡会において、個別避難計画の必要性を説明し御理解と御協力をお願いしたほか、広報せいよ9月号においても制度の周知や計画への理解促進について掲載したところでございます。

このような取組を行うことにより、防災に対する意識の向上を図っていくことが、災害に強いまちづくり、安心安全に暮らせるまちづくりにつながるものと思っております。

市民の皆様におかれましては、日頃からの自助・共助について考え、そして備えていただくとともに、個別避難計画が地域の避難に有効活用されますよう御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

山住総務部長。

**○山住総務部長**

それでは私から避難路の状況、また避難場所の状況についてお答えをさせていただきます。

まず、津波緊急避難場所への避難路の整備状況でございますが、東日本大震災後、愛媛県におきましていち早く創設をいただきました愛媛県緊急津波対策推進事業費補助金を活用し整備をさせていただきました。その後、後背地の高台への避難支援といたしまして、市単独で手すりの設置などの整備を実施いたしております。

今後の課題でございますが、地域住民の高齢化等を見据えますと、車での避難が必要な方、また、徒歩避難が困難な方の増加が予想され、高台への避難路整備や高台をつなぐ命の道の整備が必要になってくるものと考えております。東日本大震災の教訓からも、被災後の復興事業には、多大な財源や時間、労力が必要となってくるため、現在進めております西予市事前復興計画の事前復興まちづくり計画を活用いたしまして、住民の皆様とともに津波対策について考え、御意見を反映させながら必要な整備を行ってまいりたいと考えております。

続いて、緊急避難場所の状況でございますけれども、この緊急避難場所につきましても、避難路と同様に県補助事業を活用させていただくとともに、市単独事業や自主防災組織活動育成補助金を活用いただきまして整備をさせていただいておるところでございます。

また、電源確保につきましては、市から電源等の配備は行っておりませんが、防災倉庫、テント、簡易トイレの貸与等を行っているところでございます。

先ほどの県補助金を活用してソーラー式の街路灯を整備いただいている組織、また、自主防災活動育成補助金を活用して発電機等を整備いただいている自主防災組織もございますので、引き続き、各緊急避難場所の立地等の状況を考慮した支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、避難物資の補給に関してでございますが、国道 378 号線が津波による被災で使用不能になることも想定されており、物資支援が滞る孤立集落が多数発生することも予想されているところでご

ざいます。津波がれき等の影響がなければ船舶による支援も可能となりますが、命を守る道とともに命をつなぐ道として緊急輸送路の整備も今後検討していかなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

二宮一朗君。

**○15 番二宮一朗君**

ありがとうございました。

何点か再質問をさせていただきます。

これまでの津波防災訓練で、住民の皆さんの防災意識がどのように変化があったのか。また今後、こういうことも取り入れたらいいかなというものがあれば教えていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

山住総務部長。

**○山住総務部長**

お答えをいたします。

今年度の地震・津波防災訓練で見ましても、これまで実施をしましてまいりました高台の津波緊急避難場所への避難に限定することなく、二次的な避難を想定した訓練内容とすることが地域からも提案されるなどしております。防災意識の高揚が図られているものと推察するところでございます。その上で、災害はいつ起こるか分からないことも踏まえまして、若者が比較的にない平日の昼間の訓練、また、夜間避難訓練の実施につきましても、地域と連携しながら推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

二宮一朗君。

**○15 番二宮一朗君**

次に、津波対策の効果についてですけれども、南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針を見ますと、幅広い項目であらゆる分野が概要としては網羅されているために、指針というのは何を指すのか、目指すべき方向というのは、私にはちょっと見にくかったというのか、分からなかったわけですけれども、この西予市事前復興計画の策定については、どういうことを目指して、どのよう

にしようとして取り組まれているのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

山住総務部長。

**○山住総務部長**

本市で現在策定を進めております西予市事前復興計画でございますが、その構成は復興プロセス編、復興ビジョン編、復興まちづくり計画の3編で構成をいたしております。市全体を対象とした幅広い計画として、今年度末に完成予定といたしておるところでございます。

策定後におきましては、この計画をもとに行政内部におきましては、復興に係る課題や細部の調整を行うほか、各地域におけます事前復興まちづくりを推進するというところで、地域課題の共有と議論、その解決に向けたハード対策を検討、計画をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

二宮一朗君。

**○15 番二宮一朗君**

今年度中にできるということですのでけれども、行政向けではなく、市民の人が分かりやすいような言葉で発信していただければありがたいかなと思っておりますのでよろしくお願いたします。

次に、内閣府は、災害時に自力避難が困難な高齢者や障がい者の逃げ遅れを防ぐために、全国の市町村に対しケアマネジャーなどの福祉職との連携を強化し、一人ひとりの避難方法を事前に決めておく個別計画を作成するように促しております。

個別計画は対象者の避難ルートや避難場所、手助けする支援者の氏名を明記するなど、一人ひとりの心身の状況を考慮することが特徴だというふうに書いてありました。

要支援者の個別避難計画ができた場合に、情報共有できる範囲はどのようになるのか。また、完成後、津波避難訓練等にもたらす効果をどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

一井福祉事務所長。

**○一井生活福祉部長兼福祉事務所長**

まず、要支援者の個別避難計画の共有範囲についてお答えをさせていただきます。

令和2年1月に策定いたしました西予市避難行動要支援者避難支援計画により、作成後の個別避難計画は、要支援者本人と市が保有いたします。情報共有できる範囲は、自主防災組織や消防団、民生委員、児童委員、近隣協力員となります。

続きまして、避難訓練等にもたらす効果についてですが、個別避難計画を作成することで、津波避難訓練等においてスムーズな避難誘導ができ、あわせて計画の実効性の検証や修正を行い、有事の際に備えた対策を講じることができると考えております。また、計画の作成により、地域での自助・共助の意識が高まり、災害に強いまちづくりにつながるものと期待しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

二宮一朗君。

**○15 番二宮一朗君**

ありがとうございました。

次に、避難路についてですけれども、避難路はおおむね整備ができていうふうな御答弁で安心をしております。

課題といたしまして、高齢者の要支援者の避難に必要な整備というのがありましたけれども、具体的にはどのようなものなのか。また、住民の皆さんからどんな御意見をいただいているのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

山住総務部長。

**○山住総務部長**

当市の沿岸部におきましては、幹線や集落の後背地が急峻な山となっております。津波緊急避難場所の多くは、住宅裏の高台などのほか、徒歩に限定される避難路も少なくありません。車での避難が可能な避難路の確保に関する地域から御意見をいただいております。

こういったことを踏まえまして、先ほど申し上げました事前復興まちづくり計画をそれぞれの地域におきましても検討、策定をいただきまして、それらを踏まえた避難路の整備について、先般、

国のほうにもまいりましたが、国土交通省をはじめとする各種事業について調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

二宮一朗君。

#### ○15番二宮一朗君

この項目最後ですけれども、避難場所についてですが、避難場所についてはどのくらいその場にとどまっておられると想定をされておられるのかなというのがちょっと心配なんですけれども、長時間耐えられる避難場所ばかりではないように思います。その対策はどうなんでしょうか。

また、電源の確保については、発電機を整備されていない自主防災組織の割合というのはどのくらいあるのか。そしてソーラー式街路灯設置避難所を何か所か私も見て回らせていただきましたが、電気、明かりはあるんですけれども、電源の確保という意味では、コンセントをさせるようなところは一つもありませんでした。夜間の避難場所を想像すれば喫緊の課題の一つと考えます。

今後の設置を進めるときは、コンセントが使用できるようなものが必要ではないのかお伺いをいたします。

また、津波避難の場所を考えれば、災害時避難物資補給が容易でないことはもちろんですけれども、避難物資は必ず届けなければなりません。命を守る道路を実現するためにどのような方策があるのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

津波緊急避難場所におきましては、大津波または、津波警報が解除されるまでの間とどまっていたり必要がございます。早くても数時間、発生時刻にもよりますけれども、長ければ夜が明けるまでといったことも想定されているところでございます。

このようなことから、津波避難場所におきましては防災倉庫、テント、簡易トイレを無償貸与いたしておりまして、そのほか自主防災活動育成補助金事業によりまして、その地域や避難場所に

応じた整備をいただいているところでございます。

自主防災組織におけます津波緊急避難場所の発電機の整備の割合、こちらについて市では把握はいたしておりません。自主防災組織活動育成補助金を活用されている組織のほか、自前で整備をされている地域やまた組織もあるかと思えます。引き続き、津波緊急避難場所の立地環境等に配慮した電源確保につきましては、自主防災組織を支援してまいりたいと考えております。

また、ソーラー式の街路灯からの電源確保でございますけれども、現在設置をしている街路灯は、あくまでもその避難所での明かりの確保に主眼を置いたものでございまして、コンセントをさせるような仕様とはなっておりません。ソーラーで発電した電気の活用につきましては、蓄電池などの関係もでございます。今後の設置につきましては議員の御指摘の点を含めて検討してまいりたいと考えております。

災害時の避難物資の輸送につきましては、高台における避難路とともに密接に関係していくものと考えております。先ほど申し上げましたが、命をつなぐ道とあわせまして、その方策を検討する必要があるというふうに考えております。

先ほど申し上げましたが、先般市長が国土交通大臣と面会した折にも避難路整備に関する心強いお言葉を大臣からいただいておりますので、都市防災総合推進事業をはじめとする各種制度の活用を今後研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

二宮一朗君。

#### ○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

先ほど言いましたけれどもソーラー式街路灯がついている避難場所をちょっと回ってみましたけれども、やっぱコンセントが必要だなというのは改めて考えとるんですけれども、特に今蓄電池とか、ソーラーも風力とのハイブリッドの電気、街路灯ですね、そういうのも今開発されているようなのでぜひ検討していただきたいと思えます。

東北震災の翌年なんですけれども、委員会の視察で気仙沼市に行かさせていただきました。そこで、勉強してきたこと2つ、自分の記憶に残っている

ことがございます。

1つは、気仙沼は何度か津波を経験しているけれども、今回も大きな被害を出してしまった、死亡者を多く出してしまったというふうな防災担当者のお言葉。もう1つは「津波てんでんこ」という言葉であります。その言葉に込められたものは津波から逃げる方法を知っている。どこに逃げるのか、どう逃げるのか、いつ逃げるのかを頭に入れること。

そして2つ目として、大事な人を信じて逃げる、お互いが津波から逃げる方法を身につけていて、必ず行動に移していると信じる。安否が確認できなくても、安全が確認できた後で出会う手段を決めている。この2つの大前提を要約すると、津波てんでんこという言葉は、ばらばらに逃げるという行動をするに当たり、いざというときの一瞬の判断ができるようにしておく。それが一人ひとりの命を助けることにつながるということだと思いました。

ぜひ今続けている防災訓練がそういうふう生きればいいかなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次の項目ですけれども、災害時、水の確保について質問させていただきます。

今ほど質問させていただいた南海トラフ巨大地震をはじめ、異常気象による豪雨災害や大型台風危険性も高まり、毎年どこかの地域で大規模災害が起こっている今現状です。

4年前、西予市の豪雨災害のときや凍結による水道管破裂が何カ所にも起こり、水源や水道施設の被害、また、気温の低下による水道管の破裂、水漏れ等で長い時間水道が使えない状況が続いたことがございました。

電気・ガス・水道など、生活インフラの何が欠けても困るわけですけれども、中でも断水状態が生活に及ぼす影響は非常に大きいと考えます。宇和島市においては、私の同僚の公明党議員が、何年か前から継続的に一般質問をして、災害時の井戸の活用ができるようになっております。

私もこの間、畑を自分でやっております、水を、水道から遠いもんですから、井戸を使って水撒こうかなと思ったときに、そうやなあと、うちには2つ井戸があるなど。こういうのも一つ活用できたらいいかなというちょっと思いで今回の質

問になったわけですけれども。また西予市は農家も多いわけですから、井戸のある家が多いんじゃないかなというふうに思います。その御家庭にある井戸を災害時に活用させてもらえないものかと思って、今回質問をさせていただきます。

水道管の破損時の対応について、飲料水の確保はどうなっているのか。また、生活水の確保はどうなっているのか。そして、災害時の井戸の活用について、災害時の井戸の活用の認識、市としてお持ちなのかどうか。

2つ目に、災害時に活用できる井戸の調査についてやっていただけたらいいかなと思うんですけれどもお考えを伺いたい。そして、災害井戸の設置について、この点についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

三瀬建設部長。

#### ○三瀬建設部長

それでは、水道破損時の対応についてお答えをいたします。

まず、大規模災害時の飲料水の確保につきましては、地震時に自動で弁が閉じて水を確保できる緊急遮断弁を宇和と野村の主要な配水池に設置しております。また、三瓶につきましても現在設置を予定しているところでございます。このほかにも、明浜支所と野村小学校に飲料水兼用耐震性貯水槽を設置しております。

被災初期には、給水所を設置し、これらの水を給水車等で配ることになります。西予市でも平成30年の豪雨災害を教訓に、令和2年度に給水車を導入しております。

また、人間は1日当たり約3リットルの飲料水を必要とされており、この飲料水を運搬するために6リットル入り給水袋を約3,000枚準備しております。

加えまして、市では非常用飲料水を備蓄しており、避難所等でお配りすることができます。しかしながら、数に限りがあることから、各家庭におきましても最低3日分の飲料水を備蓄していただきますようお願いしたいと考えているところでございます。

南海トラフ巨大地震のような広域的に甚大な被害が発生し、大規模な断水の場合は、近隣自治体に応援を要請することはできなくなります。

このため、全国組織であり各水道事業体における資機材の備蓄状況などを把握し、緊急時にスムーズな対応が可能な公益社団法人日本水道協会に応援要請を行います。協力体制に基づいた相互応援活動を行っていただくこととなります。また、災害派遣の要請による自衛隊の災害派遣では、給水支援のほかにも様々な支援をいただけることとなります。市では、過去に平成30年の豪雨災害時に支援をいただいております。

次に、生活用水の確保につきましては、生活用水は飲料水に比べて非常に量が多くなることから、飲料水の応急給水のように生活用水を供給することは困難となります。このため、生活用水の供給につきましては、水道施設の復旧を待つ必要がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

それでは災害時の井戸の活用につきまして答弁させていただきます。

災害時の井戸活用につきましては、応急給水があくまでも飲料水ということでありまして、生活用水の供給は水道施設の復旧を待つしかない状況であるため、生活用水としての災害井戸の活用は、全国の事例を見ても有効であると認識をいたしております。

また、災害時に活用できる井戸の調査につきましては、近隣の自治体におきましても災害応急用の井戸の登録を実施している自治体もございます。そうした先行事例等も参考にしながら研究をしてみたいと考えております。

災害井戸の設置につきましては、現段階におきましては、市としての災害井戸の設置は考えてございません。まずは、所有者または地元で管理できる井戸について把握し、既存の井戸が活用できるような登録制、また、防災マップ等に掲載するなどの対策を検討してみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

二宮一朗君。

#### ○15 番二宮一朗君

ありがとうございます。

今の御答弁で、飲料水については、各御家庭で3日分備蓄をしておけば何とか市のほうで対応できるという御答弁でしたので安心をいたしました。

生活用水については、水道設備の復旧を待つしかないとのことでありましたけれども、4年前の野村地域での豪雨災害のときに、真夏の太陽の下で土砂の撤去作業に追われていた状況を忘れることができません。当時、水道も復旧するまで1週間ぐらいかかったというふうに記憶をしております。

先ほど、私が自分とこの井戸で気がついたというのは、飲料水はともかくですけれども、お風呂とかですね、そういう生活用水に井戸があれば役立つのではないかというふうにふと思ったわけがあります。避難場所とか、避難場所の近くにも井戸があればと、また御家庭にどれだけの井戸があるのかと、一度そういう調査をされたいかがかなと思っております。そして、災害時に活用をさせていただけるのか、そういうアンケート等もとってみたいのではないかと思いますけれどもお考えをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

先ほど御答弁をいたしましたとおり、災害時に井戸が生活用水として有用であるということは認識をいたしております。議員御提案のとおり、井戸の状況と災害時におけるその活用についての調査などにつきましては、自主防災組織を通じた情報の収集、また、それらを基にした地域での訓練、こういったことにも取り入れていただきたいというふうに考えております。今後その辺りにつきましては十分研究を進めて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

二宮一朗君。

#### ○15 番二宮一朗君

ありがとうございます。

ぜひ前に進むように御期待をしております。

最後の質問になります。

SNSの活用についてであります。現在の生活にSNSの占める割合というものはかなり大きいものがございます。スマートフォンにつきましては、今や小学生から高齢者にまで普及をして幅広い世代で使われております。自治体においては、特にこのSNSは、移住定住や人口減少対策、関係人口を増やすことを進めなければならないこの地方創生の取組において、全国の自治体はそのツールとして活用をされているように認識しております。また、自治体からの発信力、SNSやホームページからの情報発信は、市民の皆さんにとっても非常に重要だと考えております。

そこで、西予市のSNSについて、特に、フェイスブック、LINEの状況についてをお伺いし、また今後のSNSの活用についてということもお伺いをしたいと思います。

次に、ホームページですけれども、過去に何度か質問させてもらい、昨年もしか質問したと思うんですけれども、期待した答弁をいただいたこともあるんですけれども、状況に変化が見受けられないというのが私の認識でございます。ですからまた今回も質問をさせていただきます。ホームページの役割について、市としてはどのようにお考えなのか。そして、今後のこのホームページ、再度ですけれども、どういうふうにしていきたいのかお考えをお聞かせ願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

まず、フェイスブックの状況についてお答えをいたします。

本市では、西予市公式フェイスブック、いいやん西予を運用しており、担当課からの依頼により、イベント情報の掲載や警報発令時に注意喚起等の情報を市ホームページ、ツイッターとともに発信をしております。令和4年12月2日時点で915人にフォローをされています。

また、公式フェイスブックとは別に、ギャラリーしろかわや各支所なども運用を行っており、専門的な情報や地域に密着した情報を発信しております。

続きまして、LINEの状況についてござい

ますが、政府機関・地方公共団体等における業務でのLINE利用状況調査を踏まえた今後のLINEサービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）2021年によりますと、地方公共団体においては、LINEを業務上利用している団体は64.8%となっております。

また、民間会社がまとめました2022年度のSNSの利用動向に関する調査によりますと、主なSNSの利用率は、LINEが79.5%、ツイッターが55.9%、インスタグラムが52.9%、ユーチューブが62.0%、フェイスブックが24.6%となっており、LINEを活用した情報発信は有効な手段ととらえております。

本市におきましても、LINEで気軽にお友達になってもらい、市民の皆様への情報発信の充実や関係人口の増加等につながるように、適切な情報伝達や行政サービスへのアクセスの向上等を目的として、新たな手段として取り入れるよう検討を行っております。

今後のSNSの活用についてですが、先ほどと同様の民間会社の調査によりますと、日本でのSNSの利用者数は8270万人、利用率は82%となっております。

SNSの利用者は、登録者数、利用者数ともに増加傾向にあり、このまま普及が進めば、2024年末には、利用者は8388万人へと拡大し、利用率は83.2%に達する見通しとなっております。

本市におきましては、令和4年12月2日時点のフォロワー数は、フェイスブックは915人、ツイッターが298人、インスタグラム313人、ユーチューブ323人となっております。

市のホームページには、市からの全ての情報を掲載するよう努めており、住民の皆様の情報サービスの向上と交流人口や関係人口への増加へもつなげられるよう、SNSそれぞれの利用動向に合わせて、各媒体の特徴に応じた情報発信の仕組みづくりを行っていきたくと考えております。

続きまして、ホームページの役割についてお答えをいたします。

ホームページは、市からの情報発信を行う広報媒体の中心的な役割として位置づけております。積極的に活用し、SNSと連携し情報発信を行っていきたくと考えております。

今後のホームページにつきましては、先ほど申

しましたように、ホームページは市からの情報発信を行う広報媒体の中心的役割として活用し、市の公式のSNSとの連携を図りながら運用してまいります。

総務省の令和3年情報通信白書によりますと、2020年の個人のインターネット利用率は83.4%となっており、端末別での利用率は、スマートフォンが68.3%、パソコンが50.4%であり、スマートフォンの利用率がパソコンを17.9%上回っております。このため、ホームページはスマートフォンでも閲覧しやすい情報を発信していくよう現在検討を進めております。

また、2020年度における個人の年齢階層別のインターネット利用率は、13歳から59歳までの各階層では9割を超えており、60歳から69歳では8割を超え、70歳から79歳では約6割が利用されています。

市民の皆様により分かりやすいリンクページの作成や、幅広い年代の方にもアクセスしていただける仕組みづくり、情報を受け取った方への満足度へつなげるための情報発信を行える仕組みづくりを行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

二宮一朗君。

#### ○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

何点か質問させていただきます。

フェイスブックについて、915人のフォロワーということでしたけども、915人がどうなのかなという数字の多い少ないですけども。ちょっと一般的に見たら、市のホームページやフェイスブックで1,000人切っとるとするのは僕は非常に少ないんじゃないかなと考えております。また、御答弁の中で支所が運用しているというのもありましたけれども、私も以前、活発に発信されてた支所もあったのは知ってますけど、最近見たらあまり活発に発信をされていないようにちょっと思っております。今、各支所からの発信状況について、管理はどのようにされているのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

フェイスブックで各支所からの発信状況についての管理の方法についてお答えをいたします。

フェイスブックは、各支所、各課がアカウントを管理しており、発信状況も様々となっているのが現状でございます。

今後は、議員御指摘のとおり、それぞれのSNSの特徴に応じた情報発信を行ってまいりたいと考えておりますので、フェイスブックについても情報を受け取る方の立場に立った情報発信を検討していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

二宮一朗君。

#### ○15番二宮一朗君

ぜひよろしくをお願いします。

次に、LINEについてですけれども、このLINEについては、もうかなり前から何度も質問をさせていただきまして、特に、道路の状況について、このLINEを使ったらどうかというふうなことも何度も質問をさせていただいております。前も言ったかもしれないんですけども、公明党の県本部の中でこういう話を何年か前にしましたら、周辺の市は、一般質問をして取り入れてる市がたくさん今ございます。残念ながら言い出しつぺの私が一番できてないということで、ちょっと歯がゆい思いをしているのが現状でございます。

そして、今、見てみますと、LINEは行政の情報発信や市民サービスで大きな役割となっております。宇和島市で見ると、道路、公園、通学路、不法投棄、こういうふうな通報機能も今備えております。また施設の予約、申請機能も加えて、施設利用料などの支払い機能も可能性が広がる取組を今しておりますので、ぜひ西予市にもそれを御期待したいと思っております。

今後、公式アカウントの運用基準や利用規約を早急に整えて、スピード感を持った取組が必要だと思いますけれどもいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

お答えをいたします。

LINEは、SNSの中でも利用率が一番高く、市からの情報発信を行う上で有効な手段ととらえております。

今定例会の補正予算において、LINE導入に関する債務負担行為を計上させていただいているところでございますのでよろしく願いいたします。

御質問にあります通報機能を含めた各機能についても、他市町の状況を参照し、本市の実情に合わせた運用が行えるよう検討を進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

二宮一朗君。

**○15 番二宮一朗君**

よろしく願いします。

次、ホームページですけれども、ホームページは、答弁にもありましたように西予市の顔であり、情報がいっぱい、市の情報が全て詰まっているというものでございます。この人口減少が進む地方自治体にとっては頼みの綱となりうる武器だと私は考えております。例えばふるさと納税とか、移住・定住で関係人口を増やすというふうなことでアクセスしていただいた方が、どのようなホームページで西予市で何をやってるのかというふうなことで選ばれるということがかなり多いんじゃないかなと思っております。ぜひその方針をもう一度伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

宇都宮政策企画部長。

**○宇都宮政策企画部長**

お答えをいたします。

先ほども申しましたとおり、市のホームページは、広報媒体の中心的な役割として、SNSと連携して情報発信を行っていきたいと考えており、来年度リニューアルも計画しております。

今後も、住民の皆様への市からの情報発信に加え、市外の方へも市の魅力等を発信し、ふるさと納税や移住定住、関係人口の増加につながるよう、担当各課と連携し取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

二宮一朗君。

**○15 番二宮一朗君**

ありがとうございました。

今までも何度も、このSNS、またホームページについて質問をさせてもらいましたけれども、今回もう一度信じようと、今、御答弁を聞いて思っておりますので、ぜひ裏切らないようお願いしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○小玉議長**

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時51分）

**○小玉議長**

再開いたします。（再開 午前10時05分）

次に、13番井関陽一君。

**○小玉議長**

井関陽一君。

**○13 番井関陽一君**

おはようございます。

議席番号13番井関陽一でございます。

議長より発言の許可を得ましたので一般質問させていただきます。

今回は大きく3点について質問させていただきます。

まず、業務改善についてと教育体制について、林業についての3点について質問させていただきます。

まず始めに、議会も電子採決を行うようになるなど、デジタルへの興味は大きくなりつつあると考えております。市民サービスの向上を目的として取組をなされているDX、デジタル・トランスフォーメーション、デジタル改革について、自治体として考えている内容について伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

宇都宮政策企画部長。

**○宇都宮政策企画部長**

DXの内容についてお答えをいたします。

DX、デジタル・トランスフォーメーションとは、一般的にデジタルの技術による社会経済の変

革を意味し、DXとも略されます。

県・市町DX協働宣言につきましては、県と市町が協働してデジタル技術を効果的・積極的に活用し、誰ひとり取り残さないデジタル・トランスフォーメーションに取り組むこと、業務の標準化等を通して、行政運営の効率化や行政サービスの向上に取り組むほか、産学官の多様な主体と共創しながら、地域住民の暮らしの質の向上や県内各地で育まれてきた個性豊かな産業の活性化などを促進するため、県民一人ひとりが愛顔で自分らしく生きられる愛媛づくりにチーム愛媛で取り組むことを令和3年3月25日に県及び県内全市町で宣言したものであります。

具体的には、システムの標準化・共同化・クラウド化の推進、県・市町一体となったデータ利活用の推進、県・市町DX推進会議による連携の深化などが挙げられております。あわせて、愛媛県のデジタル総合戦略も同日に策定をされており、行政のDX、暮らしのDX、産業のDXの3分野でDXを推進する計画となっております。

また、国におきましても、自治体が確実にDXに取り組めるよう、自治体DX推進手順書が令和3年7月7日付で作成をされ、この中で、自治体がDXを推進していくための手順が示されております。

本市におきましては、これらを受けまして、愛媛県デジタル総合戦略の3つの分野を参考に、DXを推進していくことで取り組んでおり、現在は、主に行政のDXの分野について取り組んでいるところでございます。

具体的には、昨年度でほぼ完了いたしました新型コロナウイルス感染症への対応、地域づくり活動センターへの対応を含めた非常時における業務の継続のための新生活様式対応行政サービス構築事業が挙げられます。

面積が広く、高齢化、人口減少の進む本市において、本市特有の様々な課題がある中、デジタル技術の活用により、解決、緩和できるものがあると考えております。ただ、全ての仕組みをデジタル化するのではなく、アナログとデジタルの使い分けや組合せで、本市の身の丈に合った本市のニーズに合うものについてデジタル化を進めていく必要がございます。

引き続き、今後、自治体情報システムの標準化、

共通化や業務のデジタル化の推進など、行政内部のDXに取り組んでまいります。DXを推進するに当たり、愛媛県デジタル総合戦略にも記載があるとおり、住民本位の行政を実現することが、誰ひとり取り残さないデジタル・トランスフォーメーションであると考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

井関陽一君。

#### ○13 番井関陽一君

ありがとうございました。

現在、西予市は行政のDXを中心に取り組んでいるということ、愛媛県全体で改革に取り組まれているということはよく分かりました。

その中で、1点再質問させていただきたいんですが、システムの標準化、共同化あるいはクラウド化の推進と言われましたが、現在どの程度進んでいるのか。システムの共同利用によるコスト削減はなされるのか、お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

お答えをいたします。

まず、自治体情報システムの標準化につきましては、住民基本台帳、印鑑登録、税業務、福祉業務等において、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通している20の業務において、令和7年度までに情報システムの標準化を図ることとされております。

また、これらの標準システムが動作する基盤は、国が構築するガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう進めております。

本市におきましては、令和2年8月に県内の7自治体で中南予自治体クラウド協議会を設立し、システムの共同運用を進めております。本市は、令和5年度から中南予自治体クラウドへのサーバーへ移行し、共同運用を行うことで計画をしており、移行すると年間10%はコストの削減がなされるものと試算をしております。その後、令和7年度までに国のガバメントクラウドに移行する計画で進めております。

しかし、現在、国で進めております標準化とガバメントクラウドの詳細な仕様が公開されていないため、コストの削減については不明確な部分がございます。

今後、帳票の統一化や印刷の共同化といった運用面の改善にも取り組んでいき、一層のコストの削減に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

井関陽一君。

#### ○13 番井関陽一君

ありがとうございました。

西予市も共同運用に向けては既に取り組みされているということで、スムーズにいけば 10%程度のコスト削減もできるのかなという答弁の内容だったと思うんですけども、ぜひとも共同化、あるいは標準化に向けて素早い対応をよろしくお願ひしたらと思います。

それでは次に、サービス向上目的、あるいは働き方改革として、これまでに組み込まれてきた実績と改善の内容についてお伺いいたします。

在宅勤務の環境整備やマイナンバーカードによるサービスなど具体的にお示し願ひたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

今までの取組と改善された内容についてお答えをいたします。

昨年度末でほぼ完了いたしました新生活様式対応行政サービス構築事業におきまして、総合窓口を設置して、手続のワンストップ化により市民の皆様が移動することなく各種手続を行えるようにいたしました。

窓口では、住民票の写しや印鑑証明書等の各種証明書につきましては、一部の手続についてタブレット端末により紙の申請書に書くのではなく、タッチパネルにより選択し、電子的にサインするだけで発行ができ、簡単で間違いのないスピーディーな発行を現在行っております。

令和5年度からは、地域づくり活動センターにおいても同様のことが行えるよう進めております。

また、オンライン会議システムを公民館でも行える環境を整備いたしましたので、近くの公民館で会議、相談などが行われており、時間短縮等移動の負担の軽減を図っております。

本庁、支所及び各公民館へは愛媛フリーWi-Fiを整備しており、災害時における避難時はもとより、通常の会合やイベントでも自由に使用できるようになっております。

行政内部の働き方の改革につきましては、レイアウトの変更、公民館への無線LANの拡張、電子決裁の拡大、オンライン会議システムの充実などにより、場所を選ばず働くことができ、会議による移動時間の削減、システム化によるペーパーレス等業務の効率は上がっており、負荷軽減にもつながっているものと考えております。

これとは別に、県では、県内の市町業務標準化モデル構築事業において、オンライン化、業務効率化を図り、行政サービスの向上を目指すことを目的に、手書きの申請をAI-OCRを使用してコンピューターで手書き文字を認識し、データ化することで、オンラインで手続が行えるシステム構築を進めております。システム間のデータの連携につきましては、これまで職員が手入力を行っていた作業をコンピューターが自動的に行うRPAを使用し、できるだけ人の手を介さない形で効率化を図っていくような構成となっており、令和5年度から一部の自治体において先行で導入し、令和6年度から県内全自治体へ展開する計画となっております。

これらによりまして、オンラインで手続が行えることから、市役所に来る必要もなくなり、また、職員が手入力を行う作業が少なくなるため、手続スピードの高速化が図られるものと考えております。

在宅勤務の環境につきましては、在宅でも市役所内部とほぼ同様にシステムの使用ができる環境となっております。

マイナンバーカードによるサービスですが、参考といたしまして、現在市では、10月末時点のマイナンバーカードの交付率は60.49%となっております。

国は令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指して、マイナポイントの拡充を展開し、まずは、マイナンバーカードの普及に取り組んで

います。今後、健康保険証や運転免許証との一体化が予定をされていますが、マイナンバーカードを利用した独自サービスについては、現在、スマートフォンへの搭載も進められており、搭載が本格化するとマイナンバーカード自体が不要になることも想定をされるため、情報収集を行い、状況を見極めた上で対応したいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

井関陽一君。

#### ○13 番井関陽一君

ありがとうございました。

まず、窓口での対応がワンストップ化され、移動することなくできるようになったということは、非常にすばらしいことだと思っております。また、タブレット端末により、実際に書き込むのではなく、タッチパネルで申請ができるということ、非常に改革が進んでいるんじゃないかなと思いました。

また、県では、下澤部長がおられたときに一般質問しましたが、手書きのデータをA I－O C Rを使ってデータ化することやR P A、ロボティック・プロセス・オートメーションによって人の手を介さない効率化を図っていくということなどが、令和5年から6年にかけて行われるということはお聞きしまして、職員数が減ってくる中、こういったデジタルでできるサービスによって、住民へのサービスの低下を招かないように取組をお願いしたいと思っております。

では少し再質問させていただきたいわけなんです、働き方改革の中で電子決裁の拡大と言われましたが、現在どの程度進んでいるのかをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

お答えをいたします。

従来の政策企画部に加えて、10月から総務部、医療介護部及び教育部について拡大を図って運用を行っております。その他の部署については、令和5年1月から行うことで内部調整を行っております。

また、電子決裁に移行するに当たり、文書事務取扱規定についても改正を行い、紙運用をそのままデジタルにするのではなく、簡素化し、デジタルで運用しやすく業務負荷が軽減されるよう努めております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

井関陽一君。

#### ○13 番井関陽一君

電子決裁についても随分進んできているなというふうに感じました。ますます進めていただきまして、業務のスムーズな運営ができるようにお願いしたいと思います。

もう1点お伺いしたいと思います。

マイナンバーカードの取組で、現在は、スマートフォンへの搭載も進められているので状況を見極めて対応するとの答弁がありましたが、よく言われているボランティア活動のポイントとか、健康な体づくりのポイント、このポイントの付加なんかにつきましては、スマートフォンに搭載されたとしても、ポイントは移行すれば済むことでありますし、また、図書カードにつきましては、12月2日の愛媛新聞に載っていましたが、松山でも利用が始まっているというふうに書いてありました。また、大洲では、来年3月からコンビニでの証明書の発行が行われるようになるという新聞に載っていましたが、図書カードなんかだったら保険証や免許証などとの一体化より簡単に思えるんですけども、その辺、今後の運用についてどのようにお考えかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

お答えをいたします。

議員の言われるとおり、ボランティア活動ポイント、図書カードへのマイナンバーカードの活用については、全国の他の自治体での事例がございます。

ただし、実際に図書カード等をマイナンバーカードで使用する際には、カードリーダーが必要となり、あわせてシステム改修が必要になります。また、運用面では、情報はマイナンバーカードの

独自領域に書き込むため、読み出すために暗証番号が必要であり、現在はカードを見せるだけ、バーコードリーダーで読み込むだけで対応が可能であるため、利用者にとっては手間が余分にかかるようになることが想定されます。

スマホに掲載されますと、整備した設備が不要となり、新たにシステム改修も必要となることから、現在、コストの面から状況を見極めているところでございますが、現在、本市のマイナンバーカードの交付率が60%を超えていることを鑑み、スマートフォンへの搭載が本格化しても、できるだけ移行経費がかからず、市民の皆様の利便性が向上できるような独自策につきまして、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

井関陽一君。

#### ○13 番井関陽一君

ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

先ほど少し言いましたが、大洲では3月からコンビニで証明書がマイナンバーカードを使って発行ができるようになったと聞いております。今行政から教えていただいた情報の中で、交付率、今1位が大洲市68.13%になっているということで、西予市は4番目の60.49%ということで、やはりマイナンバーカードを上手に使っている地域が普及率も交付率も上がっているんじゃないかなと思いますので、ぜひともその辺を考慮いただきまして進めていっていただけたらと思います。

もう1点お伺いしたいんですけども、先ほど二宮一朗さんもLINEでの公共施設利用システムのことを少し述べられましたが、現在、公共利用システムが存在していると思うんですが、今野村町を見た場合、公民館だけの利用が申請できるような形になっております。これ利用者側からしますと、体育館や乙亥会館もパソコン上、ウェブ上からの申請ができるようになると非常に便利ではないかと思うんですけども、公民館だけではなく、体育館とか乙亥会館の利用についてもそのシステムの中で動かせないか、お伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、実際今は公民館でしか運用ができない状況となっております。

LINEの運用につきましては、二宮議員の答弁の中でも申し上げましたとおり、来年度導入するような債務負担行為を計画しておりますので、まずは導入してから、そういった利用が市民の皆様にとってできるかどうかを検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

井関陽一君。

#### ○13 番井関陽一君

ありがとうございました。ぜひよろしく願いいたします。

それではDXに関する最後の質問であります。先日行われました農友地区の防災訓練において、要支援者の避難完了の報告がアプリにて市長になされました。デジタルにできる役割と今後の取組方針をお伺いするんですが、避難の確認をするという意味では、デジタルで整理するのが非常にすぐれているんじゃないかなと思うわけなんですけど、今後の取組について方針をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

それでは先般の防災訓練で使用されましたアプリについて、防災におけるDXの活用についてお答えさせていただきます。

11月6日に野村町農友地区におきまして、風水害を想定し、農友地区自主防災班が主体となりまして取り組まれた訓練でございまして、市もサポートさせていただき、議員にも参観をいただいたところでございます。

この訓練の中で愛媛大学が開発中の要支援者支援アプリを活用させていただきました。このアプリは、会長が共助避難の指示を出し、それをきっかけに、自主防災組織のメンバーがあらかじめ決められた要支援者の避難を支援し、その状況をアプリを通じて本部に報告するもので、災害における逃げ遅れゼロを目指すものでございます。

実際の災害におきましては情報共有をスムーズに図ることが大きな課題となります。このアプリはそうした課題の解決が期待されるとともに、要支援者の避難行動計画や実際の避難支援に役立つものと期待されております。

愛媛大学におきましては、今回の訓練時に実際に使用された方々にアンケートを実施され、今後使われる方の操作性等をより効果的な仕様に改良するというふうに伺っております。当市といたしましても、引き続き愛媛大学とも連携をさせていただき考えにございます。

また、先般、デジタル庁の仮称でございますが、官民連携型防災DX推進協議会、こちらの会にも会員登録をさせていただきました。

今後も優良事例等を参考にさせていただきながら、当市に合った防災DXの有効的な活用について研究をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

井関陽一君。

#### ○13 番井関陽一君

ありがとうございます。

本当に逃げ遅れゼロの実現には、デジタルでの確認がとても大事ではないかなと思います。また、確認するのに非常に早くできるのではないかなと思いますので、ぜひともこの開発について、愛大と協力しながらやっていかれるということとございましたので、よろしくお願ひしたらと思います。

ただ1点、プライバシーの問題がまだ解決していかなければならない点が多いと思いますので、よりよいアプリとなり防災DXとなるようにお願いを申し上げます。

それでは次に、大きな2番としまして教育体制について質問させていただきます。

以前の質問の中で中学校部活動の地域移行について質問したことがあるんですが、そのときの答弁の内容で、教育委員会が中心となって移行に向けて取り組みますとの答弁をいただいております。そのときには令和5年から移行するということがあったんですけども、今現在、そういった会合も持たれてないようでございますし、移行に向けた取組が現在どのようになっているのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮教育部長。

#### ○宇都宮教育部長

中学校の部活動の移行の現在の状況はということでもありますけれども、本市におきましては、令和3年度の時点では、令和4年度に関係者による地域部活動推進協議会を開催しまして、中学校部活動の地域移行に向けた準備を進め、令和5年度から休日の部活動を段階的に地域に移行していく予定としておりました。令和3年第3回西予市議会定例会においてもそのように答弁をさせていただいたところでございます。

しかしながら、今年度6月と8月に示されました国の提言を受け、愛媛県では、部活動の地域移行に係る推進計画を令和4年度中をめどに策定されるということとなりました。これにより、本市のスケジュールも県の推進状況に合わせて見直し、令和5年度を部活動の地域移行に係る準備期間といたしまして、令和6年度から可能な限り全ての部活動で休日の活動を地域に移行するよう予定を変更し、必要な準備を進めていくということといたしました。

今後の主な取組としましては、県の推進計画を受けた後、令和5年度のなるべく早い時期に、本市における部活動の地域移行に係る推進計画を策定したいと考えております。また、市内学校関係者、スポーツ・文化活動関係者、保護者等で構成する予定の推進協議会につきましては、令和5年度初めに第1回を開催し、部活動の参加主体となる生徒の意見を含め、様々な意見を集約しながら、スムーズな部活動の地域移行につなげていきたいと考えております。スポーツ協会、総合型スポーツクラブ、文化活動関係者等への進捗状況説明や協力依頼につきましては、本年度中に行い、来年度第1回の推進協議会において正式に説明を行う予定としております。

現在、地域の指導者による指導が行われている部活動があったり、陸上競技など小中高が連携して活動したりしている動きもございますが、中でも一番の課題は、指導者の確保であると考えています。これにつきましては、現在開催をしております準備委員会におきましても、早々に指導者候補の洗い出しに取り組むとともに、スポーツ協会、

総合型スポーツクラブ、各部活動の指導者確保に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

井関陽一君。

**○13 番井関陽一君**

ありがとうございました。

前回質問したときは、令和5年度から少しずつ移行していくということだったんですけども、今の答弁を聞いておりますと、令和6年度から休日の部活を移行するというので、1年延期になったということを理解いたしましたので、それはそれでいいわけなんですけども、答弁の中にありますが、指導者の確保が一番問題となるということは私もそのとおりだと思っておりますので、少しでも早いうちから取り組まないと、この指導者確保が難しいんじゃないかなと思いますので、ぜひともよろしく願いをいたします。

次に、高校の授業内容について質問させていただきたいと思います。

先日、通信制の高校、屋久島おおぞら高校を視察いたしました。この高校は全国に1万人程度の生徒が在籍し、どこでもどこでもという形で学習ができ、好きな場所でいろいろな授業をオンラインで受けることができるようになっていました。

西予市の高校は、もう本当に人数の確保に必死の状態でありまして、このようないろいろな授業がオンラインにて受講することができれば、生徒の希望に沿える高校となり、進学や就職にも有利になるんじゃないかなと考えております。また、そうすることによって生徒の確保につながるのではと考えますが、こういったことを高校に提案できないかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

宇都宮政策企画部長。

**○宇都宮政策企画部長**

オンラインの授業にて、選択授業数を増やす提案はできないかについてお答えをいたします。

現在、市内にある県立高等学校3校は、議員御指摘のとおり、入学者数が定員に満たない状態が長く続いており、市といたしましては、令和2年度から高校魅力化推進事業に着手し、各高校の魅

力化につながる事業の一環として、三瓶分校及び野村高校に公営塾を設置するなど、地域住民、学校、行政が一体となって市内の中学生及び市外の中学生に行きたい・学びたいと思える学校づくりを目指して取り組んでいるところでございます。

御提案いただきましたオンライン授業については、通信制高校と全日制高校とでは授業の実施形態が異なっており、通信制高校と同じ手法により全日制高校で実施することはできません。

現在、県の教育委員会高校教育課では、小規模校等連携推進ネットワーク校として宇和高等学校を中心に市内の3校を指定し、遠隔授業に取り組まれています。月1回程度、数学の授業や家庭総合の授業など、3校をオンラインでつないで、双方向の合同授業が実施をされており、一方的に配信される動画の授業とは異なり、画面を通してコミュニケーションをとることで、ふだんとは違う多くの人と触れ合うことができ、多面的に考える力を身につけることができるなど、生徒の視野が広がり有意義であると評価をされています。

回線の状態、機器の不具合等、ハード面での信頼性の向上は今後の課題ですが、このような遠隔授業が定着することで、市内各高校の得意な分野をお互いに共有することができ、選択科目が広がることで、議員御指摘のとおり、進学や就職にも有利になるものと思われまますので、今後の取組に期待するところでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

井関陽一君。

**○13 番井関陽一君**

ありがとうございました。

通信制の高校と全日制の高校での授業内容が違うということは、私も分かってはおりましたが、そういった中で、オンラインでの授業というものはどうかなということで質問させていただいたんですが、その中で、この市内では3校で魅力化推進遠隔授業が月に1回程度実施されているという答弁でございましたので大変感心をいたしております。

こういった授業が本当に定着し、また、回数が増えることによって本当に生徒の思っている内容の授業が受けれるんじゃないかなと思いますので、

ぜひともこのことを進めていって、もっと回数なり、授業内容なりをよくしていただけたらと思います。よろしく願いを申し上げます。

最後の質問に移らせていただきます。

森林環境譲与税について、今まで使われてきた事業内容について、お答えをお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

森林環境譲与税の今までに使った事業内容についてお答えいたします。

御質問の森林環境譲与税は、平成31年4月1日から施行された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、令和元年度から譲与されており、市町村においては、間伐等や人材育成・担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等の喫緊の課題に対応するため、森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされているものでございます。

令和元年度から令和3年度までの主な事業内容は、まず、森林づくりについて、森林環境譲与税と同じく平成31年に施行されました森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムへの取組として、市内の森林資源量解析を行い、そのデータを活用した森林所有者への管理に対する意向調査及び意向を反映いたしました環境林整備を実施いたしました。次に、人づくりについて、新規就労者への就業支援や自伐林家への安全対策支援、林業教室や生誕の森林記念植樹といった将来へ向けた人材育成を行ってきております。また、地域づくりについては、木質バイオマスペレット等の購入補助を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

井関陽一君。

#### ○13 番井関陽一君

ありがとうございました。

第3回定例会におきまして、木製の大型遊具に森林環境譲与税基金の使用を決定されましたけども、私個人から考えますと、本来の使用目的から少し外れているんじゃないかなと思っております。

森林経営管理制度を主とした事業とし、担い手

確保育成や環境林整備、さらには、皆伐再造林を含む森林の更新に使用するという答弁が、前回の加藤美香さんの答弁としてお答えされましたが、この方針に変化はないのか伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

森林環境譲与税の今後の使途に変化はないかという御質問でございます。

この森林環境譲与税、大枠では森林づくりに5割、人づくりに3割、地域づくりに2割程度の配分で、この貴重な財源を有効活用していきたいと考えております。その中でも、西予市の森林の健全化が最優先であると考え、主たる事業を森林経営管理制度事業とし、担い手確保育成、環境林整備、そして、皆伐再造林を含む森林の更新の3本柱を中心として推進していきたいという以前お答えした考えに変わりはありません。

また、法律には、森林環境譲与税の使途として、森林の有する公益的機能に関する普及促進、木材の利用促進も掲げられており、第3回定例会にて森林環境譲与税基金から充当を可決決定いただいた児童公園整備事業の木製遊具設置は、木材の利用促進はもちろんのこと、大型の木製遊具という人目を引くシンボルとして広く市内外から集客の見込めるどんぶり館に併設して設置されることにより、森林・林業のまち西予市としてPRできること、難しい言葉で説明するのではなく、体感として木の良さを感じることができることにより、次世代へ木育効果が得られることから、使途の目的に合致し、先ほどの人づくり、地域づくりにつながる事業であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

井関陽一君。

#### ○13 番井関陽一君

ありがとうございました。

木製遊具につきまして、人目を引くシンボルとして集客も見込めるという説明でありましたが、これは理解をしているからこそ、前回の定例会において可決決定したわけですので、この使い方に対して異議を申し立てるわけではございませんが、

基本的には森林整備を行っていく上で使われるということで、前回の美香さんの答弁と変わっていないということで少し安心をいたしているところでございます。

今後とも森林整備を中心とした使用方法をお願いしたと思います。

そこで1点、使用方法の一つとして、森林整備を行う上で有効になるんじゃないかなということで、木質バイオマスへの利用について、木質バイオマスの運営や林地未利用材の調達などにこの譲与税を活用できるのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

木質バイオマスの運営に関する経費、または林地未利用材等の原材料調達・利用への支援に森林環境譲与税を活用できるかとの質問でございますが、木質バイオマスの原材料となる市内の林地残材、端材については、現在でも県内のバイオマス発電施設や製紙会社へのルートが一定程度確立しており、有効活用されているのが状況でございます。

市が新たな木質バイオマス事業を実施する計画は現在ございませんが、民間事業者から新たな未利用材を活用する木質バイオマス事業への参入があれば、木材利用の促進につながり、森林環境譲与税の使途の目的に合致するため、内容について検討は必要ではございますが、森林環境譲与税の活用はできるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

井関陽一君。

#### ○13 番井関陽一君

ありがとうございました。

カーボンニュートラルが叫ばれるようになってから、西予市も今、エネルギービジョンの策定を行っている最中でございます。産業建設常任委員会では、みどりの食料システムについて取上げて調査研究しているところでございますが、農水省や林野庁、県庁、内子の木質バイオマス発電などに出向いて意見交換を行ってきましたが、なかなか着地点が見いだせていません。そのような中、

この森林環境譲与税は使い勝手がよく自由度が高いと言われております。先ほど言われましたように、民間業者が参入してくるのであれば、木質バイオマス事業への参入があれば使えるということでありましたが、話し合った中ではなかなかそういう手を挙げて動こうという動きは今のところないわけなんですけども、今後そういう事業者があらわれたらよろしくお願いしたと思います。

先ほど、①の中の今までに使った事業の中で、森林管理システムの取組として、森林資源量解析を行い、所有者の意向調査を実施したとの答弁がありました。11月30日に森林組合と城川のエフシーの方々と意見交換をさせていただきました。どちらとも人手がなく、材は山にあるんだけど搬出ができないということで意向調査をされた結果としましても、なかなかそれを全て搬出につなげていくということができないということでした。

そういった中で、もうけることのできない森林の整備、環境林整備ということになると思いますが、これらに税を投じて、自伐林家の組織をつくり、そこへ依頼して除伐を行ってみたいかどうかという提案や、また、60年生以上の木材については補助金が出ないということで、なかなかその山の更新を行うのにこの税が投入できないのかということの提案などもありました。

またもう1点、支障木の撤去にもこの森林環境譲与税は使っていけばいいんじゃないかなという意見がございましたので、これらのことは今後の課題として心にとめていただきまして、森林環境譲与税がよりよい西予市のためになるようにお願いを申し上げまして、一般質問を終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

#### ○小玉議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時50分）

#### ○小玉議長

再開いたします。（再開 午前11時05分）

次に、4番宇都宮俊文君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮俊文君。

#### ○4 番宇都宮俊文君

議席番号4番宇都宮俊文です。

11時過ぎましたのでこんにちは。

議長よりマスクを外していいと許可を得ましたので外させていただきました。マスク美人であればいいんですが、私はマスクをすると、おまえなお人相が悪いと言われるので外させていただいてとてもありがたく思っております。ではよろしくをお願いします。

まず、西予市移住定住事業についてお尋ねしたいと思います。

この移住政策については全国でかなり多くの事例が発表されております。愛媛県でもかなり多くの方が移住されたということで報道されておりますが、西予市にとっても一緒です。ただ、移住されて、本当に定着されているのか、ここのが一番問題だろうと思います。それを中心に今回質問させていただいたらと思います。

実際のところ、この政策をやり出してから西予市にどれぐらいの方が移住されたのか、それをまずお尋ねしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

現在までの移住者数についてお答えをいたします。

移住者の数につきましては、県と連携し、県内全市町において転入された方を対象に統一した様式での転入者実態把握アンケートを任意、無記名方式にて行っております。

このアンケートの中で「引っ越してこられた理由」が、転勤・進学以外の理由の方を移住者として取り扱うことといたしております。

このアンケート結果におきまして、令和元年度に46名、令和2年度に41名の移住者があったのに対し、令和3年度は約3倍に当たる122名、95世帯の移住者数の実績がございました。なお、今年度については、10月末時点で61名、47世帯と、昨年度に比べやや少ない水準ではあるものの、依然として多くの方が移住をいただいている状況が続いております。

次に、地域おこし協力隊で見ますと、今年度採用になった12名を加えて、12月1日時点で26名の隊員が本市で活躍をしており、県内では突出して一番多くの協力隊が活躍するまちとなっております。

ます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮俊文君。

#### ○4番宇都宮俊文君

今御報告していただきましたが、その移住された方々の具体的な職業、それから現状どのようなのか、分かる範囲で構いませんのでお伝え願えたらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

移住者の職業についてお答えをいたします。

転入時のアンケートの中で「引っ越し後の働き方について」複数回答として統計をとっている中では、令和3年度は、企業等に就職をされた方が35名、テレワークが5名、自営業や新しく事業を起こされた方が15名、農林水産業が10名となっており、企業等への就職が一番多い結果となっております。

また、今年度については、10月末時点で、企業等に就職をされた方が12名、テレワークが7名、自営業や新しく事業を起こされた方が7名、農林水産業が3名となっており、昨年度に比べるとテレワークでの仕事をされる方の割合が増えております。

次に、現状については、移住者の特定を行うためには、個人情報の取扱いから転入者からの同意が必要となりますので、個人の特定までは見合せているところですので、後追いの調査ができないものとなっております、把握はできておりませんが、参考までに、任期終了後の地域おこし協力隊の現状を分析した結果についてお答えをいたします。

現在までに、地域おこし協力隊の任期を終了した隊員は28名おります。そのうち約64%となる18名が現在も本市へ定住をいただいております。職業で見ますと、企業等への就職が8名、新しく事業を起こされた方や就農された方が9名、その他1名となっており、協力隊については、一般の移住者の方に比べて、比較的新しく事業を起こすことを目指しながら移住をされる割合が多い状況であります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

宇都宮俊文君。

**○4番宇都宮俊文君**

この件についての募集の方法、それから内容についてですが、例えば、松山市とかの近郊であれば、ベッドタウンとしての移住も考えられ、例えば、松前町だったり内子、大洲ぐらいであれば松山通勤圏内であろうということ、昼間は松山市で仕事をしてもらって、夜は近郊の町で家を建てて生活してもらい、そちらで市民税、住民税払ってもらうということが可能であろうかと思いますが、西予市はちょっと松山から考えても遠いかなという考えはあるのですが、その点についてはどう思われますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

宇都宮政策企画部長。

**○宇都宮政策企画部長**

ベッドタウンとしての取組ということについてお答えをいたします。

今定例会におきまして、住宅土地活用事業として補正予算を計上させていただいております。

この事業内容といたしましては、土地開発公社が所有している土地を市が買取り、定期借地権を設定した上で、市内外の子育て世帯に対して、その土地を廉価に貸し出すとともに、住宅建設時の助成等を行い、南予地域の中心部にある本市への移住・定住を促進させる取組でございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

宇都宮俊文君。

**○4番宇都宮俊文君**

ありがとうございます。

また同じような質問ですが、そのような中でどのような募集の仕方をされているのか答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

宇都宮政策企画部長。

**○宇都宮政策企画部長**

募集の仕方についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、都市部での移住フェア等の実施が困難な状況が続く中、一般社団法人西予市移住定住交流センターへ移住コーディネーター業務等を委託することで、環境の変化や移住相談者のニーズに合わせ、オンラインを活用した移住相談や現地でのコーディネーターの実施など、柔軟な対応を行ってまいりました。

コロナ禍の中、移住定住交流センターと協力の上、今年度からは、昨年度以上により積極的に東京や大阪での対面移住フェア等への出展を強化したほか、地域おこし協力隊に興味がある方々に対しては、応募前に受入地域やミッションとのミスマッチを解消することを目的といたしましたお試し地域おこし協力隊制度の運用も継続して実施しております。

また、令和3年度の新規事業として実施をし、好評でありました地域と田舎暮らしを考えている都市部の方々とのマッチングと、将来的な移住に結びつけることを目的としたせいよ移住マッチング事業については、今年度規模を拡大して実施しており、地域からは5団体、移住希望者として9名の参加をいただいております。今後のマッチングに期待しているところでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

宇都宮俊文君。

**○4番宇都宮俊文君**

テレビ等でもよくあります。田舎暮らしがしたい、またそれを美化して、山間部のほうで自給自足をされている方、おもしろ半分で報道されているような場面もありますが、実際のところ、山の中で暮らしても、例えば子どもがおれば学校へ行かなくてはならない。本当にそれで生活できるのかという見方も当然されると思います。だからこの報道の仕方にもある程度問題はあろうし、責任もあるのではないかなと私はつくづく感じます。例えば、明浜、城川と言ったら失礼かもしれませんが、ほとんど農業しかないところへ来て、果たしてどうやって生活していけるのか。ただ人が来てくれたらよかったとか、喜ぶだけじゃ本当にその人が育っていけないのではないかなという心配があります。

実際私の地域にも移住者は結構おりますが、そ

の人たちがずっと本当におれるのか。また、おれるような体制をつくるのが地域では大事なことでないかなと思っております。

そのような中で、手に職を持った方が来ていただければ一番いいかなと思います。過去に明浜で保育士されている方が1人移住されて、地元の保育所で仕事されておるんで、こういう例を見ると、例えば介護士さんとか保育士さんとか、あといろいろ手に職を持った方が来ていただければ一番うまくいくのではないかなとは思いますが、それを含めた人選、人選と言ったら失礼かもしれませんが、人材の募集とかそういう目的を持った募集はされていないのか、お聞かせ願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

目的を持った人選をしているのかについてお答えをいたします。

移住しての生業の部分については、移住を決める上で重要なポイントとなります。

市といたしましても、移住相談者のニーズに合わせ、市での仕事情報を御紹介することは多々あります。

また、移住者を求める事業者様については、西予市移住者等仕事情報紹介事業に登録をさせていただき、市の移住交流ポータルサイトに掲載をしているほか、県で実施をしています求人・移住総合サイト、あのこの愛媛への登録を促すなど、移住希望者が望まれる業種とマッチングするPRを行っているところでございます。

医療職や介護職等につきましては、市内の事業者の中でも特に求人の声が強分野として理解をしております大きな課題だと感じております。

しかしながら、これまで移住相談を行ってきた実績といたしましては、確かに、これら医療・介護分野の仕事をしている方の移住相談者は多いのですが、実績として、田舎暮らしを始めるタイミングで同じ仕事の継続を求めている方は非常に少なく、移住をきっかけに新たな働き方を求めている方が多い状況でございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮俊文君。

#### ○4番宇都宮俊文君

次は先ほども少し触れましたが、農業をしたい、農業就業希望者に対する考え方でございます。

実際、私もミカン作りもう40年ぐらいしております。その中で、今まで農業者の受入れもやってまいりました。もう20年以上前からやってまいりました。都会から有機農業をしたい、ミカン作りをしたい、最初は希望を持ってくるんですが、成功した人はほとんどおりません。ここところがやはり実際に農業やっている者しか分からないんですが、例えば、ミカン作りであれば、畑があって木がなければ生活できません。野菜とは違います。ということは、畑を仮に貸してもらっても、木を植えて金になるまで大体10年ぐらいかかります。

この間どうやって生活するんですかと私言いたいんですが、国から就農支援補助金を3年間もらったりとか、地域協力隊になって給料をもらう間はいいんですが、その後は絶対これは生活できないと思います。例えば、野菜とかであれば種を植えれば3カ月、4カ月で金になって幾らかでもなるんですが、それが実際にはできないと。

これを来ていただける方にちゃんと伝えること。ただ農業さえやれば食べれるという甘い考えではなしに、これは受け入れる場にも問題あると思います。特に私地元でも言うんですが、自分たちの地域が後継者もいずに、経営も厳しい、農業をやってもつまらないというような地域に人を呼んだって、これは無責任過ぎると私は思います。ただそういうことを言うと地元で批判されるわけなんです、これが現実だと思います。やはり自分の家でしっかりした経営をして、後継者も育て、そのような地域であれば移住者も来てくれると思います。だからそこから根本から変えていかないと。ただ、人がいない地域は、よそから来てくれれば人が増えるからいい。畑を荒らさないからいいという考えの方が、多分8割、9割いらっしゃると思いますが、それを変えて受入れの体制を整えていかないといけないと思いますが、それについてどう思われますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

## ○宇都宮政策企画部長

農業就業希望者に対する考え方については、移住相談の実績の中からお答えをいたします。

都市部から田舎へ移住を考える方の中には、農業をやりたいという希望は多く相談の話題として上がります。ただ、よく話を伺いますと、家庭菜園程度なのか、直売所等の出荷を行いながらお小遣いを稼ぐ程度なのか、専業農家を目指したいのかなど考えは様々ですが、おおむね家庭菜園や個人出荷等ができる程度の規模を求められている方が多い状況でございます。

専業農家を目指されている方については、その規模次第ではありますが、知り合いもない土地で農地を求めることも難しく、また、農業には地域との共同作業も多いことから、しっかりと地域を知っていただいた上で考える必要性や、農業の厳しさやリスク面を事前に説明するなど、現実を丁寧に説明することをまずは心がけております。

ただ、本市の一次産業にも担い手不足が叫ばれる中、地域おこし協力隊として将来的な農業での自立を目指した募集を行う地域もございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○小玉議長

宇都宮俊文君。

## ○4番宇都宮俊文君

すいません、また私質問を後先になってしまいました。

そのような中で、成功されている事例、城川のほうであろうということをおも聞いておりますが、その件について分かる範囲で構いませんので御説明願えたらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

## ○宇都宮政策企画部長

受入地域とか、就農を目指す協力隊の実績についてお答えをいたします。

まずは、農業ミッションの協力隊を募集する際には、特に地域にお願いをしていることは、3年間の任期が終わった後の定住を見据えて、地域内でしっかりと隊員に農業の知識や技術を伝える体制が整っているかという点です。

また、さらに重要な点といたしましては、3年

後に独立して農業ができるだけの十分な農地を地域で責任を持って構えてあげられるかという点でございます。これらをヒアリング等で確認をしております。

なお、現在までに農業をミッションとして卒業した隊員は1名で、地域からの厚い支援もあり、卒業後はトマト農家として独立就農し、現在では家族も増えまして、地域に溶け込まれています。

また、来年の3月で卒業する隊員も、原木のシイタケと野菜等の複合経営として独立をする予定で、地域の支援のもとで準備を進めております。

このようなことから、農業での自立には地域の大きな支援が重要なポイントと認識をしております。今後とも、協力隊として農業をミッションとする地域が出てきた場合におきましては、市といたしましてもしっかりと地域の支援体制を確認しながら、定住して農業を続けていけるようサポートしてまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○小玉議長

宇都宮俊文君。

## ○4番宇都宮俊文君

ありがとうございます。

私の地元狩浜地区は多分西予市の中でも一番移住者が多い地域でございます。そんな中で私はいつもはっきり言うんですが、しっかりと受入れたら後ずっと責任持って受け入れること。それから、事前に厳しいことは厳しいとしっかりと伝えること。そして、地域の行事、これにはぜひ参加してもらおう。都会のように、どこの誰やら分らん人が来て住んでもらう、これじゃ駄目だと思うんで、地域のボランティアだったり、道掃除だったり、お祭り、運動会、この辺も参加してもらって、そういう地域をぜひ増やしていただきたいと思います。

私の地域では、フィリピン人がおったりベトナム人がおったり、北海道から沖縄までいろいろな方が来て、地域全体でも、もうよその人に対してよそ者という感覚は全く持ってませんし、みんな歓迎してやっている。ただ、来た人については、責任持っていらんことでも言って長くいてもらうことが大事ではないかなと思いますので、その点よろしく願いしたらと思います。

続きまして、保育所及び認定こども園について

質問したいと思います。

1番目の過疎地域における対応についてですが、明浜町の高山保育園について限定でお尋ねしたらと思います。

この件については、私議員になってすぐ陳情させてもらって、地元から陳情出してもらって、急々に市長が英断されて保育所を建てていただきました。当然子どもは少ない、20人も切るであろうという中で建てていただいて、いずれどんどん減るだろうという思いも持ちながら、やはり4人でも5人でも子どもがいるうちは何とかやっていただきたいという思いでございました。

少なくなるのも私の責任も半分以上あるかなと思っておりますので、これからどのような対応をして、少しでも園児を増やしていけるのかということを私ずっと考えておりました。

そのような中で、高山保育園は明浜支所の敷地内であって、隣に交番がありそれから診療所も横にあり、救急隊員もすぐそこにおります。環境としてはとてもいいところです。

これ人事に対して口を挟むわけではございませんが、事業所内保育所みたいな感じで、明浜支所に来ていただいた職員が子どもを連れて、そこに預けて、お父さんなりお母さんなりが仕事をしてくれたらなあという、これは私希望でございますので別に要望ではありませんが、そういう発想もこれからできないかなという思いでございます。

聞き流していただいても構いませんがその辺りどのようにお考えかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

高山保育園の園児の確保というところで、職員の子どもの入園、保育園の利用の観点からお答えさせていただきたいと思います。

社会福祉法人西予総合福祉会が運営をいたしております高山保育園は、西予市明浜支所に隣接する3カ月から就学前の園児が通う定員20人の保育園でございます。

事業所内保育所とは、事業所の従業員の子どもの保育を実施するほか、地域の保育を必要とする子どもに保育を提供する保育所となっておりますが、高山保育園はこの事業所内保育所ではござい

ません。ただ、議員もおっしゃられましたように、明浜支所に隣接し、また周辺の施設等も環境が整っております。明浜支所に勤務をする未就学前の子どもの子育てをしている職員にとっては、保育園の送り迎えや子どもの不調時にすぐに駆けつけることができるなど、事実上事業所内保育所と同様の利便性があるということは理解をいたしております。

こういった環境につきましては、隣接ではございませんけれども、支所の近くに保育園がある城川・野村・三瓶支所におきましても同様であろうかと思っております。

様々な行政課題への対応が求められている中、持続可能な行政サービスの提供を構築するためには、限られた人材を最大限に活用して課題解決に取り組む必要がございます。そのためには、育児・介護等と仕事の両立支援などの働き方改革や子育て・育休を応援する職場の雰囲気づくりなど、誰もが働きやすい職場環境の整備が必要となっております。

本市におきましては、働きやすい環境づくりの一環といたしまして、本年6月から、朝早く出勤をいたしまして夕方早くに帰宅できる朝型勤務、逆に、朝遅くに出勤し夕方遅くに帰宅する夕型勤務、これらを導入いたしまして、日々の仕事と家庭の両立を図りやすい職場環境を目指しておるところでございます。

保育園の選択につきましては、個人の考えでありますとか、それぞれの家庭の事情にもよるものでありますので、当然強制はできませんが、各支所に勤務または今後異動する子育て世帯の職員に対しましては、働き方に合わせた、そういった周辺の施設の利用についても情報提供を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮俊文君。

#### ○4番宇都宮俊文君

ありがとうございます。

否定されるのではないかなと思っておりましたが、とてもやわらかい返答をいただきましてありがとうございます。

その高山保育園ですが、できてから元小学校の

体育館が生きてきました。というのが、高山保育園園庭がとても狭いというところで、隣の体育館、くっついておりますんで、ここで子どもたちが遊んでもらったり行事も行えるということで、そういう本当に使われなくなった建物がまた再利用できるということでもいいことだろうと自分では思っています。

これに続きまして、災害時、明浜支所も屋上が避難場所になったりするというところで、当然この併設された保育園も緊急の災害時に避難場所として利用価値はないのか、その辺についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

高山保育園を災害時の緊急避難場所にできないかとの御質問でございますけれども、この高山保育園は津波の浸水想定域からは外れているところでございますが、想定外のことを考えますと、津波緊急避難場所として指定をするよりは、まず高台への避難を原則とっていただきたいと考えております。その後、指定避難所である高山地区体育館がすぐ近くにあることや明浜支所も隣接をしていることから、被災後一定期間を過ごす避難所としては十分活用ができるものと考えております。

避難所として活用する場合でございますが、高山保育園の施設の特性から、不特定の方が利用する避難所というよりは、妊婦さんでありますとか小さなお子さんのいる世帯に特化した福祉避難所的な活用ができないかと考えているところでございます。現在、ほかの保育所も含めまして、関係課、関係法人等とも協議を行っているところでございまして、実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮俊文君。

#### ○4番宇都宮俊文君

先日でございます。私のミカン畑にこの間惣川幼稚園の子どもたちが、全員で6名来てもらいました。お母さんと、それから先生と、多分幼稚園全員が来てくれたのではないかなと思います。全

部で14、5人ぐらい来られたと思いますが、子どもたちの中では、海を見ることも多分少ないだろうというところで、みんなどっから来た言うたら、大野ヶ原から来ましたというところであったんですが、やっぱりこの子どもたちがミカン畑でミカン摘んで、そして、海が珍しいであろうと思ったんで、海沿いでミカン食べたりおやつ食べたりすると、もう小さなアジの小さいのを見ても喜んでくれるんで本当によかったんですが、こういう小さい保育所でしかできないことをどんどんやってもらって、また来年も来てよと言ったんですが、このような小さい規模の保育所、当然残してもらうのは分かっておるんですが、これについて維持する方針、それから方法とか交えましてお考えがあればよろしくお願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

一井福祉事務所長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

議員御質問の定員割れをしている園の今後についてお答えをさせていただきます。

令和4年11月1日現在、市内の保育所、認定こども園は、公立が4カ所、民間が13カ所ございます。このうち利用定員割れしている施設は、公立が4カ所、民間が7カ所でございますけれども、保育所の利用傾向といたしまして、育児休業明けの利用申込みなどで、年度当初から年度後半に向けて利用人員が増えていく傾向があるため、11月1日現在では、利用定員割れしている施設もございますが、市内全体の平均を見ますと施設の利用定員に対し利用率は93.3%となっております。

今後も出生数の低下により利用定員割れの施設が出てくるのが懸念されますけれども、当市の子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、教育・保育の量の見込み及び確保の方策を利用実績や利用傾向を踏まえまして、利用者の選択肢を居住区域のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線を考慮しながら利用定員の調整を図ることで、安定した施設運営が行われるよう調整、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮俊文君。

#### ○4 番宇都宮俊文君

ぜひよろしく願いいたします。

それでは最後の質問に移りたいと思います。

まず、コロナ対策について、その中で、西予市肥料価格高騰対策支援事業についてお尋ねをいたしたいと思います。

コロナ、コロナと言われてもう3年がたとうとしております。先日は、飼料に対する補助が出たり、燃料に対する補助が出たり、あらゆるところから補助は出ておるんですが、今回出された肥料価格の高騰対策、これ読んでみますと本当にやんちゃでこれがもらえるのやらどうやら、計算式も複雑だったり、もう少し簡単な出し方できんのかなと思うところですが、市議会議員の分際でこういうことを文句言うたっていけません。そここのところをもう少し農家の方に分かりやすく内容説明と申請方法、これは窓口は国であろうと思われませんが、それから、国・県・市の補助割合について御説明をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

西予市肥料価格高騰対策支援事業の内容と補助割合について御説明申し上げます。

肥料価格の高騰による農業経営の影響を緩和するため、化学肥料の2割低減に向けて取り組む農業者に対しまして、低減の取組を行った上で生じた前年からの肥料費の上昇分に対して、国事業で7割、県事業で1割の支援金が交付されます。市事業では国事業と県事業の承認を得た農業者に対しまして1割の支援金を交付するものでございます。

支援対象となる肥料費は、令和4年秋用の肥料、または令和5年春用の肥料として購入したもの、または購入することが確実と見込まれるものを対象としております。このため、原則として、本年の秋肥については、令和4年6月から10月に注文したもの、来年春肥については、令和4年11月から令和5年5月に注文したものが対象となります。

申請者は、農業者の組織する団体が取組実施者となり、具体的には5戸以上の農業者が参画し、代表者の定めがありまして、規約・規程等が整備されていることが要件となります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮俊文君。

#### ○4 番宇都宮俊文君

私もこれ国から補助内容を出されましてすぐに確認したんですが、非常にわけの分からない計算式でございました。

肥料についても毎年同じ肥料をやるわけではありませんし、配合割合、成分によって、全然また考え方が違ってきます。

そのような中で、どうやって高騰価格上昇率を出すのか、これは絶対出せないと思っておりましたが、1.4倍という上昇率出されておりますんで、大体今、20キロが2,000円のもののが今3,000円ぐらいしてるかなと思うんで約1.5倍、ということであれば妥当かなと思われまして。

ただ、この説明書きを見たところで農家はさっぱりわけが分からないということが現状でございますんで、今回こういう質問させていただきました。例えば、肥料10万円買ったら補助金が大体幾らなのか、50万円であれば、何万円ぐらいになるのか。これを計算式に基づいて、大体約2万円とか3万円とか、そういう数字を出していただいたら農家の判断にもつながるのではないかなと思っておりますので御説明をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

支援金の計算式でございますが、議員おっしゃりましたとおり、なかなか言葉であらわすと本当に難しいものでございます。当年の肥料費から価格上昇率で割ったものに、さらに使用量低減率の0.9で割り、簡易的に昨年度の肥料費を算定し、それを当年の肥料費から引いたものに対して、国事業で0.7、県事業及び市事業ではそれぞれ0.1を掛けたものが支援金となりますが、これを計算式で見ると分かると思うんですけども、先ほど議員が言われましたように、大まかに言いますと、肥料購入費の約18%が支援金となります。

例えば、秋肥を10万円購入した場合の国と県と市を合わせた支援金は約18%でございますので、約1万8000円となり、このうち、市の補助事業の

支援金は約 2,000 円でございます。

このように、事例的な肥料購入費に対しての支援金の額を掲示したパンフレット等を作成し、広報せいよと合わせまして全戸配布及び西予市ホームページに掲載したいと考えております。

また、春肥については、上昇率がまだ発表されておりませんので、上昇率が発表され次第、ホームページ等にて購入費に対しての支援金を公表したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮俊文君。

#### ○4番宇都宮俊文君

この件につきまして、私も何名かの方から相談いただいております。

一体これ補助金もらえるんですか、どうやったらもらえるのかなということ聞いておりましたが、やはり窓口は国になっております。当然市に直接言っても無理ですよということは伝えておるんですが、事前に今部長が言っていたように広報とかで知らせていただいて、できるだけ分かりやすく申請して、市の窓口で相談のお手伝いをする程度でできるだけ対応していただければなと思います。

本当にこういう事業は、国からいきなり出てきて、一番の窓口になる市が一番大変であろうと思われませんが、そこら辺含めていただいて、できる限り農家にお力を貸していただいたらいいなと思っております。

例えば、農協とか農業法人の団体であれば、その組織が肥料購入額を、量も把握しておりますので、簡単に先ほど言われました 18%を掛ければ数字出るんですが、個人で、例えばコメリへ行って肥料 10 俵買いましたとか、そういう方については、多分領収書もないし、どこの誰が買ったやら分からないものに対して、領収書も多分まとめて発行はできないと思います。その問題がおそらく出るのではないかなと思いますが、その点についてどのような見解をされているか御説明願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

申請方法と窓口等について御説明申し上げます。

言われましたように、市の事業の申請窓口は西予市農業水産課になりますが、国及び県の事業申請窓口に関しましては、両方とも愛媛県庁農産園芸課環境農業係内に設置してあります愛媛県農業再生協議会が事務局となっております。

肥料の購入先等が取扱実施者として申請しない場合も考えられ、そのような場合、御質問にありましたとおり市への問合せも多くなると考えられます。市の事業に関しましては対応していきませんが、国や県の事業に関する問合せ等は、市を介した補助事業ではないため、直接愛媛県農業再生協議会事務局へ問合せいただくようお願いすることになります。

国や県の事業の詳細については、県ホームページに掲載しておりますが、市のホームページからも県のホームページを紹介できるように周知していきたいと考えております。

それから、実際に取組実施者となる肥料の販売店でございます。農協や肥料販売店から肥料を購入した農家については、肥料販売店が取組実施者となって申請することから、申請手続がある程度簡易にできますが、取組実施者とならない肥料販売店から肥料を購入されている農家は、先ほども説明しましたように、5 戸以上の農家を集め、代表者を定め、規約・通帳を整備する必要があります。

西予市内での主な肥料販売店で電話確認いたしました。農協、コメリ、それから宮崎商店、この店舗につきましては、取組をその者が実施することになっておりますが、コーナンとかDCMダイキは行わないということでございますので、農家の方本人が行っていただく必要がございます。

以上、説明とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮俊文君。

#### ○4番宇都宮俊文君

部長から細かく説明いただいたので、このテレビ見ていただいた方はある程度理解できたのではないかなと思います。ただ、この情報をまだ知らない方については、また問合せがくることは予測されますので、本当窓口の職員の方は大変だろうと思いますが、できる限り対応していただいたら

と思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○小玉議長**

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

12月6日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時53分

第 3 日

12 月 6 日 (火曜日)

令和4年第4回西予市議会定例会会議録（第3号）

- |                  |            |                       |         |
|------------------|------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日     | 令和4年12月 6日 | 城 川 支 所 長             | 藤 川 忠 男 |
| 1. 招 集 の 場 所     | 西予市議会議場    | 三 瓶 支 所 長             | 片 山 勇 一 |
| 1. 開 議           | 令和4年12月 6日 | 総 務 課 長               | 兵 頭 章 夫 |
|                  | 午前 9時00分   | 財 政 課 長               | 安 岡 克 敏 |
| 1. 散 会           | 令和4年12月 6日 | 監 査 委 員               | 正 司 哲 浩 |
|                  | 午後 0時05分   | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |         |
| 1. 出 席 議 員       |            | 事 務 局 長               | 富 永 誠   |
| 1 番              | 和 氣 数 男    | 議 事 係 長               | 三 好 祐 介 |
| 2 番              | 宇都宮 久見子    | 1. 議 事 日 程            | 別紙のとおり  |
| 3 番              | 信 宮 徹 也    | 1. 会 議 に 付 し た 事 件    | 別紙のとおり  |
| 4 番              | 宇都宮 俊 文    | 1. 会 議 の 経 過          | 別紙のとおり  |
| 5 番              | 加 藤 美 香    |                       |         |
| 6 番              | 中 村 一 雅    |                       |         |
| 7 番              | 河 野 清 一    |                       |         |
| 8 番              | 佐 藤 恒 夫    |                       |         |
| 9 番              | 山 本 英 明    |                       |         |
| 10 番             | 竹 崎 幸 仁    |                       |         |
| 12 番             | 源 正 樹      |                       |         |
| 13 番             | 井 関 陽 一    |                       |         |
| 15 番             | 二 宮 一 朗    |                       |         |
| 16 番             | 兵 頭 学      |                       |         |
| 17 番             | 森 川 一 義    |                       |         |
| 18 番             | 酒 井 宇之吉    |                       |         |
| 1. 欠 席 議 員       |            |                       |         |
| 11 番             | 小 玉 忠 重    |                       |         |
| 14 番             | 中 村 敬 治    |                       |         |
| 1. 地方自治法第121条により |            |                       |         |
| 説明のため出席した者の職氏名   |            |                       |         |
| 市 長              | 管 家 一 夫    |                       |         |
| 副 市 長            | 酒 井 信 也    |                       |         |
| 教 育 長            | 松 川 伸 二    |                       |         |
| 総 務 部 長          | 山 住 哲 司    |                       |         |
| 政策企画部長           | 宇都宮 明 彦    |                       |         |
| 生活福祉部長兼          |            |                       |         |
| 福祉事務所長           | 一 井 健 二    |                       |         |
| 産 業 部 長          | 和 氣 岩 男    |                       |         |
| 建 設 部 長          | 三 瀬 計 浩    |                       |         |
| 医療介護部長           | 藤 井 兼 人    |                       |         |
| 会 計 管 理 者        | 三 瀬 功      |                       |         |
| 消防本部消防長          | 酒 井 広 一    |                       |         |
| 教 育 部 長          | 宇都宮 裕      |                       |         |
| 明 浜 支 所 長        | 上 中 保 博    |                       |         |
| 野 村 支 所 長        | 大 森 寿 和    |                       |         |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

**○信宮副議長**

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

**○信宮副議長**

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

まず、2番宇都宮久見子君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○信宮副議長**

宇都宮久見子君。

**○2番宇都宮久見子君**

おはようございます。

議席番号2番宇都宮久見子です。

本日は早朝より傍聴にお越しいただきありがとうございます。

今回は、卯之町駅を中心とした観光振興についてと飼い主のいない猫についての2点質問させていただきます。

西予市の玄関口であります卯之町駅の駅舎が新しくなり、11月5日に卯之町駅舎オープニングセレモニーが盛大に執り行われました。駅舎のオープンよりは少し前になりますが、本年8月30日には、全面リニューアルした2代目伊予灘ものがたりが初めての定期運行区間外を運行し卯之町駅へやってきました。ほぼ満席で、乗客の皆さんは、歓迎セレモニーや卯之町の町並み散策などを楽しまれました。今回は特別運行でしたが、今後、定期運行になれば多くの方に西予市を知り訪れていただくきっかけになると思います。定期運行されることを期待するとともに、今回の運行に関しまして、JR四国をはじめ御協力いただきました関係各位に心より感謝申し上げます。

このように、西予市の観光振興のためには卯之町駅を中心とした観光を進めていく必要があると感じます。

そこで質問に移ります。

まず初めに、JR卯之町駅利用者数と市外からの流入数についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○信宮副議長**

宇都宮政策企画部長。

**○宇都宮政策企画部長**

JR卯之町駅の利用者数と市外からの流入者についてお答えをいたします。

駅の利用者数は、四国旅客鉄道株式会社からの報告では、定期乗車券と片道乗車券等を合わせた利用者数として、令和元年度が10万2200人、令和2年度が8万9060人、令和3年度が9万1250人の乗車人員となっております。令和2年度と令和3年度の乗車人員が令和元年度より約1万人少ないのは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、片道乗車券等の利用者が減っているのが要因であると思われまます。

次に、市外からの流入者につきましては、四国旅客鉄道株式会社に確認をしたところ、具体的に調べた情報はないということでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○信宮副議長**

宇都宮久見子君。

**○2番宇都宮久見子君**

卯之町駅利用者については、おおよそ10万人ということではありますが、その中には、通勤、通学なども含まれることと思います。無人駅となったことで様々な不便があると聞くこともあります。日常利用の方が便利に利用できることはもちろんであります。多くの方に利用していただいたり、知っていただいたりと思っております。西予市の玄関口である卯之町駅舎を今後どのように活用していくのか、今後の展望を含めてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○信宮副議長**

宇都宮政策企画部長。

**○宇都宮政策企画部長**

新駅舎の活用方法についてお答えをいたします。新しい卯之町駅舎は、西予市への入り口の門として駅舎を設計しております。市から外へ出ていくイメージではなく、人を迎えるための門として、宇和盆地に点在する長屋門をモチーフに未来的な

イメージの木造駅舎として整備を進めました。使用した木材は全て市産材を利用したほか、昨年開催された東京オリンピックの選手村で使用をされ、市に返却された木造を活用して建設をし、東京オリンピックのレガシーとしても残すことができ、10月25日に完成をいたしました。

新駅舎の活用につきましては、11月5日の駅舎供用開始に合わせ、オープニングセレモニーを実施させていただき、宇和中学校吹奏楽部の演奏やテープカット、うさぎ絵馬の除幕と駅待合所を利用したうさぎ絵馬づくりを実施させていただいております。

これまでの卯之町駅では、イベント等の活用に難しい面がありましたが、今回、市の施設となった新駅舎においては、駅待合所を利用したイベントや観光情報の発信などが容易となりますので、活用を図りたいと考えております。

特に来年、令和5年の干支はうさぎであります。全国で唯一「卯」の付く駅として全国的にアピールできるよう、株式会社西予まちづくりサービスや関係団体と連携いたしまして、卯之町駅を活用してまいります。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮久見子君。

#### ○2番宇都宮久見子君

来年のうさぎ年に話題になるような駅になり、西予市の顔としてこれから長く、市民はもちろんのことたくさんの人々に愛される駅となることを期待いたします。

次に、昨年4月26日、JR卯之町駅前複合施設ゆるりあんがオープンいたしました。新型コロナウイルスの影響もあり大変危惧いたしておりましたが、ウィズコロナの中、御努力の上、様々な活動が行われております。

そこで、ゆるりあんの通常時来客数とイベント集客数についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

通常の利用状況とイベントの集客数についてお答えをいたします。

まず、利用状況につきましては、イベントによる集客数を含めてでございますが、令和3年度の利用者数が1万900人、今年度10月末時点で8,806人の利用をいただいております。前年度と比較のできます6月から10月の利用者数で見ますと、前年度が4,458人、今年度が5,984人と、コロナ禍ではありますが順調に伸びております。

次に、イベントの集客数につきましては、今年度はこれまで32回のイベントを実施し延べ約1,800人の来場をいただいております。感染対策により人数制限を設けての開催としているイベントもありますが、積極的にSNSなどを活用して参加者を募っており、ある程度の参加者を集められている状況でございます。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮久見子君。

#### ○2番宇都宮久見子君

順調な集客ということで非常にうれしい限りです。つい最近、チャレンジショップ等もテレビで放送されているのも拝見いたしました。飲食はもちろんのこと、様々な活用方法があるゆるりあんについて、今後の展望をお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

今後の展望についてお答えをいたします。

ゆるりあんを市の観光と交流の拠点施設として整備をいたしておりますチャレンジショップなどによる市産品のPR、イベント会場、カルチャー施設としての活用、市民や学生、観光客の交流の場としても活用を行い、近隣の施設と連携して、商店街や町並み保存地区への人の周遊を図りたいと考えております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮久見子君。

#### ○2番宇都宮久見子君

近隣施設と連携して、商店街や町並み保存地区への人の周遊を図りたいとの答弁をいただきました。

西予市はちのじまちづくり整備事業におきましても、JR卯之町駅、卯之町商店街、卯之町の町並みはこれまで個別のものとしてとらえられ、それぞれにまちづくりを行ってきたが、地域経済の衰退や少子高齢化など社会現象は大きく変わり、それぞれに個別に維持管理を行っていくことが難しい時代になった。これらのものを一体的な空間ととらえ、官民連携による新しいまちづくり構想を実施することとした。とあるように、西予市の玄関口である卯之町駅からゆるりあん、卯之町の町並みへの動線が重要になってくると考えますが、現在、卯之町の町並みはどれくらいの方が来られているのか。来客数についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

卯之町の町並みの来客数についてお答えいたします。

町並みに訪れる観光客数につきましては、正確な把握が困難ではございますが、令和3年度に開明学校、民具館、先哲記念館、米博物館の入館者が約1万1000人で行ったので、少なくともそれ以上の方が訪れられているものと考えております。

なお、新型コロナウイルス流行後の令和元年度の入館者数は約2万人で行ったのですが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度は約1万4000人、令和3年度は約1万1000人に減少しております。ただ現在では、全国旅行支援等の様々な取組により、少しずつではありますが観光客が戻ってきており、今年度は10月末時点で1万人を超え、令和元年度の水準に近づいている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮久見子君。

#### ○2番宇都宮久見子君

休みの日に町並みのパンフレットを持って散歩されている方を目にすることもあります。いまだになかなか収束しないコロナ禍ですが、貴重な宇和町の町並みに訪れてもらう方が増えればいいと思います。

卯之町の町並みでも様々なイベントが行われているようですが、どのようなイベントが行われ、どのくらい集客されているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

先に答弁いたしました、卯之町の町並みの入館者のところで、新型コロナウイルス流行前が令和元年度の入館者数でございますが、流行後と間違えて答弁しておりました。訂正させていただきます。

それでは、卯之町の町並みイベントについてお答えいたします。

卯之町の町並みにあります文化施設では、各施設で工夫を凝らした企画展、イベント等を開催しております。民具館、先哲記念館では、季節に合わせた展示や各館独自の企画展を行っており、末光家住宅では、毎月第1日曜日に住宅内部の一般公開をしております。旧武蔵では季節に合わせたイベントに加え、随時かまど焚き体験の受入れを行っております。また、開明学校は今年創建140周年に当たり、関連したイベントを開催いたしました。各イベントは、参加者にゆっくり楽しんでいただくため、20名程度の小規模なイベントがほとんどですが、リピーターもおられ満足度が高いイベントとなっております。

先ほど議員から紹介もありましたが、8月30日には、開明学校創建140周年記念！卯之町歴史探訪の旅と題して、2代目伊予灘ものがたり初の定期区間外の運行がありました。県内外から約100名のお客様がお見えになり、卯之町の町並みの魅力を感じていただきました。

また、10月29日に株式会社ラソンプレ主催のハロウィンイベントが駅周辺や町並みを中心に行われ、多くの人でにぎわいました。

今後も企業や周辺施設との連携を図って、各施設だけではなく町並み周辺を含めた面として卯之町の魅力をPRしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮久見子君。

#### ○2番宇都宮久見子君

多くの人でにぎわい、リピーターもいらっしゃる満足度が高いイベントが行われているようで、これからもますます人が集う仕組みづくりに努めていただきたいと思います。

伊予灘ものがたりがありましたが、8月に運行された伊予灘ものがたりの乗客の方から、卯之町の町並み散策において、高齢のため開明学校へ入ることができなかったのが心残りで残念との話を耳にしました。

そこで、身体障がい者の方や高齢者の方への配慮はどうなっているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

身体障がい者・高齢者への配慮についてお答えいたします。

卯之町の町並み散策については、一部細い道があるものの、補助があれば車椅子で散策することができます。また、車椅子については、先哲記念館と民具館に置いてありますので、市から貸し出すことも可能でございます。先哲記念館と民具館にはスロープが設置されており、館内にはエレベーターもありますので、足の不自由な方でも鑑賞することができます。また、開明学校については、1階は車椅子で鑑賞することができますが、2階についてはエレベーターがないため、鑑賞することが難しいのが現状でございます。文化財保護の観点から開明学校にエレベーターを設置することは難しいのですが、入館が難しい方にも館内を体験していただくため、ホームページ上に360度パノラマ写真を掲載するなどの対応が考えられます。今後必要に応じて検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮久見子君。

#### ○2番宇都宮久見子君

一例ではありますが、私が伺いました方は、開明学校の正面入り口等に手すりがなく段差が高いため入ることができなかったそうです。重要文化財のため様々な規制があることと思いますが、可能な限りの配慮をお願いしたいと思います。

市から車椅子の貸出しが可能で、補助があれば車椅子にて散策することができるのとことでしたが、補助の依頼や人員確保はどのように行っているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

車椅子で散策する方への補助についての御質問でございますが、年に数件程度にはなりますが、各施設にある車椅子を御利用いただき散策されておられます。ただ、補助される方と一緒に来られて散策されている方が多いようでございます。現在、施設は1人から2人の職員で対応しておりますので、町並み散策の車椅子利用者への補助対応は難しいのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮久見子君。

#### ○2番宇都宮久見子君

補助対応は難しい現状であると言われましたが、西予市は歴史や文化などすばらしく、高齢の方々にもゆっくり観光していただける場所と自信を持っております。

今後、身体障がい者や高齢者の方も安心して来られるようなきめ細やかな整備に努めていただきたいと思います。

次に、卯之町の町並みについて、今後の展望を伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

今後の展望についてお答えいたします。

重要伝統的建造物群保存地区であります卯之町の町並みは、市を代表する観光スポットであるとともに、住民が生活を営んでいる場所でもあり、まちづくりの視点も重要になっております。したがって、町並みに暮らしていらっしゃる住民の思いを最大限に尊重し、保存地区の特色ある歴史文化を地域の価値としてとらえ、価値を向上させるために、観光とまちづくりを一体的に進めていく必要があると考えております。

また、重要伝統的建造物群保存地区内の施設については、来年度から指定管理者制度を導入する予定であり準備を進めております。

目的といたしましては、効率的な施設運営を図るほか、民間ノウハウを活用し、さらなる魅力を創発することでございます。

今後、コロナ禍が収まることを見据え、指定管理者と協力しながら、市外、県外のみならず、インバウンド等も視野に入れた取組を行い、さらなる魅力向上を目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮久見子君。

#### ○2番宇都宮久見子君

来年度から指定管理制度を導入する予定とのことでしたが、導入する施設はどこかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

指定管理者制度を導入する施設についてお答えいたします。

重伝建地区内にある文化の里施設12施設になります。詳細は、申義堂、開明学校、宇和歴史民俗資料館、宇和民具館、文化の里休憩所、高野長英の隠れ家、宇和先哲記念館、末光家住宅、鳥居門、旧武蔵、中町広場、雨山公園になります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮久見子君。

#### ○2番宇都宮久見子君

今の12施設に関しては、卯之町の町並みの中でも重要な施設でありますので、今後ますますの発展に寄与されることと期待したいと思います。

ここまでの質問でも、様々な場所で工夫を凝らした観光やイベントによる集客が行われていることが分かりましたが、観光やイベント案内はどこどのように行われているのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

観光、イベント案内はどのような場所で、どのように行われているかということでございますが、まず、観光案内に関しましては、駅舎前に観光看板を設置し卯之町駅周辺の案内をしております。あわせて、観光看板裏面には、イベントポスター等を掲示するコーナーもございますので、ここで西予市内のイベント周知が可能となっております。同じく駅舎内やゆりあん1階などにおいても西予市内の観光パンフレット等を配置しており、卯之町駅利用者の目に留まりやすい形での案内を行っております。参考までに、西予市の観光パンフレット、せいよじかんはインターネットでも確認できますので卯之町駅利用者はもちろん、西予市を目的として考えていらっしゃる方の目に届くような仕掛けはできていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮久見子君。

#### ○2番宇都宮久見子君

駅やゆりあん、インターネットで確認できるとの答弁でした。

卯之町駅を中心とした観光だけで終わることなく、西予市内へ足を運んでいただくための仕掛けづくりも必要と考えます。

この広い西予市は、車以外での交通手段が便利とは言えません。現在取り組まれているE-BIKEの導入は大変喜ばしいことです。しかしながら、体力に自信のある方ばかりではありません。身体障がい者や高齢者の場合、利用は困難であります。そのような場合も含め、バスやタクシーの助成や小人数で利用できる乗り物があれば、諦めることなく観光に来ていただけたらと思いますが、現在の取組と今後の展望について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

交通手段についてお答えいたします。

今年度、一般社団法人西予市観光物産協会において、コロナの臨時交付金を用いてバス助成・タクシー助成を実施しております。バス助成につきましては、個人使用ではなく団体ツアー等に利用

できるものとなっておりますが、申請件数としましては23件となっております、内訳といたしましては、市内発が9件、県内発が7件、県外発が1件、申請後コロナの影響等で中止となったものが6件となっております。タクシー助成については9件の申請があり、少人数のツアー等で御利用いただいております。

今年度はコロナ臨時交付金を使っての助成を実施しておりますが、今後利用者が見込めるようであれば、継続的に実施できるよう検討できる内容ではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮久見子君。

#### ○2番宇都宮久見子君

団体ツアーはもちろんのこと、ウィズコロナ、コロナ禍後を見据えると、少人数での旅行や女子旅など、2、3人での旅行も増えてくると思います。実際、私の周りでもそのような旅行が増えたような気がします。

現在、コロナ臨時交付金を用いての助成が行われているようですが、今後も西予市の観光振興のため継続的に実施していただくとともに、観光客のニーズに合わせた方策を進めていくべきと考えますが、再度理事者の考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

女子旅など、少人数で手軽に動ける助成についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、団体ツアーより気心の知れた少人数や、例えば、家族であるとか親しい友人であるとかでの旅行がより求められる傾向にあります。そして、少人数での旅行と宿泊可能な部屋数が限られている西予市はとて相性がよいと考えております。少人数の旅行者グループがより気軽に西予市内を移動できるような、例えばタクシー助成などについて、今年度は新型コロナ臨時交付金を活用して実施しておりますが、来年度以降につきましては、利用実績や予算との兼ね合いを鑑みて検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮久見子君。

#### ○2番宇都宮久見子君

観光客のニーズに合わせた使いやすい助成で、少しでも多くの観光客の方の目にとまり来ていただけるような西予市になるようよろしく願いいたします。

行政のたくさんの課やその他の団体が、様々な観光振興やイベントに取り組んでおられますが、たくさんあるがゆえに窓口や取組が分かりにくい部分が多いように思います。西予市内が1つのチーム、チーム西予として取り組んでいくべきと考えますが、理事者の考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

各課との連携についてお答えいたします。

行政の様々な課やその他の団体が、様々な観光推進やイベントに取り組んでおられるが、1つのチーム西予として取り組んでいくべきという考えについて、確かに、現状は宇都宮議員のおっしゃるとおり、行政や外部団体がそれぞれに観光振興やイベントに取り組んでいる状況であります。イベントごとに特色があり、核となるメンバーがおられ、地元とのつながりや実施方法があるため、現在の状況が決して問題であるとは考えておりませんが、イベントごとの特色、団体ごとの視点から生み出される観光振興は、広域的視点や複数視点からのアプローチを可能としているものであり、より広く、より多くの人を巻き込む力があるものであると認識しているため、これからも西予市観光物産協会と各町の観光協会が連携を密に行い、市としても支援・連携し、チーム西予として、西予市の観光振興を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮久見子君。

#### ○2番宇都宮久見子君

再度、観光振興において、行政と団体や民間の

関わりはどのように行っておられるのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○信宮副議長**

和氣産業部長。

**○和氣産業部長**

行政と団体、民間等の関わりについてお答えいたします。

現在、行政はもちろん一般社団法人西予市観光物産協会や各町の観光協会及び民間事業者などがそれぞれに連携し合って観光振興事業を行っております。一言でイベントと言っても、内容は様々ですが、例えば、れんげまつり、奥地の海のカーニバル、かっぱMATURIなどは実行委員会が実施しており、乙亥大相撲については、せいよ野村観光協会の相撲部会が中心となって実施しております。あわせて、駅前複合施設ゆるりあんの緑地広場においても、季節に応じた様々なイベントが行われております。イベントには、地域を盛り上げるカンフル剂的な力があるため、今後も連携できる箇所は手を取り合い、一緒に西予市を盛り上げていけたらと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○信宮副議長**

宇都宮久見子君。

**○2番宇都宮久見子君**

答弁の中だけでも、行政といいましても、まちづくり推進課や経済振興課といった課にまたがり、一般社団法人西予市観光物産協会や各町観光協会、まつりの実行委員会、相撲部会、ゆるりあんなどたくさん名前が出てきました。それぞれが様々な役割を果たし尽力していただいていることは理解いたしておりますが、例えば、先ほどの行政や団体、様々なところが1つのイベントスケジュール表を作成し、この日は何時からこんなイベントをしますよ。来週はこんな催し物がありますよ。と、たくさんある団体が1つにまとめてアピールすることができれば、分かりやすく1カ所だけで終わらず、次はここに行ってみようかなと人の流れにもつながると思うのですが、そのような取組はできないかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○信宮副議長**

和氣産業部長。

**○和氣産業部長**

それぞれにイベント情報を発信しているがまとめることはできないかという御質問にお答えいたします。

西予市観光物産協会ホームページせいよじかんの中に、イベントというページがございます。ここに市内様々なイベントが掲載されているほか、観光物産協会では展示会やコンサート、ものづくりや季節のイベントなどの情報を募集しております。イベント主催者は掲載申請書と画像データを出すことで掲出が可能となっております。ここに情報が集まることで、1つのサイトで市内全域の多くのイベント情報が閲覧できるようになるため、議員さん方におかれましてもぜひ周知いただければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○信宮副議長**

宇都宮久見子君。

**○2番宇都宮久見子君**

観光に来られる方、イベントに参加される方にとっては、誰が主催であるかは関係なく、様々な年代の人が分かりやすく情報収集しやすいことが必要になってくると思います。受け手側にとって便利な方法をチーム西予として、西予市内が1つになって、西予市の観光振興、イベントへの取組につなげていっていただきたいと思います。

次に、飼い主のいない猫についての質問に移ります。

飼い主のいない猫については、全国的にも大変問題となっており、西予市内でも様々な地域の方から苦情や相談があり、私のところへもたくさん入ってきております。

そこで、まず猫不妊・去勢手術補助金交付事業について、概要と設置目的についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○信宮副議長**

一井生活福祉部長。

**○一井生活福祉部長兼福祉事務所長**

猫不妊・去勢手術補助金交付事業の設置目的についてお答えをいたします。

猫は動物の愛護及び管理に関する法律により、

愛護動物として指定され、飼い主の有無にかかわらず人との共生に配慮しつつ、その習性を考慮した適正な取扱いを行うこととされ、遺棄や虐待は禁止されているところです。

しかしながら、無責任な餌やりや糞害、鳴き声、多頭飼育など、周辺的生活環境への相談や問合せが年々増えてきております。

この事業は、人と猫との調和のとれた共生社会の実現と快適な生活環境を保持するため、猫の不妊及び去勢手術を実施することで、猫の不必要な繁殖や周囲に対する迷惑の防止等が図られることから令和3年11月から実施いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮久見子君。

#### ○2番宇都宮久見子君

令和3年11月からの実施ということですが、該当件数は何件であったのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

一井生活福祉部長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

該当件数についてお答えをいたします。

今年度は4月1日より受け付けを開始し6月末には予算上限に達しましたので、現在は募集を停止いたしております。

実績といたしましては、飼い猫21匹、飼い主のいない猫43匹の合計64匹を対象に補助金を交付いたしました。なお、飼い主のいない猫には、手術済みの印として耳先を桜の花びらのようにV字型にカットしており、さくら猫とも呼ばれております。このさくら猫は、これ以上繁殖することはありません。一代限りの命として優しく見守ってくださるよう御協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮久見子君。

#### ○2番宇都宮久見子君

たった2カ月で予算上限に達したということは、ほかにもかなりの申請希望があるものと思われま

す。そこで、今後の取組について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

一井生活福祉部長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

猫不妊・去勢手術補助金交付事業の今後の展望についてお答えをいたします。

愛媛県獣医師会においても類似の事業が実施されており、西予市の申込み件数は30件、71匹と多くの申込みがありました。実施件数は8件、8匹の予定であると同っております。

このように市民の当該事業へのニーズは高いことから、次年度につきましても事業を行います。その後の事業継続につきましては検証を行い、判断をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮久見子君。

#### ○2番宇都宮久見子君

しっかり検証していただき、より手厚い事業となり続けていっていただきたいものですが、この事業において、当市では飼い猫も事業の対象となっております。ペットは家族であり、飼い主、家族の責任は犬でも猫でも同じことと思います。犬の不妊・去勢手術は全額飼い主負担となっております。そのため、飼い猫に関しても飼い主の責任において手術を行うべきと考えますが理事者の考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

一井生活福祉部長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

飼い猫に対する補助金についてお答えをさせていただきます。

猫は繁殖力が高く、1匹の雌猫が年2回から3回、1回当たり4匹から8匹の子猫を生むと言われており、そのような状態になると適正に飼育し続けることはできません。また、雄猫を外出自由にして飼育していることで、多くの不幸な子猫が生まれてしまうことにもなります。

そのような責任の持てない子猫を生ませないためにも、また、生活環境の悪化へつながることがないように、飼い主の動物愛護と適正管理の意識高揚を図るため、補助対象としているものでありま

す。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮久見子君。

#### ○2番宇都宮久見子君

最近では、飼い猫に首輪を付けたり、リードを付けて散歩される方も珍しくありません。室内から出さないといった話もよく聞きます。飼い主の動物愛護と適正の意識高揚を図るため、飼い主がいる猫も補助対象になるとの理由はやはり納得できない部分もあります。今後、事業見直しや検討の際の課題にさせていただきたいと思えます。

次に、飼い主のいない猫と市民の関わり方についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

一井生活福祉部長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

市民と飼い主のいない猫との関わり方についてお答えをいたします。

まず、市民の皆さんにお願いしたいのは、飼い主のいない猫への餌やりについてでございます。愛媛県では、毎年多くの猫が愛媛県動物愛護センターに収容され殺処分とされています。その数は、令和2年度 965 匹で、全国4番目に高い数値となっております。その中には無責任に餌だけを与えられた結果、栄養状態が良くなったため、屋外で生まれた野良猫の赤ちゃんなども多くいます。また、猫を放置しておく置き餌なども不必要な繁殖の原因につながっております。

かわいそうな猫を助けたい気持ちも理解できますが、適切な対応を怠ると周囲に迷惑をかけることもあります。ただ餌を与えるだけであったり、管理できないほどの数の猫の世話をすることは、飼い主のいない不幸な猫を増やし、猫による被害を受けている人とのトラブルの原因にもなりますのでやめていただくようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮久見子君。

#### ○2番宇都宮久見子君

市に対してどれくらいの苦情や問合せがあるか。

件数や内容、その対応はどのようにとられているのか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

一井生活福祉部長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

答弁の前に、先ほどの答弁の中で、私の方が猫を放置しておく置き餌と申し上げました。餌を放置しておく置き餌でございます。訂正させていただきます。

それでは、苦情等の件数や内容またその対応についてお答えをさせていただきます。

苦情件数の全体的な集計は行っておりませんが、猫の適正な管理に関する相談は比較的多く寄せられておりまして、その中でも、本年度に関係者への指導に至ったのは4件となっております。そのうち2件は子猫の引取り、残り2件は多頭飼育に関する件でございます。子猫の引取りに関しては、相談者へ新しい飼い主を探すなどをお願いし、また、多頭飼育に関しては原因者に対し周囲に迷惑をかけないように不妊・去勢手術の実施や家の中の飼育をお願いいたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮久見子君。

#### ○2番宇都宮久見子君

相談は多く寄せられているということで、やはり飼い主のいない猫に困っている市民がたくさんいるということがうかがえます。

猫については、動物の愛護及び管理に関する法律により、愛護動物として指定されており、遺棄や虐待は禁止されております。

しかしながら、無責任な餌やりや糞害、鳴き声、多頭飼育など周辺的生活環境へ支障が出るような人がいた場合、法律上の問題はあのかないのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

一井生活福祉部長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

餌やりや多頭飼育崩壊について罰則等はあるのかについてお答えをさせていただきます。

令和2年6月1日に、動物の愛護及び管理に関

する法律の改正があり、不適正な飼育等に係る指導等が拡充をされました。

不適正な飼育や無責任な餌やりなどによって周辺の生活環境が損なわれているときは、原因者に対して都道府県が指導、勧告、命令を行うことができるようになり、命令に違反した場合、50万円以下の罰金が科せられます。また、動物虐待に対する罰則も引上げられており、多頭飼育による飼育崩壊等により動物を衰弱させることは虐待に当たるとされております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮久見子君。

#### ○2番宇都宮久見子君

不適切な飼育や無責任な餌やりに対して命令を行うことができ、命令に違反した場合は50万円以下の罰金が科せられるということでした。

不適切な飼育や無責任な餌やりの基準が曖昧ではありますが、そのような罰則があるということも市内へ広めていっていただきたいと思っております。

では改めて、市としては、住民から様々な被害報告がある飼い主のいない猫との関わり方をどのように考えるかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

一井生活福祉部長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

市として飼い主のいない猫との関わりについてお答えをいたします。

市といたしましては、人と猫とが共生できる地域づくりを目指し、地域が協力して行う地域猫活動の支援を進めてまいりたいと考えております。

地域猫活動とは、地域住民、ボランティア、行政などが協力し、飼い主のいない猫を地域全体で育てる活動になります。具体的には、猫を計画的に捕獲し不妊・去勢手術を実施した後に地域へ戻し、その後は決められた場所での適切な餌やりやトイレの管理をすることで一代限りの命を全うしてもらおう活動でございます。

まずは、増えないようにして地域トラブルを防止しつつ、徐々に減らしていくことで地域環境の改善を図るものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮久見子君。

#### ○2番宇都宮久見子君

地域住民、ボランティア、行政が協力し、飼い主のいない猫を地域全体で育てる活動を地域猫活動と言われ、その支援を進めていきたいとの答弁でしたが、簡単に地域猫活動と言われましても、地域全体で決められた場所での餌やり、トイレの管理などいろいろと難しい問題があるように感じます。

そこで、この地域猫活動が行われている地域はあるのか。あれば、具体例を教えていただければと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

一井生活福祉部長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

地域猫活動の事例についてお答えをいたします。当市で把握している範囲においては、地域猫活動を行っている団体はございませんが、大洲市では五郎荒田地域猫の会が、不妊・去勢手術や餌場・トイレ管理などを実施されております。また、宇和島市では一つの自治会が地域課題の一つとして、飼い主のいない猫問題に取り組んでおられると伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮久見子君。

#### ○2番宇都宮久見子君

飼い主のいない猫と市民の関わり方の中で、餌やりや置き餌をしないということでしたが、それを市民に周知し、注意できるような環境づくりが重要と考えます。住民同士での注意はトラブルを招きかねません。餌やりが悪いこと、置き餌はいけないことを市として周知徹底する必要がありますがどのようにされるのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

一井生活福祉部長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

市民の皆さんへの呼びかけについてお答えをいたします。

今年度は、広報せいよ4月号と10月号に、不妊・去勢手術に対する支援の御案内を掲載し、猫の不必要な繁殖防止を呼びかけさせていただきました。

また、西予市のホームページや西予市環境委員会等においても、動物飼育のマナーや動物の虐待防止をお願いいたしております。そのほか、地域より猫問題の相談があった際には、該当地区限定で動物の飼い方のチラシを配布し注意啓発を行いました。

引き続き、皆様への広報活動につきましては、効果的な啓発が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮久見子君。

#### ○2番宇都宮久見子君

市としても周知のために尽力いただいているところではありますが、住民同士でも餌やりや置き餌などに注意しやすくなる環境づくりや、不幸な猫を増やさないことを市民一人ひとりに理解、周知していく地道な活動が必要になってくると思います。

今後も引き続き呼びかけや注意啓発を行っていただき、よりよい対策を考えていただきたいと思います。

猫は、法律上、愛護動物と指定されております。とても愛らしく、心癒やされる方がいることも十分理解いたしております。飼い主のいない猫に罪はありません。しかしながら、住民生活に支障をきたしている事実を受け止め、住民の理解はもちろんのこと、対応、対策に努めていただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。

#### ○信宮副議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時57分）

#### ○信宮副議長

再開いたします。（再開 午前10時10分）

次に、18番酒井宇之吉君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

酒井宇之吉君。

#### ○18番酒井宇之吉君

おはようございます。

今回質問させていただきますのは、東南海地震の対策についてと人口減少と経済活性化について質問をさせていただきます。

少し寝不足で集中力がちょっと途切れておるかもしれませんがお許し願います。

「地震だ、津波だ、すぐ避難」というパンフレットが市民に配られております。これにつきましても、今の時期にまだまだ市民にはそういう意識がない。私は薄いとまだ考えております。寝るとこへヘルメットと懐中電灯と、そして、靴というぐらいは必ず置くぐらいの心構えが、市民一人ひとりがみんなできるようになれば、それだけの意識づくりをしっかりとするために、防災・減災対策についてお尋ねいたします。

そして、今回の質問は、防災・減災というよりも、ある方が、災害が起きた後のボランティア活動をするのに事前復興対策をしないと非常に後が助かると。そして、これがこれからの防災対策、減災対策に対して視点が変わることから質問をさせていただきますが、現在、防災対策、減災対策はどのようになっているのか。

また、それによって、市民の安心・安全の得られた対策になっておるのかをまずお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

防災・減災対策についてお答えをさせていただきます。

防災・減災対策につきましては、西予市地域防災計画に基づき各種施策を進めているところでございます。平成30年7月豪雨災害で当市も甚大な被害を受けましたが、全国各地で近年激甚化している風水害への対策、さらに、今後30年以内に70%から80%の確率で発生が想定され、最大の被害想定となります南海トラフ巨大地震への対策は、当市の防災・減災対策におきましても喫緊の課題となっております。

その対策といたしましては、行政機関としての各種計画・マニュアルの策定や職員研修の実施、他の機関との連携訓練の実施、他自治体との受援・応援計画による人的なつながりの構築など、自治体としての災害対応力の強化はもちろんのこ

と、行政の力には限界がございますので、地域防災力の向上を図ることが最も重要であると認識をいたしております。

新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、地域での活動が低調になっておりますけれども、自主防災組織の育成強化、地域で実施される訓練の支援、また、愛媛県とも連携し、地域防災リーダーとしての役割が期待される防災士の養成並びにスキルアップ等に引き続き努めてまいりたいと考えております。

また、議員からの御質問にもありましたが、大規模災害が発生した際、様々な困難を要する復旧・復興に係る調整や検討、また想定される事業等を事前に検討し取り組むことで、復興の期間短縮や復興の質の向上と適切化を目的として現在作成を進めております西予市事前復興計画に基づく考えも取り入れてまいりたいと考えております。

このような取組によりまして、地域防災力の向上を図るとともに、ソフト・ハードを両輪とした対策を推進することで、地域の皆様の安心・安全の向上につながるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

酒井宇之吉君。

#### ○18番酒井宇之吉君

「災害は忘れた頃にやってくる。」また、「備えあれば憂いなし」という言葉がございます。

先ほどの中でありました地域住民の活動が低調になっているというお話がありましたけれども、先般、野村町のほうでは、いろんな事前の防災訓練をやっておりますし、いろんな形でやっておると思います。

そして、市長は、国交省のほうにいろんな活動をして、整備をするような陳情もやっておられるようでございますので、その辺りに対しては敬意を表する次第でございますけれども、各地区の防災意識というのが、やはり最近差が出てるんじゃないかと、こういうふうに感じております。津波が想定される地区は、災害の意識が非常に高いという感じがいたしております。

そこで、津波が起きたときに、この事前の災害を、復興をこれから想定された形でやられることによって、防災は減災が視点が変わってくると、

私は先ほど言いましたようにそういうふうに感じております。

例えば、空き家が倒壊したときでも逃げ道がなくなるときがあります。そして避難路の倒木につきましても、前もって災害が起きてからでもそれは除去しなきゃいけない。それを早く予想して、そのような形ができるような事前災害に対する復興に対して、事前復興対策について、現在、愛媛県が計画して各市が取り組んでおりますが、西予市の状態と事前復興の内容について説明を願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

御質問いただきました西予市事前復興計画策定の進捗状況につきまして答弁させていただきます。

こちら新型コロナウイルス感染拡大等の影響もございまして、当初のスケジュールには影響は出ておりますが、現在のところ、三瓶東地区をモデルケースといたしまして事前復興まちづくりワークショップを3回実施し、あと2回実施を予定しているところでございます。そのほか、職員研修、庁内職員ワーキング等を適宜実施しており、今後、策定委員会の開催、パブリックコメント等を実施しまして、今年度末の計画策定を目指しているところでございます。

さらに議員から御指摘いただきました空き家対策等でございますけれども、本年5月に設定をいたしました南海トラフ地震臨時情報に基づく事前避難対象地域におきましては、そういったハード対策、空き家対策等も合わせて検討をしており、避難路の改良なども事前復興として日頃から取り組むべきものと考えております。西予市事前復興計画策定後の啓発、また、それによります取組の推進につきましても、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

酒井宇之吉君。

#### ○18番酒井宇之吉君

災害が起きたときに一番困るのはまず水、電気、食料、そして最近は通信、ちょうど西日本の災害

のときに議長をしておりましたけれども、スマホが非常に役に立つ、そしてスマホの回復がどれだけ精神的なものの安心があったかということが、私は感じております。

そしてまた、安全・安心のところを行政側から見た安心・安全と市民から見た安全・安心というのがあるわけです。

今、避難路の問題にいたしましても、地震があったら倒木の予想される場所でもまだ整備されていないのではないかというようなところがあります。そして、空き家にいたしましても新しく設定された水没地区の空き家にしては、実を言ったら、30年ぐらいの間に空き家壊すんだったら、災害が来て壊れて、そしてボランティアで全部やってくれるんやと、不屈きな考え方をする空き家所有者もおります。

その辺りも鑑みまして、水没地区の空き家対策だとか、まだ安心の取れない避難路なんかの対応についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

ただいまの酒井議員からの御質問にお答えさせていただきます。

今ほどの空き家対策でありますとか、倒木の対応につきましてもそれぞれの地域におきまして、今後課題、現在も課題になっているところもあるかと思っておりますけれども、地域の実情として課題となっていることかと思っております。

これらにつきましても、先ほど申し上げました事前復興まちづくりの中で、現在三瓶東地区でやっておりますけど、まち歩き、実際に地域の方が現場を歩いていただきまして、どこが避難路として支障が出てくるのか。また倒壊する建物はどこにあるのか、そういったところを実際に見ていただいて、それらに対する御意見等をちょうだいしたいと考えております。

その上で、市といたしましては、当然優先順位等々もあろうかと思っておりますけども、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

酒井宇之吉君。

#### ○18番酒井宇之吉君

事前復興計画の中には、令和4年度の災害ボランティア養成講座、こういうのも事前復興の中の一つの対策だと私は考えておりますけれども、電気、食糧、水、通信、このあたりも事前復興計画の中にどう対応していくか、入ってくるんだろうと思います。ですから事前復興計画から見た防災・減災というものをこれから考えていくべきではないかと、こういうように考えております。

それで、防災・減災という言葉ばかりが今言ってますけど、その中に私の要望としては、防災・減災事前復興政策、対策というような形で、これからの災害に対しての政策の視点を少し変えてるだけで物の見方変わってくると思っていますので、その辺りを熟慮していただきたいと思っております。

続きまして、次の質問でございますが、人口減少、先般の知事選挙におきまして、知事選挙の争点というよりも、これからの愛媛県、そして地方自治体の抱えていく大きな問題として人口減少が取上げられました。静かなる有事ということがうたわれておきまして、これから地域における活力を維持したり、活性化していくためには、選ばれる地域になってその自治体が残れるような政策活動をしなればいけない、そのように思います。

先般、管家市長の後援会がありましたが、その中でも、管家市長のお言葉の中に、非常に危機感を持って、この人口減少対策について、また、少子化対策について、非常に熱意を持って説明をされました。また機会があるときに御説明を願いたいと、かように思う次第でございます。

地球の人口が80億人を超えました。地球の人口が80億人を超える中で、食料、水、エネルギーが、人口が増えることによって、グローバル化の中で競争が始まっております。

ただ、先進国である日本は、地方自治体が人口減少によってもたらされるいろんな課題を今抱えておきまして、その中で、少子化対策とか定住移住対策、企業誘致、働き方改革とか、そしてまた高校の生徒の少ない高校生の教育の問題、この問題なんかをずっと各部署、今まで、産業部、総務部、そして教育部門、人口減少対策に対する政策をやってきてるわけでございますが、想定されている人口減少予想は、これは、愛媛県が2060年に

出しました人口予想でございますが、これに対する西予市とか、そういうものをどのように考えているのか、予想されているのか。また、現在人口が緩やかに減少していくためにとっている政策、目指していく政策はどのようにあるのか。たくさんありますので、簡単に御説明を願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

想定される人口減少と、人口が緩やかに減少していくために取り組んでいる政策についてお答えいたします。

まず、第2次西予市総合計画及び第2期西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、2019年12月の住民基本台帳を基準に、低位、中位、高位の3段階で2060年までの人口の推移を算出しております。

その中で、本市の2060年の将来人口は、低位推計では1万5380人、中位推計では1万6224人、高位推計では1万8570人となっており、40年で最大62.1%の人口減少となる可能性があると思っております。

また、本年9月に愛媛県が2020年の国勢調査結果に基づく将来推計人口を公表いたしました。その中で、同じく2060年の将来推計人口が、本市におきましては、2020年の3万5388人から66.6%減の1万1816人となる見通しが示されております。

このような人口減少は、本市だけではなく日本全体の問題となっており、避けることのできない人口減少の中、それぞれの地域が特性を生かした政策を実行し、持続可能な地域社会の構築が重要となっております。

本市における政策におきましては、まず、地方創生交付金などの国の補助制度や地方創生の人材支援制度の活用及び、基金などを有効に活用し、次の政策を実行してまいりました。

まず、地域経済の対策といたしましては、市外及び都市部でのPR活動を行うジオブランド推進事業の推進。医療・介護・健康対策といたしましては、外国人向けの日本語講習を行います外国人材の活用事業の実施。結婚・出産・子育て対策といたしましては、しらかわ保育所の整備等を実施いたしております。また、社会インフラの対策と

いたしましては、あけはま一れの整備。地域コミュニティ対策といたしましては、地域づくり交付金事業を推進しております。また、その他、社会情勢に合わせまして、高校の魅力化事業の推進、結婚新生活支援事業等を実施してまいりました。

このような事業を、第2次西予市総合計画の政策別で見ますと、令和3年度の実績では、まず、しごとづくりの政策において、商工業の振興対策といたしまして、企業誘致と創業の支援、事業所の経営支援等を行い、約8億3000万円の事業を実施いたしております。また、ひとづくりの政策においては、子育ての支援推進といたしまして、子育て世代への経済の援助、保育サービスの充実等を行い、総額約22億8500万円の事業を実施いたしております。

加えまして、本年10月には、部局を超えた若手市の職員9名によります人口減少対策プロジェクトチームを結成いたしました。このプロジェクトチームでは、関連データの分析、市民・職員へのアンケートなどを根拠に、随時、新規事業の提案を行う予定としております。議員各位におかれましても御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

酒井宇之吉君。

#### ○18番酒井宇之吉君

第2次西予市総合計画と、今回衝撃的に愛媛県が出してきた国勢調査を目的とした人口推計との差がやはりあって、やはり低位推移で1万5380人、県の1万1816人、これはやはり見方が甘かったのかなという感じがいたしております。

これはそれだけの政策をとって、そしてやっていくことによって、低位、中位、そして高位のどこを、目指すのは2万人ぐらいはやはり目指してもらいたいような政策をしていただきたい。

そして、お尋ねしますけれども、プロジェクトチームにつきましては、過去を知り、現在を観、将来を創造する。この観点から言いますと、若手市職員9人というのが、どうも経験者も必要じゃないかと思うんですけども、このプロジェクトチームが結成された、どのようなメンバーで、これからどのようにやっていくのか、お尋ねをいたしま

す。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○信宮副議長**

宇都宮政策企画部長。

**○宇都宮政策企画部長**

人口減少対策プロジェクトチームの詳細、今後の方向についてお答えをいたします。

先ほど申し上げました係長以下の若手、中堅の職員9名からなりますプロジェクトチームですが、名称をせいよ将来人口究明・対策プロジェクトと言いまして、10月に発足後、現在までに5回の会議を開催しております。

出合い・結婚、育児、仕事・雇用の3つの分野において提案事業の検討を行うとともに、市内の産前産後の方、幼稚園、保育所、小中学校の保護者の方、市職員を対象に、結婚や子育てに関するアンケート調査も実施をいたしております。先般、市長、副市長にも中間報告を行っております。年内には、新たな事業の提案等を取りまとめまして、年明けには、市長、副市長、教育長、各部長が入ります行政経営戦略会議に対するプレゼンテーションも予定をいたしております。早ければ令和5年度の当初予算に事業計上も計画しております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○信宮副議長**

酒井宇之吉君。

**○18番酒井宇之吉君**

これからの自治体は、人口減少があったら機能できないことも想定されます。

そこで、愛媛県の出した人口が大体見ますと84万人ぐらい、100万人を目標にするということで、けさの新聞では、人口減少の政策の答申を愛媛県知事になされた。それに準じた形で西予市もまた対策をやっていこうと思っておりますが、2060年の人口構成を分かりましたら説明していただきまして、その中で、高齢化率、今、西予市は44%ぐらいですけれども、そのときの60年のときの高齢化率が分かりましたら説明願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○信宮副議長**

宇都宮政策企画部長。

**○宇都宮政策企画部長**

2060年の推定人口におけます西予市の高齢化率等についてお答えをいたします。

愛媛県が9月に公表いたしました将来推計人口の市町別に公表されている資料といたしましては、まず、2060年の推計人口、2020年と比較した増減率、次に、2060年の15歳から29歳の推計人口、同じく2020年と比較した増減率、この4つのみの公表となっており、市町ごとの高齢化率及び階層別の人口については、現在公表はされておられません。

なお、県全体においては、年代別の推計人口が公表されておりますので、それを見ますと、65歳以上の年代は、2020年の44万3190人が、2060年には34万5639人となり、22.0%減少することが公表をされています。この人口をもとに、県全体の高齢化率を計算いたしますと、2020年は33.2%、2060年は44.1%となります。

また、参考に令和2年4月に策定をいたしました第2期西予市の人口ビジョンの高位の推計におきましては、本市の高齢化率のピークは2025年です。2060年の高齢化率は、そのシミュレーションにおいては38.9%といたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○信宮副議長**

酒井宇之吉君。

**○18番酒井宇之吉君**

2060年の15歳から29歳の方が650人ですね、発表が。そして、現在が2,700人ぐらいということですね。そこで、高齢化率は絶対数が減ってるんで、高齢化率は余り変わってないとそのように解釈していいかと思えます。

そこで、これから各部署が、部が、高齢化対策の政策が少しでも関わってるやつを全部今まで持ち出して討議をしていただきたい。そして、人口減少に対して本気で取り組んでいただきたい。本定例会においても、少子化対策の議案が出ております。これも本当しっかり先を見た政策だろうと、かように考えております。

そこで、私が今回次に質問いたしますのは、将来的に人口が少なくなって、産業の経済の活性化をするためには、生産労働人口の確保が絶対要るんですよ。生産労働人口は、今現在65歳までというような形に統計的にはとらえておりますけれど

も、今の社会情勢を見ますと、定年延長、再任用等々の政策がなされて、年齢の高くなった人たちがしっかり働ける、健康寿命の中で働ける社会をつくらうとしております。そのような中に、再任用の現状、私は、政策は別において、どうしたら生産労働人口を将来にわたって西予市は確保できるかという視点で、次の質問をいたします。

将来想定される生産人口の確保策はということ、再任用の現状、今後はどのように変化していくのか。定年延長については、国・社会・経済界の状況はどのように変わっていくかどのように把握しているのか。また、外国人技能実習生の西予市の実態はどのようになっているのか。また、先般、西予市の一事業者の不祥事によりまして人権に関わるような形で、外国人技能実習生が西予市に来てよかったなと思えるような人気のものが少し減退している。そこをどのように西予市で働いて、西予市に実習してよかったなというような政策は考えておられるのか。

そしてまた、健康寿命が長くなって、高齢者で健康な方が多くなって、生涯働ける環境づくりとなるシルバー人材センターの役割と充実をどのように考えているのか。要するに、高齢者が働ける、生産労働人口に組み込めるような社会づくりをどのように考えているのか。それでないとならば経済が活性化しないのではないか。働いてくれる人がいないと経済が活性化していかないんじゃないかという懸念がありますので、この質問を人口減少の中で対応をしていただきたいと思いますので、まず質問をいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

それではまず再任用の現状につきまして答弁をさせていただきます。

当市の再任用職員の状況でございますけれども、11月1日現在で、フルタイムの職員が23人、短時間勤務が10人、計33人の職員が勤務をいたしております。令和5年度以降、再任用制度は、定年が段階的に上げられることに伴い廃止をされ、現行の再任用制度と同様の内容の暫定再任用制度を設けることとなり、定年が段階的に上げられる経過期間につきましては、62歳や63歳で定年

となった場合であっても、現在と同様に65歳まで再任用で勤務できるというような制度となることになっております。

また、定年延長に伴います国・社会・経済界の状況がどのようになっていくか、どういうふうにとらえているかという御質問でございましたけれども、定年延長につきましては、国においては原則60歳とされている定年が2年に1歳ずつ段階的に上げられるということになりまして、令和13年4月には、定年が原則65歳となります。

当市におきましても職員については、地方公務員法の改正に伴いまして、国家公務員の取扱いに準じた対応をするということといたしております。なお、令和3年4月1日に施行されました改正高齢者雇用安定法では、65歳から70歳までの労働者の就業機会を確保するため、70歳までの定年引上げ、もしくは、70歳までの継続雇用制度など、措置を講ずる努力義務が新設されております。したがって、現時点では70歳までの雇用確保は努力義務にとどまっておりますが、これによりまして社会全体の定年が上げられると予想をされております。今後、市職員、公務員におきましても、65歳定年よりさらなる引上げがあるといった場合につきましては、国等の取扱いに準じて対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

生産労働人口の確保対策と地域経済の維持についてお答えいたします。

現在、当市においては、生産労働人口の確保対策と地域経済の維持を図ることを目的に、みらい発展就業奨励金事業を実施しており、同事業により、新卒者の市内就職者を促進し、人口確保に努めているところでございます。

また、企業誘致対策として実施しております企業誘致奨励金事業においても、雇用人数に応じた奨励措置を行っており、生産労働人口の確保につながるものと考えております。

それから、外国人実習生の西予市の実態と対策でございますが、技能実習制度は、開発途上地域等への技能等の移転を図り、その経済発展を担う

人づくりに協力することを目的とする制度として、我が国の国際貢献において重要な役割を果たしているところでございます。

当市における令和4年3月31日現在、住民基本台帳での在留外国人の人数は251人、在留資格別では、技能実習生が110人となっております。市では、技能実習生それぞれの事業所の情報を把握しておりませんが、市の国際交流の取組の一環として、技能実習生を含む外国人の方々と市民の交流及び外国人同士のつながりの場を提供できるよう、令和3年度から日本語教室及び交流イベントを実施しており、技能実習生の方も多く参加いただいているところでございます。

引き続き同様の取組を継続することで、技能実習生を含む市内の外国人支援を推進してまいりたいと考えております。

それから、外国人技能実習生が西予市に来てよかったと思える対策でございますが、先ほどの答弁と重なりますが、当市においては、技能実習生を含む外国人の方々と市民の交流及び外国人同士のつながりの場を提供できるよう日本語教室及び交流イベントを実施しており、技能実習生の方も多数御参加いただいております。参加者からの感想は集計はしておりませんが、一定数の参加をいただいておりますことから評価いただいているものと考えております。

また、令和4年度からの取組といたしまして、外国人にも分かりやすい西予市ごみカレンダーの補完資料を作成し、外国人が転入された際に配布することで、生活支援対策を実施しております。

技能実習生に限らず、在住外国人の方々が西予市に来てよかったと思える対策につきましては、既存の取組と連携し、ニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

一井福祉事務所長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

議員御質問のございました健康的高齢者が生涯働ける環境づくりとなりますシルバー人材センターの役割等について答弁をさせていただきます。

シルバー人材センターは、自主・自立・共働・共助を基本理念に、これまで会員が培った知識と

経験を生かしながら、働くことを通じて、自らの生きがいや健康を保ち、福祉の増進と活力ある地域社会づくりに貢献することを目的に活動をいたしております。

当市におきましても、御承知のとおり、三瓶支所内に一般社団法人西予市シルバー人材センターが設立されておりまして、様々な事業を実施いただいているところでございます。

今後、人口減少が進む当市におきまして、当センターが健康的高齢者の受皿として、地域の日常生活に密着した就労活動を通じて、地域社会を支える担い手となっていただくとともに、生きがいづくり、働く喜びの継続、健康維持の重要な役割を担って、さらなる地域社会への貢献を期待いただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

酒井宇之吉君。

#### ○18番酒井宇之吉君

県の推計見ますと、大体38年間で4割減る、西予市は66%ぐらい減る、概算で計算しますと7割減るわけで。例えば、明浜町の人口を計算してみますと900人足らずになるんですね。そして、俵津地区だったら今1,000人弱ですから、300人足らず、こういう中で一つ皆さんが危機意識だけをこうしてするんじゃなしに、地区の人が考えて、我が住んでる村、集落はどういうようにしたらいいのかということ真剣に考える起爆剤にしていきたい。そして27の地域活動センターが今度できるわけでございますので、その中でも、この人口減少問題をどういようにとらえて、地域で活動していくかというようなこともテーマにしていきたいなど、かように思っております。

定年延長につきまして、再任用につきましても、バイデン大統領が80歳ですからね、私が76歳ですから、もし2060年まで生きてたら114歳になるんですよ。そこまでは生きれませんけども、やはり想定した形の中でどういような対応を今からしていくか、地域の知恵と汗の出し合いだという考え方を持っております。もちろん自治体、西予市、宇和島市、そして大洲市とか、いろんな形の競争にもなるんだろうと思います。そして、老人と言ったら悪いんですが、前にも老人っての

はおかしいから何かないかというような話を一般質問でしたと思いますけれども、70歳ぐらいまでは当然働くという社会風潮をつくってもらわないと、生産労働人口ってのはほとんど町外、市外へ出たり、教育して少子化対策していても外へ出ていく、そういうことも想定されるので、いろんな政策をとりながらやっていただきたいと思います。

そして、外国人実習生の問題ですが、これは、ちょっと批判したら悪いですけど、日本人の島国根性の中で難民の対応、そして外国人労働者の問題、この問題につきましてもいろいろな法的な問題がありますけど、日本の国がちょっとかたくなにグローバル化をまだしてないなというような感じがいたしておりますので、先を切って、外国人実習生の問題は、入ってくるのが、入管の検査が非常に難しいということがありますので、住居の問題を、住居費ぐらいは西予市から少し出してあげたらいいなあとというような感じがいたしております。

そして、人権の問題、その辺りへの教育の問題、西予市の祭り、いろんな行事に参加できるようなシステムを西予市の行政の中からやっていただいて、そして、できればなというような考え方を持っております。

次に、シルバー人材センターでございますけれども、シルバー人材センターは、正直言いまして、加入者が減ってるんだらうと思っておりますが、部長どうですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

一井福祉事務所長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

現在の加入状況、会員数についてお答えをさせていただきます。

令和4年4月現在の会員数でございますけれども153人で、旧町別の会員数につきましては、明浜地区6人、宇和地区79人、野村地区21人、城川地区1人、三瓶地区46人となっております。

平成30年実績では166人の会員がおられたということで、会員数については緩やかに減少をしているという状況であろうかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

酒井宇之吉君。

#### ○18番酒井宇之吉君

シルバー人材センターの理事もちょっとやってた経緯があるんで聞きますが、業務内容、そして、運営経費等々はどのようになっておりますかお聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

一井福祉事務所長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

業務内容、運営経費等についてお答えをさせていただきます。

まず、業務内容でございますけれども、草刈り、剪定、生活援助サービス等の個人の受託事業や各種団体の運転業務の派遣事業が主な業務となっております。個人からの受託事業は年々増加をしておりますけれども、団体等への派遣事業につきましては減少しているのが現状でございます。

当センターの運営経費につきましては、業務の受託による収入、市の育成補助金、国からの市補助金と同額の高年齢就業機会確保事業等補助金が主な内容のものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

酒井宇之吉君。

#### ○18番酒井宇之吉君

人材センターの成り行きから言いますと三瓶が本拠地になっておりますけれども、やはり西予市全体で一つのものという考え方をさせていただくような行政活動をしていただきたいなと思っております。というのは、絶対数の高齢者が増えるわけじゃないです、先ほどの説明にしますと。ですから、これからも人材センターの会員が増えることはないのではないかと思います。そうすると、他町に似たような作業をしている団体があるわけでございますので、それを制度の中に入れていこうということも考えていただきたいなと思っておりますがいかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

一井福祉事務所長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

団体等の人材センターへの加入等についてお答

えをさせていただきます。

会員の減少等につきましての課題については十分承知をいたしているところでございます。今回人材センターにつきましては、あくまでも一般社団法人の運営という部分でございますので、法人からの働きかけをしていただきたいというのが市の考え方でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

酒井宇之吉君。

#### ○18 番酒井宇之吉君

ずっと人口減少について、非常に危機感を感じております。そして私らがあの時の議員は何をやったんだと言われぬような形で、こういう質問をさせていただいております。

そしてまた、医療の問題も絡んできますし、水道料金にも絡んできます。ほとんどのものが人口減少によって変わってまいりますので、その辺りも含めて、これからの西予市の大きな課題、愛媛県も大きな課題としているようでございますが、西予市の大きな考え、大きな課題として理事者も考えていただきたいと思います。また議会も真剣に考えるようにいたします。そしてまた、これを地域の問題と自治会の運営にも関わってくることでございますので、こういう意識を創生するようにひとつお願いしたいと、かように思います。

最後にちょっとお尋ねしたいんですが、老人クラブが現在 65 歳でございますけれども、老人クラブは民間の自主団体でございますので、私がこういうのはどうかと思いますけれども、こういう社会情勢、人口減少の中で、生産労働人口が減っている中で、老人クラブの加入年齢が 60 歳以上を対象にしてるところもあるようでございますが、私んところは 70 歳以上ですけれども、60 歳以上ってのはまだまだ働ける、65 歳も働ける、老人クラブの入会を少し、行政指導するわけにもいきませんが、実際のところ、老人クラブの会員 1 人当たりお金会員数で出しておりますから、その辺りも含めて、60 歳は老人クラブの中入って活動するのもいいでしょうけれども、昔ゆりかごから墓場までってのは、大体 55 歳までだったと思いますが、そういう世界からまた世の中変わっておりますので、その辺りも含めて、もし構いませんでし

たら、老人クラブの対象年齢を上げてはどうか。部長指導できますか、お尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

一井福祉事務所長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

老人クラブの対象年齢を引上げてはどうかという御質問でございます。

御案内のとおり、老人クラブの加入年齢はおおむね 60 歳以上という対象となっておりますけれども、本市の状況を見てみますと、先ほど申されましたように、60 歳以上、65 歳以上、70 歳以上と地域の実情によって様々で、単位クラブによって違っております。高齢者の自主的なクラブということですので、市として一律この年齢ということについてちょっと申し上げることは不可能かなと思っております。

一方で対象を上げることで、市からの補助金を団体に対して出しております。60 歳以上の高年齢によると補助金が減る場合もございますので、そこは単位クラブで御検討いただけたらなと思っております。

十分な回答となりませんが、以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

酒井宇之吉君。

#### ○18 番酒井宇之吉君

主意は、結局元気な間はしっかり働こうというそういうような社会づくりをして、働いてる間は、やはりフレイルにもなりにくい、心のフレイル、体のフレイル、こういう虚弱もなくて、健康寿命を長くして、そして財政負担もかけない、このような社会づくりを目指していただきたいと思います。人口減少の中に、大変これから難題が山積していると思いますけれども、私どもも頑張りますので、理事者側もひとつ頑張ってください。

これにて一般質問を終わります。

#### ○信宮副議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 03 分）

#### ○信宮副議長

再開いたします。（再開 午前 11 時 15 分）

次に、10 番竹崎幸仁君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

竹崎幸仁君。

#### ○10 番竹崎幸仁君

議席番号 10 番竹崎幸仁です。

議長より発言の許可を得ましたので、通告書及び会議規則、申し合わせ事項に従って、一問一答により 2 点質問いたします。

酒井議員ではないですが寝不足です。ベスト 8 は大変残念でしたが、私としては大変よくやったなあと、後に続くものが出てくるんじゃないかと、ひそかに期待したものです。

さて、先般 11 月 11 日金曜日の愛媛新聞に管家市長が国土交通省に対し、南海トラフ地震対策に関しての要望を出されたと書かれていました。その見出しには、津波の避難路や施設整備を要望とあり、斉藤鉄夫国交相や担当職員同席での交渉であったとも書かれていました。その本文中に、事前復興計画の策定を推進していると書かれていましたので、まずはその計画の概要について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

それでは事前復興計画がどういったものかその概要につきまして答弁させていただきます。

西予市事前復興計画は、令和 3 年 3 月に策定されました南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針を踏まえまして、南海トラフ巨大地震への備えとその後の復興に資するため、愛媛大学の御協力を得まして、令和 3 年度から 4 年度にかけて策定に取り組んでいるところでございます。

事前復興計画は、大規模災害が発生した際、様々な困難を要する復旧・復興に係る調整、またその検討、想定される事業等を事前に検討をして取り組むことで復興の期間の短縮や復興の質の向上、そして適切化を目的とするものでございます。

本計画の構成でございますけれども、復興プロセス編と復興ビジョン編、そして事前復興まちづくり編の 3 編からなっておりまして、そのうち復興プロセス編では事前復興を推進するための指針や復興に取り組む際の行動指針となるようデータを整理、また、平成 30 年 7 月豪雨災害を踏まえまして市における災害対応や復興の手順、体制等を事前に検討するものでございます。

復興ビジョン編におきましては、万が一の大規模災害が発生した際に、大規模災害からの復興に関する法律に基づき策定をいたします復興計画の基礎となるものといたしまして、市全体の復興に係る考え方や目標、復興イメージなどを整理いたしております。

事前復興まちづくり計画では、復興ビジョン編が西予市全体としての計画であることに対しまして、地域ごとの災害の想定やその対策、復興に向けた課題、復興まちづくりやそのイメージなどを整理するものでございます。現在三瓶東地区におきましてモデル地区として設定をし、実施をいたしております。

その他三瓶小学校、三瓶中学校、宇和高の三瓶分校、こちらの御協力をいただきまして事前復興に関する防災教育も推進をしているところでございます。今後、地域を担う若い世代である児童、生徒の皆さんに命を守ることから生活をつなぐ、そのための事前復興教育プログラムの作成を行っているところでございます。

大規模災害が発生した際には、事前に策定しましたこれらの取組を西予市における復興計画、地域における復興まちづくり計画に活用できるものとしておくことで、先ほど申し上げましたけれども、復興の期間短縮、復興の質の向上につながることを期待されております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

竹崎幸仁君。

#### ○10 番竹崎幸仁君

詳細にわたっての説明ありがとうございました。

その中に、今、三瓶東地区をモデル地区として小中高との連携による防災教育を推進しているとの答弁でありました。

その防災教育の内容について再質問させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

防災教育の内容についてお答えをいたします。

防災教育の実施につきましては、今後地域を担う児童生徒に、命を守る行動から復興のプロセス

を考える防災教育を実施することが大切なことであると考えております。

そこで、西予市事前復興計画策定にあわせまして、市内の小中学校、高等学校におけます西予市版の事前復興教育プログラムを検討いたしており、単発的ではなく、学習指導要領に沿って、各教科等で取り組めるプログラムを作成することによりまして、実効性と継続性を確保し、各学校に合った内容で、今後取り組んでいただくことを目指しております。

今年度3学期におきまして、三瓶小学校、三瓶中学校、そして三瓶分校の協力を得まして、モデル授業を実施することといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

竹崎幸仁君。

#### ○10番竹崎幸仁君

ありがとうございました。

その中でも、今後の地域を担う小中高の児童生徒の皆さんに、命を守る、そういう行動の大切さを学んでもらうことと、しかも本年度の3学期には、モデル授業の実施も計画されるということをお聞きしました。この取組のすばらしさ、すばらしいなと本当に驚いているところです。

次に、本計画の進捗状況についてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

事前復興計画の現在の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

先ほど酒井議員の質問にも一部答弁をさせていただいておりますので重複いたしますけれども、西予市事前復興計画策定につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響もございまして、当初のスケジュールには若干影響が出ておるところでございます。現在のところ三瓶東地区をモデルケースとした事前復興まちづくりワークショップを3回実施し、あと2回の実施を予定しております。おおむねスケジュールについては取戻しているのかなというふうには感じております。

それ以外にも職員研修、庁内職員ワーキング等を適宜実施いたしております、今後策定委員会

の開催、またパブリックコメント等を実施しまして、今年度末の計画策定を目指しているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

竹崎幸仁君。

#### ○10番竹崎幸仁君

ありがとうございました。

私も事前復興まちづくりワークショップに参加させていただいておりますが、中学生から後期高齢者に至るまで幅広い人が参加されていること、そのワークショップ、その成果をどのようにとらえておられるのか、再質問させていただきます。お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

ワークショップにおける成果をどのようにとらえているかについてお答えさせていただきます。

こちらのワークショップにつきましては議員も御参加をいただいておりますけれども、このワークショップには地域住民の皆様、中学生、高校生を含む幅広い年代の参加を得まして、地域内の課題や方向性の共有を図り、様々な意見をいただいております。また、愛媛大学の協力も得まして多くの学生の方にも参加をいただいております。

先ほども申し上げましたが、これまで3回のワークショップを実施しておりますが、愛媛大学の学生を合わせまして平均60名近くの方に参加をいただいております。コロナの感染拡大の影響を受けまして開催スケジュールは厳しいものとなっておりますが、皆様の御理解、また御協力をいただきまして実施をしておるところでございます。先ほど来出ておりますけれども、ワークショップにおきましては命を守るをメインテーマとして、自宅や地域の災害リスクを知り、避難路や緊急避難場所の課題を考えるとといった、まさに命をつなぐ内容とし、そのためのまち歩きも実施をしたところでございます。

今後、後半2回におきましては、災害後の生活再建や復興まちづくりとして、一例を挙げますと

避難所での生活、応急仮設住宅に関すること、その後の生活再編、復興まちづくりを考える内容で開催をしたいというふうに考えております。

このワークショップを通しまして、地域住民が一体となって、地域におけます被害想定や課題、復興イメージについて議論をし、地域における事前復興まちづくりイメージを共有することを目的といたしております。

この計画策定後におきましては、モデルケースをほかの地域にも展開し、それぞれのところでまた計画づくりに努めていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

竹崎幸仁君。

#### ○10 番竹崎幸仁君

ありがとうございました。

ワークショップでは、メインテーマとして、命を守るということを挙げられていました。本当に大切なことだと思います。災害のリスクや被災後の再建に関して学び、さらには避難所、仮設住宅等での生活を中心に復興まちづくりを考えていくとのことでした。

ここで関連質問させていただきます。

このワークショップには、多くの愛媛大学の学生さんが参加していると、さらには、大変有意義な取組となっていると伺いました。

このことによる効果はどうなっているか、そのことについてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

愛媛大学の学生の方が参加していただいたことによる効果についてお答えをさせていただきます。

今回のワークショップにおきましては、愛媛大学の先生方をはじめ、多くの学生さん、先ほども申し上げましたけども、全体としては30名、学生さんでも大体30名近くの方に参加をいただいているところでございます。その学生さんの中には三瓶町出身の方もいらっしゃるようでございます。

野村の復興まちづくりワークショップも同様でございますが、地域外出身の若者の意見から、ふ

だんは思いもつかないような視点を気づかされるなどワークショップが活性化されていると感じておるところでございます。また先生方からも、このワークショップが学生の勉強にもなり、参加希望の学生も増えていると、そういったうれしい御意見もちょうだいをいたしておるところでございます。

また、ワークショップ以外におきましても、学生さんのほうでバーチャルみかめプロジェクトというものを企画いただきまして、中学生、高校生と交流をいただいております。この企画におきましては、三瓶の町並みを撮影しVRを作成、そのVR空間に災害シミュレーションを表現するといったことで、地域の方々が災害時の状況をイメージしやすくなるようなそういったツールを作成し、事前復興まちづくりワークショップを支援することも目的とし取り組んでおるところでございます。この取組につきましては、ワークショップ参加者以外の中学生、高校生も参加をいただいておりますし、高校生につきましては宇和校本校からも参加をいただいております。完成をしましたVRにつきましては、ワークショップの最終の会で披露するというので伺っております。

また、このVRにつきましては、避難体験をゲーム感覚でとらえるということで、避難する上での注意点などを視覚的に学べるツールとしても活用できるということも期待されております。今後、作成したVRを防災教育として教材化できないか等、大学とも検討しているところでございまして、引き続きこの取組を支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

竹崎幸仁君。

#### ○10 番竹崎幸仁君

ありがとうございました。

約30名もの参加で、その中には三瓶町内出身者の学生さんもおられて活躍しているということは分かりました。彼らの活躍のおかげで、ワークショップ自身が大変活性化しているというのは、参加してる私も確かに感じております。特に、バーチャルみかめプロジェクトを企画され、三瓶町の町並みの撮影後、そこに津波災害シミュレーショ

ンを重ねて表現することで、災害時の状況をイメージしやすくするということでした。さらにありがたいなと思ったことは、完成したVRは最終回で披露するだけでなく、防災教育として教材化することを検討しているとも説明がありました。このことをぜひ実現していただき、教育現場での利活用を強く希望しております。

また、今月12日には次の開催が予定されております。そのワークショップにも非常に期待しておりますのでございます。

そこで、次の質問に移らせていただきます。

さて、先ほども申し上げましたが、管家市長が斉藤大臣と面会され、南海トラフ巨大地震対策として津波発生時の避難路や避難施設の整備を求めたとありました。

西予市が策定を推進しておられる事前復興計画を踏まえての管家市長が要望された内容についてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

#### ○管家市長

ただいま竹崎議員から11月10日に斉藤鉄夫国土交通大臣に私が要望した内容についてという御質問でございましたので、答弁させていただきますと思います。

直接要望をさせていただく機会がありました。いろんな方に中に入っていて、こういう場が設けられ、市としての考えを直接訴えることができたということは本当にありがたいなと思っております。関係者の皆さんに厚く御礼申し上げます。

まずは当市に甚大な被害をもたらしました平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に関わる支援のお礼と、引き続きまして、今国・県で行っていただいております事業、流域治水対策への御支援をお願い申し上げます。そして南海トラフ地震対策へのお願いをさせていただきました。特に今回、甚大な被害が想定されます津波被害の対策として、先ほど御質問にありました西予市事前復興計画策定後、同計画に基づきます事前復興まちづくり計画をもとにソフト対策と合わせた津波発生時の避難路や避難施設等の有効的なハード対策へ

の御支援を強く要望させていただきました。

大臣からは都市防災総合推進事業等を活用して協力していきたいというお言葉をいただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

竹崎幸仁君。

#### ○10番竹崎幸仁君

ありがとうございました。

しゃべりやすくなりました。私あまり緊張したことがないと思ったんですが、マスクをとることさえ忘れておりました。これで随分しゃべりやすくなりました。

さて、ただいまの御答弁の骨子として事前復興まちづくり計画をもとにソフト対策と合わせた津波発生時の避難路や避難施設等の効果的なハード対策への支援を要望。さらには、斉藤大臣からの都市防災総合推進事業等を活用して協力するとの言葉でした。

私もその中身を確認してみたのですが、災害時に活用可能な集会所等の整備等も中には含まれておりました。昨年度の答弁より一段と進んだ内容に感服いたしております。ありがとうございました。

1点だけ再質問させていただきます。

答弁の中に、ソフト対策と合わせた津波発生時の避難路や避難施設等の効果的なハード対策とありましたが、今後の地震・津波等への具体的な対策についてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

#### ○管家市長

先ほど御説明しました要望の中身で、地震・津波への具体的な対策はという御質問でございしますが、今現在、具体的に事業計画のあります朝立1号線や二及10号線のより一層の御支援を要望させていただくとともに、事前復興まちづくり計画に基づく地域住民の皆様への御意見を尊重しながら、高台の道路をつなぐ避難路としてだけではなく、物資の輸送路としても活用できる道路の開設、既存施設の有効活用等、三瓶・明浜地域の沿岸部に

おける効果的な事業展開も要望させていただきました。

事前復興の考え方は、仮に大規模な災害が発生後、多くの財源、労力、期間を要する復興事業に被災前から取り組み、復興の円滑化等を図るものであるため、今後、事前復興まちづくりを、国、そして県とも連携をとりながら市として進めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○信宮副議長

竹崎幸仁君。

### ○10 番竹崎幸仁君

ありがとうございました。

中でも、朝立1号線の早期完成そのものは、朝立地区の皆さんの避難場所確保の観点からも大変重要だと感じております。着実な進行を願っております。

また、万一の際のヘリポートが町内には残念ながら設定されておりません。海辺の選果場付近や小中高のグラウンドは、平時は問題ありませんが、被災時の使用に関してはいずれの場所も全く使用できないと、そういうことが想定されているところであります。

そこで提言なんですけど、救急搬送が困難となった場合や緊急支援物資等の輸送に関しても、高台のヘリポートの建設は、非常事態には必要不可欠と考えております。ぜひ高台への設置を前向きに検討していただくようお願いいたします。

これらのことも含め、事前復興まちづくり計画の考え方に基づいた地域住民が本当に安心できるまちづくりを国や県との連携をさらに深めていただき、力強く推進していただくようお願いして次の質問に移ります。

次に、地域からの要望について質問させていただきます。

三瓶東公民館第1分館は、津波浸水想定区域外の高台にあり、朝立地区における津波対策上の重要な避難所ではありますが、現在は土砂災害特別警戒区域に指定されており、決して安心安全の保障されたエリアではありません。地元からも砂防施設等の要望が上がっていると思いますが、現在、その状況についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○信宮副議長

山住総務部長。

### ○山住総務部長

それでは御質問のございました砂防施設等の設置に係ります地域からの要望に基づきまして、その対応、現状について答弁させていただきます。

この要望につきましては、市といたしましても、指定避難所としての重要な施設であるということから、愛媛県に対して状況の説明等を行いまして、愛媛県としましても前向きに御検討をいただいているということでございます。

県事業でございますので、詳細な内容につきましては答弁を控えさせていただきますが、引き続き愛媛県との情報連携を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○信宮副議長

竹崎幸仁君。

### ○10 番竹崎幸仁君

ありがとうございました。

前回の質問の最後に「現在太平洋に面した市や町では、国や県と連携し、積極的に津波対策等が推進されています。今後30年以内に起こるだろうとほぼ断言されている大地震・大津波への備えは、崩落を繰り返している国道378号線の整備改修をはじめとして、海岸部に居住する住民の安心安全のために積極的な取組を期待しております」と述べさせていただきました。

今回、管家市長の斉藤大臣への具体的な要望は、まず三瓶町民だけでなく、明浜町の皆さんにとっても希望の光となったのではないのでしょうか。また、第1分館を含む朝立地域の皆さん方にとっても、まずは西予市が町民の要望をしっかりと受け止めていただいたこと、次いで愛媛県への強い要望とそれに対する愛媛県の前向きに検討中との答弁は実に心強いものになったものと思われまます。今後の地域住民の不安解消と安心安全のためにも引き続き今以上に前進できますようお願いいたします。さて、次の質問へと移ります。

さて、10月28日金曜日の愛媛新聞に、小、中の不登校24%増、ネットいじめ被害深刻化もと書かれていました。そこには2021年度に30日以上欠席した児童生徒は24万4940人となり、前年度

より 24.9%増えて過去最高になったということとネットいじめと認知された人数は 19%増え、これまた過去最多の 61 万 5351 人となったこと等が記されていました。少子化の波が押し寄せる中、これらの数字が増え続けている現状を大変心配しているところでございます。

そこで、コロナ禍の影響下、生活様式が変化している中、西予市内の児童生徒の学校生活の状況について、まず伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮教育部長。

#### ○宇都宮教育部長

児童生徒の学校生活での状況はという御質問であったかと思えますけれども、現在、市内小中学校におきましては、文部科学省より示されております学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式に基づきまして新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら教育活動を行っているというところでございます。

学校行事や部活動の制限、接触を控えるための体育科や音楽科の授業内容の工夫、黙って前を向いて食べる給食指導等、コロナ禍以前とは違った教育活動に教職員、児童生徒が対応している状況です。

これに伴い、ストレスや運動不足による心身の不調、多様な学習機会や交流活動の喪失、マスクの常時着用によるコミュニケーションの阻害など、感染症対策長期化の児童生徒に与える影響が懸念される所でございます。児童生徒の貴重な活動機会を確保する観点から、段階的に本来の教育活動を取戻していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

竹崎幸仁君。

#### ○10 番竹崎幸仁君

ありがとうございました。

ただいまは、児童生徒の現状についての説明がございました。特に、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式に関しては、感染症対策とはいえ、恐らく児童生徒にとってはかなりのストレス

になってるのではないかと感じたものです。

それでは次に、西予市におけるいじめや不登校の現状について説明をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

宇都宮教育部長。

#### ○宇都宮教育部長

令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によります、いじめ・不登校の現状について御説明をいたします。

まず、いじめについてであります。令和3年度の小学校におけるいじめの認知件数は3件、中学校では11件、小中学校合計14件の認知件数となっております。いじめの態様については、冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、仲間外れ、集団による無視をされる、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりする、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりするなどが確認をされています。各校において、いじめ事案の早期発見と対応を行っておりまして、全ての事案が解消している状況です。

次に、不登校についてであります。令和3年度の小学校における不登校児童数は14名、中学校では32名、小中学校合計で46名となっております。不登校の主たる要因としましては、友人関係をめぐる問題や教職員との関係をめぐる問題、クラブ活動や部活動への不適応といった学校に関わる状況が要因となっているもの、家庭の生活環境の変化や親子の関わり方といった家庭に係る状況が要因となっているもの、無気力、不安といった本人に係る状況が要因となっているものなどが挙げられます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

竹崎幸仁君。

#### ○10 番竹崎幸仁君

最初にさせていただいた質問や、そしてただいまの質問の答弁にも関連してくるものと思われるんですが、コロナ禍がこのいじめ・不登校の要因になっているのではと感じているのですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○信宮副議長

宇都宮教育部長。

## ○宇都宮教育部長

コロナ禍が不登校の要因になっているのではないかと御質問であったかと思いますが、新型コロナウイルス感染症が拡大する前の令和元年度における不登校児童生徒数は、小学校で5名、中学校で20名あり、それと比較すると令和3年度は小学校で9名の増加、中学校で12名の増加となっております。

また、全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙調査においては毎日同じぐらいの時間に寝ていると回答した児童生徒の割合が、令和元年度から令和4年度にかけて7.7%減少、朝食を毎日食べると回答した生徒の割合が7.4%減少となっております。

不登校の要因は児童生徒によって様々であり、必ずしも新型コロナウイルス感染症の拡大が主たる要因であると断言はできませんが、様々な活動制限からくるストレス、基本的な生活習慣の乱れ等が児童生徒に及ぼす影響は少なからずあると考えられます。

本市においても、コロナ禍の影響が児童生徒の不登校につながるよう状況を注視するとともに、基本的な生活習慣の定着、児童生徒の自己肯定感が下がらないようにするための工夫ある教育活動に取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○信宮副議長

竹崎幸仁君。

## ○10番竹崎幸仁君

ありがとうございました。

特に不登校に関しては、令和元年度と比べ、令和3年度が小学校でプラス9、中学校でプラス12名とのことでした。断言はできないが、様々な活動制限からくるストレス等が影響しているものと思われるとの答弁でありました。

そこで、これらの現状を踏まえ、それらの具体的な対策についてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○信宮副議長

宇都宮教育部長。

## ○宇都宮教育部長

いじめ問題への対策といたしましては、各小中学校において、実効性のある指導体制を確立し、いじめ問題の早期発見、早期対応に努めているところです。特にインターネット上におけるいじめ及び嫌がらせ、いわゆるネットいじめにつきましては、先日の報道において、全国で2万件を超える認知件数であったことが伝えられております。

本市においては、現在のところネットいじめの認知件数はごくわずかではございますが、今後増加傾向に転じることがないように児童生徒へ情報モラル教育、教職員への研修、保護者や地域への啓発等に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

次に、不登校についてであります。不登校児童生徒数は年々増加傾向にあり、本市においてもその対策が喫緊の課題となっております。まず各小中学校におきましては、不登校児童生徒を生まない魅力ある学校づくりに努めるほか、児童生徒の思いや悩みを受け止めるための教育相談の充実、早期対応、支援を行うための体制づくりに取り組んでいるところであります。

また、小中学校の教職員で組織された西予市生徒指導部会と教育委員会が連携し、市内小中学校の教職員を対象に不登校対応の研修会等を行い、不登校対応に係る教職員の資質能力の向上に努めております。さらにはハートなんでも相談員やスクールカウンセラー、児童生徒支援加配教員を配置いたしまして、各種相談事業を充実させ、児童生徒、保護者の悩み等が解消されるよう取り組んでいるところであります。

令和4年度から愛媛県校内サポートルーム設置事業によりまして、西予市立宇和中学校に校内サポートルームを設置いたしまして、不登校児童生徒の支援に取り組んでおります。サポートルームには専任教員である登校ナビゲーター、ICT支援員、サポートルーム指導員を配置いたしまして、支援の充実を図っているところであります。サポートルームの活用を通して、昨年度は登校することができなかった生徒がサポートルームでの学習に参加したり、自分の在籍する教室に復帰したりと一定の成果を得ております。宇和中学校における取組を充実させるとともに、研修会等を通してサポートルームでの取組を市内のほかの学校にも広げ、市内全体の不登校解消に向けた取組を充実

させていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○信宮副議長**

竹崎幸仁君。

**○10 番竹崎幸仁君**

大変丁寧な説明ありがとうございました。

特に早期発見、早期対応を中心とした様々な具体的な対策を述べていただきました。その中に、宇和中学校サポートルームについての説明があり、様々な成果を得ているように感じました。

その成果の要因をどのようにとらえ、それから今後の不登校児童生徒等に対する支援、どのように取り組んでいかれるのかということについて伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○信宮副議長**

宇都宮教育部長。

**○宇都宮教育部長**

成果の大きな要因は、サポートルームの利用生徒一人ひとりに応じた支援が充実している点だと考えております。サポートルームは、不登校生徒やその保護者の悩みや思いを受け止めながら、生徒の進路実現に向けた学びを保障する場として機能しております。生徒は、自らの状況に応じた学びの場、学習方法等を選択でき、中学校卒業後の進路に向けて、自分に合った方法で学習を進めていくことができます。不登校の状態を解消するためには、自己決定力を身につけさせることが必要であるとも考えられています。

今後も個に応じた支援の充実に努め、生徒の自己決定や自己肯定感の向上に向けた取組を継続したいと考えております。

また、西予市教育委員会と各学校とが連携した研修等を活用し、宇和中学校校内サポートルームにおける不登校生徒への支援の仕組みを市内の学校全体に広げるとともに、引き続き家庭や地域の理解と協力を得ながら不登校児童生徒支援を行っていききたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○信宮副議長**

竹崎幸仁君。

**○10 番竹崎幸仁君**

ただいまサポートルームについての説明ありがとうございました。

関連した質問を一つお願いします。

宇和中学校サポートルームについては様々な成果を得ているということの説明が今ありました。県下及び南予に宇和中学校のようなサポートルームは設置されておられるのか、その辺について伺いしたいと思います。お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○信宮副議長**

宇都宮教育部長。

**○宇都宮教育部長**

県下の状況でありますけれども、県内では今年度8つの中学校に校内サポートルームが設置をされております。南予では、宇和中学校のほかには、宇和島市内の中学校1校に設置をされているところであります。愛媛県内におきましては、不登校対策を重要施策の一つに掲げられておりまして、今後とも西予市としましては、県と連携を図りながら不登校対策に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○信宮副議長**

竹崎幸仁君。

**○10 番竹崎幸仁君**

ありがとうございました。

県内に8、南予では、宇和中と宇和島市内に1つということでした。

今回の質問と答弁内容を振り返ってみますと、児童生徒の自己肯定感を高める等の数々の取組が市教委と各学校とが連携した研修の成果だと理解しております。これに納得するとともに深く感謝しております。

どうぞこれからも継続していただきたいということ、さらには、今回私初めて知ったんですが、中学校のサポートルーム等の取組、これらを市内全体へと広げること。それから、家庭や地域との連携をさらに深め、不登校児童生徒の支援を行っていくとの方向性も明確に示されたことで一層安堵しておるところでございます。

いじめ問題に関しましては、徹底した被害者の救済に力を入れ、熱心に取り組まれています。このとおり、ぜひ継続していただきたいということ。

ただ視点を変えての提言ですが、いじめ問題の解決のためには、加害者側へのより懇切丁寧な対応が必要不可欠と考えておるわけです。まずは、ストレスをためていると思われる加害者の様々なケアをまず行うこと。そして、その加害者本人をしっかり受け止めること。さらには、常日頃取り組まれておられる自己肯定感を高めるなどの対処を行い、加害者等の再発防止への具体的な取組を今以上に充実させてこそ収束への有効な手だてと捉えておるところでございます。

1日1日が満たされ、穏やかに笑顔で生活できている人間が他者を攻撃することは極めて少ないと思われるからであります。

これからも児童生徒が学校生活が楽しい、あしたも行きたいと笑顔で語ってくれることを願っておりますので、教職員の皆様はもとより、教育委員会、学校関係者の皆様方どうかよろしく願いいたします。

今回は2点の質問でしたが、以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ○信宮副議長

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

12月7日は午前9時より一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時05分

第 4 日

12 月 7 日 (水曜日)

令和4年第4回西予市議会定例会会議録（第4号）

- |                  |            |                       |         |
|------------------|------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日     | 令和4年12月 7日 | 城 川 支 所 長             | 藤 川 忠 男 |
| 1. 招 集 の 場 所     | 西予市議会議場    | 三 瓶 支 所 長             | 片 山 勇 一 |
| 1. 開 議           | 令和4年12月 7日 | 総 務 課 長               | 兵 頭 章 夫 |
|                  | 午前 9時00分   | 財 政 課 長               | 安 岡 克 敏 |
| 1. 散 会           | 令和4年12月 7日 | 監 査 委 員               | 正 司 哲 浩 |
|                  | 午後 1時25分   | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |         |
| 1. 出 席 議 員       |            | 事 務 局 長               | 富 永 誠   |
| 1 番              | 和 氣 数 男    | 議 事 係 長               | 三 好 祐 介 |
| 2 番              | 宇都宮 久見子    | 1. 議 事 日 程            | 別紙のとおり  |
| 3 番              | 信 宮 徹 也    | 1. 会 議 に 付 し た 事 件    | 別紙のとおり  |
| 4 番              | 宇都宮 俊 文    | 1. 会 議 の 経 過          | 別紙のとおり  |
| 5 番              | 加 藤 美 香    |                       |         |
| 6 番              | 中 村 一 雅    |                       |         |
| 7 番              | 河 野 清 一    |                       |         |
| 8 番              | 佐 藤 恒 夫    |                       |         |
| 9 番              | 山 本 英 明    |                       |         |
| 10 番             | 竹 崎 幸 仁    |                       |         |
| 11 番             | 小 玉 忠 重    |                       |         |
| 12 番             | 源 正 樹      |                       |         |
| 13 番             | 井 関 陽 一    |                       |         |
| 15 番             | 二 宮 一 朗    |                       |         |
| 16 番             | 兵 頭 学      |                       |         |
| 17 番             | 森 川 一 義    |                       |         |
| 18 番             | 酒 井 宇之吉    |                       |         |
| 1. 欠 席 議 員       |            |                       |         |
| 14 番             | 中 村 敬 治    |                       |         |
| 1. 地方自治法第121条により |            |                       |         |
| 説明のため出席した者の職氏名   |            |                       |         |
| 市 長              | 管 家 一 夫    |                       |         |
| 副 市 長            | 酒 井 信 也    |                       |         |
| 教 育 長            | 松 川 伸 二    |                       |         |
| 総 務 部 長          | 山 住 哲 司    |                       |         |
| 政策企画部長           | 宇都宮 明 彦    |                       |         |
| 生活福祉部長兼          |            |                       |         |
| 福祉事務所長           | 一 井 健 二    |                       |         |
| 産 業 部 長          | 和 氣 岩 男    |                       |         |
| 建 設 部 長          | 三 瀬 計 浩    |                       |         |
| 医療介護部長           | 藤 井 兼 人    |                       |         |
| 会 計 管 理 者        | 三 瀬 功      |                       |         |
| 消防本部消防長          | 酒 井 広 一    |                       |         |
| 教 育 部 長          | 宇都宮 裕      |                       |         |
| 明 浜 支 所 長        | 上 中 保 博    |                       |         |
| 野 村 支 所 長        | 大 森 寿 和    |                       |         |

議 事 日 程

1	一般質問			例の一部を改正する条例制定について
2	議案第105号	野村中学校外壁改修工事変更請負契約について	議案第120号	西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について
	議案第106号	西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定について	議案第121号	西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
	議案第107号	西予市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定について	議案第122号	西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について
	議案第108号	西予市債権管理条例制定について	議案第123号	西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について
	議案第109号	西予市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について	議案第124号	西予市大野ヶ原育成牧場条例の一部を改正する条例制定について
3	議案第110号	西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について	議案第125号	西予市野村シルク博物館条例の一部を改正する条例制定について
	議案第111号	西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について	議案第126号	西予市城川緑地休養施設条例の一部を改正する条例制定について
	議案第112号	西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について	議案第127号	西予市城川みどりの交流館条例の一部を改正する条例制定について
	議案第113号	西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第128号	西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について
	議案第114号	西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について	議案第129号	四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第115号	西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について	議案第130号	西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について
	議案第116号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について	議案第131号	西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について
	議案第117号	西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	議案第132号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
	議案第118号	西予市明浜健康管理センター条例の一部を改正する条例制定について	議案第133号	西予市市民憩の家条例の一部を改正する条例制定につ
	議案第119号	西予市宇和福祉センター条		

	いて		管理者の指定について
議案第134号	西予市ふれあいの森林施設 条例の一部を改正する条例 制定について	議案第150号	西予市みかめ本館の指定管 理者の指定について
議案第135号	西予市乙亥の里条例の一部 を改正する条例制定につい て	議案第151号	令和4年度西予市一般会計 補正予算(第8号)
議案第136号	西予市俵津文楽会館条例の 一部を改正する条例制定に ついて	議案第152号	令和4年度西予市国民健康 保険特別会計補正予算(第 2号)
4 議案第137号	西予市農業集落排水事業に 地方公営企業法の財務規定 等を適用することに伴う関 係条例の整備に関する条例 制定について	議案第153号	令和4年度西予市農業集落 排水事業特別会計補正予算 (第2号)
議案第138号	西予市子ども医療費助成条 例の一部を改正する条例制 定について	議案第154号	令和4年度西予市水道事業 会計補正予算(第2号)
議案第139号	西予市城川文書館設置条例 の一部を改正する等の条例 制定について	議案第155号	令和4年度西予市公共下水 道事業会計補正予算(第2 号)
議案第140号	西予市野村少年自然の家条 例を廃止する条例制定につ いて	議案第156号	令和4年度西予市病院事業 会計補正予算(第1号)
議案第141号	西予市介護予防施設条例を 廃止する条例制定について	議案第157号	令和4年度西予市野村介護 老人保健施設事業会計補正 予算(第1号)
議案第142号	西予市宇和文化の里施設の 指定管理者の指定について	5 議案第158号	C A T V整備事業 城川サ ブセンター整備工事変更請 負契約について
議案第143号	宇和米博物館(旧宇和町小 学校)の指定管理者の指定 について	6 請願第 2号	学校給食の無償化を求める 請願
議案第144号	西予市獣肉処理加工施設の 指定管理者の指定について	請願第 3号	西予市内の事業者から購入 を求める請願書
議案第145号	西予市大野ヶ原育成牧場の 指定管理者の指定について		
議案第146号	西予市明浜柑橘加工施設の 指定管理者の指定について		
議案第147号	西予市明浜観光交流拠点施 設の指定管理者の指定につ いて		
議案第148号	西予市野村茅葺き民家交流 館の指定管理者の指定につ いて		
議案第149号	西予市みかめ海の駅の指定		

	本日の会議に付した事件		例の一部を改正する条例制定について
1	一般質問		
2	議案第105号 野村中学校外壁改修工事変更請負契約について	議案第120号	西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について
	議案第106号 西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定について	議案第121号	西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
	議案第107号 西予市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定について	議案第122号	西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について
	議案第108号 西予市債権管理条例制定について	議案第123号	西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について
	議案第109号 西予市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について	議案第124号	西予市大野ヶ原育成牧場条例の一部を改正する条例制定について
3	議案第110号 西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について	議案第125号	西予市野村シルク博物館条例の一部を改正する条例制定について
	議案第111号 西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について	議案第126号	西予市城川緑地休養施設条例の一部を改正する条例制定について
	議案第112号 西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について	議案第127号	西予市城川みどりの交流館条例の一部を改正する条例制定について
	議案第113号 西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第128号	西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について
	議案第114号 西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について	議案第129号	四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第115号 西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について	議案第130号	西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について
	議案第116号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について	議案第131号	西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について
	議案第117号 西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	議案第132号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
	議案第118号 西予市明浜健康管理センター条例の一部を改正する条例制定について	議案第133号	西予市市民憩の家条例の一部を改正する条例制定につ
	議案第119号 西予市宇和福祉センター条		

	いて		管理者の指定について
議案第134号	西予市ふれあいの森林施設 条例の一部を改正する条例 制定について	議案第150号	西予市みかめ本館の指定管 理者の指定について
議案第135号	西予市乙亥の里条例の一部 を改正する条例制定につい て	議案第151号	令和4年度西予市一般会計 補正予算(第8号)
議案第136号	西予市俵津文楽会館条例の 一部を改正する条例制定に ついて	議案第152号	令和4年度西予市国民健康 保険特別会計補正予算(第 2号)
4 議案第137号	西予市農業集落排水事業に 地方公営企業法の財務規定 等を適用することに伴う関 係条例の整備に関する条例 制定について	議案第153号	令和4年度西予市農業集落 排水事業特別会計補正予算 (第2号)
議案第138号	西予市子ども医療費助成条 例の一部を改正する条例制 定について	議案第154号	令和4年度西予市水道事業 会計補正予算(第2号)
議案第139号	西予市城川文書館設置条例 の一部を改正する等の条例 制定について	議案第155号	令和4年度西予市公共下水 道事業会計補正予算(第2 号)
議案第140号	西予市野村少年自然の家条 例を廃止する条例制定につ いて	議案第156号	令和4年度西予市病院事業 会計補正予算(第1号)
議案第141号	西予市介護予防施設条例を 廃止する条例制定について	議案第157号	令和4年度西予市野村介護 老人保健施設事業会計補正 予算(第1号)
議案第142号	西予市宇和文化の里施設の 指定管理者の指定について	5 議案第158号	C A T V整備事業 城川サ ブセンター整備工事変更請 負契約について
議案第143号	宇和米博物館(旧宇和町小 学校)の指定管理者の指定 について	6 請願第 2号	学校給食の無償化を求める 請願
議案第144号	西予市獣肉処理加工施設の 指定管理者の指定について	請願第 3号	西予市内の事業者から購入 を求める請願書
議案第145号	西予市大野ヶ原育成牧場の 指定管理者の指定について		
議案第146号	西予市明浜柑橘加工施設の 指定管理者の指定について		
議案第147号	西予市明浜観光交流拠点施 設の指定管理者の指定につ いて		
議案第148号	西予市野村茅葺き民家交流 館の指定管理者の指定につ いて		
議案第149号	西予市みかめ海の駅の指定		

開会 午前9時00分

**○小玉議長**

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

**○小玉議長**

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず1番和気数男君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

和気数男君。

**○1番和気数男君**

1番日本共産党和気数男です。

議長の許可をいただきましたので、通告の内容に従って一般質問いたします。

まず最初に、野村認定こども園の移行について質問をいたします。

移行を令和7年4月に決定をすると公表されており、今年度2回の説明会がありました。私も1回だけ出席したのですが、なかなか厳しい意見が多くて、まだまだ合意には至っていないようです。そこで多くの保護者や、また特に地域の方が心配されておられました。これだけ異論、意見があるのにやるのかなあというふうなことを言われておりましたので、私なりにまとめた4点の項目について質問をいたします。

まず1問目、保護者や地域の理解は得られたのかについて質問といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

一井福祉事務所長。

**○一井生活福祉部長兼福祉事務所長**

幼保連携型認定こども園の移行に関する保護者や地域の理解は得られたのかについてお答えをさせていただきます。

保護者及び関係者の皆様には昨年度から説明会

を開催し、野村地域における少子化の進行や野村幼稚園の老朽化、保護者の就労等による保育ニーズの変化等を踏まえ、野村保育所を核とした施設統合による幼保連携型認定こども園への移行計画について御説明をさせていただきました。

保護者をはじめとする関係各位から、多岐にわたる御意見を賜り、その都度協議、検討を重ね、適宜保護者や関係者に説明をさせていただき、令和4年8月からは、野村地区、惣川地区、大野ヶ原地区で地域説明会を開催してまいりました。

9月には、移行後における幼保連携型認定こども園の教育・保育方針等の案や認定こども園での1日の流れ・カリキュラムについて保護者説明会で説明をさせていただき、令和7年4月に移行する市の最終方針をお伝えさせていただいたところです。

また、9月12日には、野村保育所保護者会と野村幼稚園PTAの役員を中心に両園の活動内容のすり合わせや移行後の認定こども園へ向けた協議を自主的に開催していただいたことに感謝申し上げます。

このようなことから、保護者や地域の皆様には、野村幼稚園と野村保育所統合について、おおむねの理解は得られたものと判断いたしております。

今後も保護者や地域の皆様の御意見をいただきながら、よりよい認定こども園への移行に努めてまいりますので、議員の皆様におかれましては、引き続き御指導、御協力いただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

和気数男君。

**○1番和気数男君**

おおむね御理解をいただいたという答弁でありましたが、ちょっとまだあれかなという感じがいたします。

これからも説明を続けていかれるということでございますので、どうか丁寧な説明をお願いしたいと思います。

2点目、幼保連携へ移行し、これまで同様の教育と保育を受けられるのかということ、この点がやっぱり一番御父兄の方の心配でございます。個別に話を聞きますと、一つひとつの行事について

このような心配があるというふうなこともたくさん伺っております。

この点についてどのようになっているのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

一井福祉事務所長。

**○一井生活福祉部長兼福祉事務所長**

幼保連携型へ移行し、これまでと同様の教育と保育を受けられるのかについてお答えをさせていただきます。

令和4年第1回定例会の井関陽一議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを生かしながら、学校と児童福祉施設の双方の位置づけを持った施設が、その両方の役割を果たすことができる施設でございます。

認定こども園に移行後は、新たな環境のもとで、今までと同様、野村幼稚園が培ってきた教育が、野村保育所の保育の機能、よさとの相乗効果によって、質の高い教育と保育が一体的に行われると考えており、野村地域での新たな教育保育への展開となることを期待いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

和気数男君。

**○1番和気数男君**

いろんな意見が出る。私も個人的にいろいろ聞いてみますと、やっぱり今の野村の、特に幼児教育ですね、非常にうまくいっていると。これは保護者の方、教員、それから地域、そういった3つのことが連携をして非常にうまくいっている野村の幼児教育を続けたいという熱心さのあまり出てきたものだとして理解をしております。

どうかこれまで同様の教育と保育を続けていかれるような運営をお願いしたいと思っております。

次の質問ですが、スクールバスを廃止することが子育て支援といえるのかということについて質問いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

一井福祉事務所長。

**○一井生活福祉部長兼福祉事務所長**

スクールバスの廃止についてお答えをさせていただきます。

スクールバスの運行については、認定こども園として幼稚園と保育所が一体となった際には、同じ施設にもかかわらず、送迎がある子どもと送迎がない子どもとで差異が発生することとなります。また、市内の公立保育園、惣川幼稚園ではスクールバスの運行を実施していないことなど、総合的に勘案いたしまして、認定こども園の移行に併せてスクールバスの運行について廃止させていただくものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

和気数男君。

**○1番和気数男君**

最後の質問でございます。2060年、西予市の人口が66.6%減との推計が公表されております。統合により削減される経費で新たな子育て支援策を考えるべきではないかと質問いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

管家市長。

〔管家市長登壇〕

**○管家市長**

ただいま和気議員から、統合により削減された経費で新たな子育て支援策を考えるべきではないかというような御質問を受けました。

そして議員が言われましたように、9月9日に県がまとめました将来の推計人口が公表されまして、言われましたように、66.6%、2060年には人口が減ると。そして2060年の西予市の人口は、現在約3万5000人から約1万2000人と3分の1も減少するという現実。また、15歳から29歳の人口の減少というものも2060年には655人、今現在2,700人程度おられますので、4分の1になると。当市の将来に厳しい現実を突きつけられた思いであります。

西予市の将来を考える上で、人口減少や少子化問題はもう気づいたときには手後れとなり、地域の社会、そして経済で起こる支障は緩やかに、いざ急激に手がつけられない大きな問題になるというふうには私は予想をしております。

議員の御質問にありましたように、民営化や統

合によりまして、公費負担の削減による行財政の長期的な健全を図ることができ、また、今から新たな財源の確保とこれによって生じた財源を活用して、市独自の子育て支援政策を展開していくことは可能であると思います。西予市大変極めて厳しい財政状況の中ではありますけれども、令和5年を少子化対策強化元年として、出生率を引き上げるため、各種の子育て支援施策を推進してまいります。そのための必要な財源の確保には、一層努めてまいりたいと、そのように考えており、政策も打ち出していきたく思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○小玉議長

和気数男君。

### ○1番和気数男君

市長自らの市独自の対策を行うという力強い答弁をいただきました。

西予市は、令和5年、来年度から18歳以下の医療費の無料化を実施されます。非常に私はこの点については評価をしておる次第でございます。

今後とも子育て支援策を充実させていただきまして、人口減少などの問題にも対応していただきたらと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

物価高騰対策についてでございますが、今現在、異常な物価高騰が、暮らしと営業に深刻な打撃を及ぼしています。この異常な物価高騰の原因は、ロシアのウクライナ侵略だけではなくて、8年間続いた安倍政権のアベノミクス、異次元の金融緩和、それから国債乱発行と日銀による国債の購入と財政逼迫、そして非正規、派遣労働を拡大し、世界でまれな賃金が上がらない国にして、貧困と貧富の格差を拡大してきたアベノミクスの金融財政政策の破綻が日本経済を出口の見えない袋小路に追い込んで来ていることが原因と考えられます。

日本経済の不況とインフレの同時発生は、他国に比べても例を見ない深刻なものです。国民の暮らしを支え、内需を拡大する政治が求められています。

しかしながら、岸田政権は、消費税の引下げ、インボイス制度の廃止を求める国民の声に耳をかさず、大企業の466.8兆円に膨らんだ内部留保課税には手をつけず、小手先の対応に終始している

と言わざるを得ません。この異常な物価高は、もちろん市民、特に低所得世帯への影響は深刻であります。食料確保など日々の生活に切実な不安が広がっております。

私は、政治の役割の第一歩は、経済的弱者を見守ること、弱者を見捨てないことだと考えております。西予市として様々な支援策を講ずるべきです。

このことについて3点について質問を行います。

まず1点目、学校給食費無償化についてでございます。

この問題については、過去恐らく西予市においても、そして、全国の自治体、国会においても議論されたことと聞いております。

私は、義務教育の無償化を定めた憲法第26条に基づいて、国の責任で学校給食を無償化すべきだと考えます。

しかし、国は責任を果たさず実現しようとしません。引き続き実現を迫る運動を続けなければならないと思います。

国民の運動とは別に、西予市として、切迫している子どもの貧困化を防ぐ施策が必要であります。

まず1つ目の具体的質問といたしまして、文科省は、平成29年度、ちょっと古いんですけども、学校給食費の無償化などの実施状況の調査を行っています。この調査の意図、狙いについてお聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○小玉議長

宇都宮教育部長。

### ○宇都宮教育部長

文部科学省が平成29年度に実施いたしました学校給食費の無償化等の実施状況調査では、全国の自治体を対象に学校給食無償化実施の有無を確認するとともに、無償化している自治体については、無償化に至った経緯、無償化による成果、無償化実施前後の課題等を把握することとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○小玉議長

和気数男君。

### ○1番和気数男君

次の質問です。

全国で、無償化または一部補助をしている自治体数と愛媛県内の状況について質問します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

宇都宮教育部長。

**○宇都宮教育部長**

先ほど答弁をいたしました文部科学省の調査では、全国で完全給食の無償化を実施している自治体は、1,740自治体のうち82自治体で4.7%となっております。一部無償化、一部補助を実施している自治体は424自治体で24.4%となっております。

県内の給食費の無償化につきましては、1市が令和4年12月から令和5年1月までの2カ月、期間を限定して実施する予定となっております。一部補助をされている自治体は3市町でございます。

また、食材費等の補助につきましては、西予市を含めて17市町が実施をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

和気数男君。

**○1番和気数男君**

無償化を実施している多くの自治体では、食育の推進、人材育成、保護者の教育費への軽減、子育て支援などを目的として、給食費を無償にする自治体が確実に増えております。

つい最近ですが、千葉県市川市では、2022年9月の議会で学校給食費の無償化が可決されました。早速、令和5年1月から実施の予定であります。市川市の無償化の目的は、子どもを育てることは、未来の日本を支える人材を育てることであり、社会全体を育てることであると。将来にわたり健康であり続けるための礎のひとつとなります。子どもの成長を社会全体で支える施策のひとつとして、子どもたちの安心で充実した食の環境を整える取組を進めるため、学校給食費の無償化を実施しますとしております。

いろいろ実施自治体の理由を調べてみますと、やっぱり一番多いのが、義務教育費の中で一番負担が大きい給食費の無償化は、一番の子育て支援策であり、子どもたちの健全な発達に寄与するというものを挙げております。

続いて、具体的な質問で、西予市の無償化に要

する経費について質問をいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

宇都宮教育部長。

**○宇都宮教育部長**

西予市の学校給食費を無償化した場合の見込み経費は、令和5年度を対象に給食日数を197日と換算をしましたところ約1億200万円となります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

和気数男君。

**○1番和気数男君**

続きまして、給食費の支援状況についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

宇都宮教育部長。

**○宇都宮教育部長**

給食費の支援状況についてお答えいたします。

要保護及び特別支援学級に就学する児童生徒においては、国と市で全額支給し、準要保護児童生徒においては、就学援助費として学校給食に要する費用の実費を市が全額負担をしております。

また、昨今の急激な物価高騰を受け、食料品の値上げが続き、西予市においても学校給食における会計の逼迫が危惧されました。そこで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、令和4年7月1日から西予市学校給食食材購入支援事業補助金として、学校給食1食につき20円の食材費を補助し、児童生徒に栄養バランスや量の安定的な給食を提供するとともに、給食費の保護者負担の増加を抑えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

和気数男君。

**○1番和気数男君**

再質問になるわけですが、給食費の支援を受けている児童生徒数について質問をいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

宇都宮教育部長。

## ○宇都宮教育部長

令和4年11月現在における給食費の支援を受けている要保護の児童生徒数は、小学校で3人、中学校で1人の合計4人、準要保護の児童生徒数は、小学校154人、中学校76人の合計230人となっております。

また、特別支援教育就学奨励費の対象では、小学校27人、中学校15人の合計42人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○小玉議長

和気数男君。

## ○1番和気数男君

再質問でございますが、地方創生臨時交付金による食材購入支援事業補助金、1食につき20円の補助金は、今後継続されるのか質問をいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○小玉議長

宇都宮教育部長。

## ○宇都宮教育部長

1食当たり20円の補助は今後も継続かということでしたけれども、1食当たり20円の対応につきましては、先ほど答弁をいたしましたとおり、食材費の物価高騰による影響分について、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して補助しているというものであります。

物価高騰の動向は、今年に入ってから急激な為替変動や国際情勢等の状況から非常に見通しにくい状況であるとともに、国からの交付金については通知等もない状況であり、来年度の予算については現時点ではお答えすることはできませんが、急激な物価高騰が一定程度落ち着けば再検討する必要があるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○小玉議長

和気数男君。

## ○1番和気数男君

なかなか厳しいというようなお話でありました。愛媛県内でも数少なく、20円という補助が西予市で道がつかまりましたので、ぜひこれからも継続をお願いしたいと思っております。

次の質問でございます。

憲法第26条においては、すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償するとあります。

憲法に基づいて義務教育は無償の観点で給食費無償化を行う必要があるのではないか、質問いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○小玉議長

宇都宮教育部長。

## ○宇都宮教育部長

憲法第26条における義務教育の無償化につきましては、授業料及び教科書の無償ととらえておりまして、現時点においては、学校給食法第11条及び同法施行令で示されております学校給食の運営に関する負担の原則どおり、人件費や施設整備、維持管理費については、現時点では、設置者である市が負担し、食材費については引き続き保護者に御負担いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○小玉議長

和気数男君。

## ○1番和気数男君

続きまして、物価高騰対策の2つ目、生活保護の受給状況と対応について、質問をいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○小玉議長

一井福祉事務所長。

## ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

受給状況と暮らし向きの生活保護受給状況につきましてお答えをさせていただきます。

生活保護の受給状況でございますが、令和4年10月末現在で259世帯298人でございます。令和3年度末の受給状況が259世帯300人でしたので、大きな変化はないところでございます。また、本年度に入りまして、10月末までに申請・開始となった新規ケースが16件ございまして、令和3年度の同時期では13件でありましたので、比較しますと3件ほど増えておりますが、保護申請に至った理由の多くは、疾病や体調不良

により就労できなくなり、預貯金が減少し、困窮に陥ったことが原因となっており、物価高騰による暮らし向きの変化が直接保護開始につながるケースは多くはございません。

しかしながら、福祉総合相談センターには、生活困窮や就労支援の御相談などもございます。コロナ禍の長期化に加えて、物価の高騰が生活を直撃し、様々な不安を抱える方も多くいらっしゃる認識しておりますので、相談支援機関をはじめ、関係各所が連携し、今後も必要な支援が速やかに行き届くよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和気数男君。

#### ○1番和気数男君

この生活保護という言葉がですね、いかにも恥辱的で印象が悪い。日本共産党は、日本の唯一のセーフティーネットであり、保護ではなく生活支援制度という名称に改めるべきだと常々言ってきました。

繰り返しますが、コロナ禍と物価高騰、不況とインフレが低所得者の暮らしを直撃しております。しかし、人口減少が進んでおるのでそれほど需給人数が増えたりとかいうようなことではなくて、実際は減っておるということは理解をできます。

それで再質問でございますが、先ほど、福祉総合相談センターへの相談状況についてあったということでございますが、どのような状況でありましたか、質問いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

一井福祉事務所長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

福祉総合相談センターへの相談状況についてお答えをさせていただきます。

相談状況についてでございますが、令和4年4月から10月末までの間に、新規の相談が43件ございました。そのうち21件が生活困窮に関するものでございますが、困窮に至る背景には、疾病や介護、子育て、障がいなど複合的な問題がございます。

市としましては、生活困窮者が抱える多様で複

合的な問題に対し、福祉事務所及び庁内各課、関係機関が連携し、情報の共有化を図りながら、相談者と一緒に考え、寄り添いながら、経済的自立、日常生活や社会生活の自立に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和気数男君。

#### ○1番和気数男君

次に、セーフティーネットとしての周知の徹底を行う必要があるのではないかとということを経験いたします。

このセーフティーネットの捕捉率が日本は他の先進国に比べて極めて低いと。国により権利意識やセーフティーネットの歴史的経過によるものだと言われております。

そこでごく最近、静岡県では、生活保護の申請は国民の権利ですと書いた専用の広報チラシ、この専用といたしますのは、ほかのいろんなもの等ではなくて、このセーフティーネットに関することだけのチラシをつくって配布をしておられます。

2年ほど前、安倍総理も国会で、「国民の権利です。ためらわずに申請をしてください。」と答弁をされております。

また、厚労省のホームページにも大きく生活保護の申請は国民の権利だと明記しております。

生活保護受給を考えておられる多くの方は、いろいろな心配や悩みを抱えておられます。申請をためらい、取り返しのつかない事態になっている事例もたくさん報告をされております。ぜひ周知の徹底をお願いすることを質問いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

一井福祉事務所長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

セーフティーネットとしての周知を行う必要があるのではないかについてお答えをさせていただきます。

コロナ禍の長期化に加えまして、物価の高騰など極めて厳しい社会情勢の中、最後のセーフティーネットである生活保護制度が、何のためらいや弊害もなく、誰もが安心して頼ることのできる公的扶助として十分に機能を果たし、要保護者に寄

り添いながら、きめ細やかな支援を継続的かつ効果的に行うことが重要であると考えております。

利用案内について、市ホームページや窓口カウンターなどの活用により広く情報発信し、相談・申請しやすい環境づくりに一層努め、さらに関係機関との支援体制の充実及び民生委員、児童委員等を中心とした地域ネットワークの強化を図り、小さな変化も見逃すことなく要保護者の早期把握に努め、必要としている支援が迅速かつ確実に行き届くよう進めているところでございます。

何らかの理由により、生活が立ち行かなくなることは誰にも起こりうることでありますので、市といたしましても、権利としての制度運用により一層努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和気数男君。

#### ○1番和気数男君

次の質問でございます。

私は、国保料が高いと、介護保険料も年々上がり大変だということをよく聞きます。

それでこの点について質問いたします。

国民健康保険・介護保険基金の残高について質問をいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

一井生活福祉部長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

国民健康保険・介護保険基金残高についてお答えをさせていただきます。

西予市国民健康保険財政調整基金につきましては、国保財政を調整し健全な運営を行うことを目的に設置しておりまして、令和3年度決算額は5億5473万1237円となっております。

西予市介護給付費準備基金につきましては、介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的に設置しておりまして、令和3年度決算額は2億1753万5070円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和気数男君。

#### ○1番和気数男君

基金についてでございますが、介護保険の基金の金額が言われました。安定的な運営のために必要な基金はどの程度必要と考えておられるのか、再質問いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

一井生活福祉部長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

安定的な基金の運営のために必要な程度についてお答えをさせていただきます。

介護保険事業の計画期間につきましては、3年間における介護保険事業を安定的に運営していくために約2億円の基金が必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和気数男君。

#### ○1番和気数男君

この基金の問題がよく話題になるわけですが、私は、多額の繰越金、基金を抱える必要はないと思います。

よく将来のために、何かあったときのために必要だということも分かるわけですが、現在保険料を納めておられる方の今を考えると、基金を抱える必要はなく引き下げるべきだと考えております。応益負担の軽減を求めます。このことについて質問いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

一井生活福祉部長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

応益負担の軽減を求めるべきのことについて答弁をさせていただきます。

現在の国民健康保険につきましては、県が国保運営の中心的な役割を担うことで制度の安定化を図り、安定的な財政運営や効率的な事業の実施など、県と市町が共同して国保を運営しております。

当市の国民健康保険税は、所得割・資産割・均等割・平等割の4方式による課税方式となっており、法令により定められた所得基準を下回る世帯につきましては、被保険者応益割（均等割・平等割）額の7割、5割、2割を軽減することといたしております。

また、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、

未就学児の均等割の5割軽減を令和4年4月から実施いたしております。

平成30年度には税率の見直しを行っておりますが、そのあとも被保険者数の減少などから国保税収納額は年々減少し、令和3年度の収納額は、平成30年度から約4000万円の減少となっている状況でございます。

今後、愛媛県の国保運営の統一的な方針である愛媛県国民健康保険運営方針に基づき、県内被保険者の保険税負担の公平化と、市町の域を超えて支え合う制度の実現のため、将来的な保険税水準の県内統一に向けた協議を進めることになっておりますので、応益負担の軽減等につきましても適正な水準となるよう検討していきたいと考えております。

介護給付費準備基金につきましては、介護保険事業計画の期間中に発生した余剰金を積み立てる一方、不足が生じた場合は取崩しを行っており、介護保険における保険給付を安定的に提供するために重要な役割を果たしております。現在の介護保険料につきましては、令和3年度から5年度を計画期間とする第8期介護保険事業計画において、期間中の要介護認定者数や保険者数の推移、介護予防サービス利用等の見込量、西予市介護給付費準備基金からの繰入れなどを勘案し、財政の均衡を保つことができるよう適切な保険料を設定いたしております。

また、課税状況や所得等に応じた負担となるように、介護保険料は9段階に設定いたしまして、第1段階から第3段階の方に対しては公費を投入することによって介護保険料を低減し、低所得者の負担軽減を図っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

和気数男君。

**○1番和気数男君**

再質問でございます。

国保税率の考え方についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

一井生活福祉部長。

**○一井生活福祉部長兼福祉事務所長**

現在の国保税率の考え方についてお答えをさせ

ていただきます。

財政状況や被保険者数、介護給付費の推移、県から提示される標準保険料率などを踏まえて決定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

和気数男君。

**○1番和気数男君**

続いて、再質問でございます。

国保税の決まり方についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

一井生活福祉部長。

**○一井生活福祉部長兼福祉事務所長**

国保税の決まり方についてお答えをさせていただきます。

前年中の所得等に基づいてまず算出をいたします。医療分・後期高齢者支援分・介護分、40歳から64歳でございますが、で構成し、それぞれ所得割額・資産割額・均等割額・平等割額の合計額で決定をいたすところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

和気数男君。

**○1番和気数男君**

再質問でございます。

介護保険の応能・応益の割合はどのようになっているのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

一井生活福祉部長。

**○一井生活福祉部長兼福祉事務所長**

応能・応益の割合について答弁をさせていただきますが、この分は国保基金の応益・応能ということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○一井生活福祉部長兼福祉事務所長**

国保の関係としてお答えをさせていただきます。

令和4年度調定額においてでございますが、医療分が応能52.14%、応益が47.86%、後期高齢者支援分、応能が53.18%、応益46.82%、介護分が応能53.24%、応益が46.76%でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

和気数男君。

**○1番和気数男君**

以上で質問を終わるわけでございますが、保険料についてもこれから様々な検討をしていただき、できるだけ軽減をしていただくようお願いを申し上げまして質問を終わります。

ありがとうございました。

**○小玉議長**

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時49分）

**○小玉議長**

再開いたします。（再開 午前10時00分）

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

一井生活福祉部長。

**○一井生活福祉部長兼福祉事務所長**

先ほど和気議員の答弁の中で、国保税率の考え方について答弁をさせていただきました。

その中で介護給付費の推移ということでお答えをさせていただきましたが、正しくは保険給付費の推移ということでございましたので訂正をさせていただきます。

**○小玉議長**

次に、6番中村一雅君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

中村一雅君。

**○6番中村一雅君**

改めましておはようございます。議員番号6番中村一雅です。

小玉議長より発言の許可をいただきましたので、会議規則、申し合わせ事項及び事前通告書の内容に従いまして、一問一答にて一般質問をさせていただきます。誠実な答弁を求めますのでどうぞよろしくお願いいたします。

まず、たくさんの方に傍聴いただきまして誠にありがとうございました。寒さも厳しくなっております。まず、たくさんの方に傍聴いただきまして誠にありがとうございました。寒さも厳しくなっております。

私が今回この一般質問をするきっかけになりましたのは、とある市民の方から、中村最近、われ、前はようテレビに映りよったが、最近映らんのや

がちやんと議論しよるんかと指摘を受けましたので、一般質問させていただこうと思に至りました。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は3点のことについてお尋ねいたします。

まず1点は、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興について。2点目は、南海トラフ地震の津波による防災対策について。3点目は、四国西予ジオパークについてでございます。1点1点丁寧に問うてまいりますのでよろしくお願いいたします。

ではまず1点目、平成30年7月の豪雨災害からはや4年余りが経過をいたしました。お亡くなりになりました方につきましては、取り返しのつかない命が奪われたということで、ここに改めて御冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

復旧・復興につきましては、当時、西予市復興まちづくり計画というものが、羽藤教授を中心に策定されまして、私も委員の1人として参画いたしておりましたけれども、およそ6カ年計画で策定されたと記憶しております。最初の3年間をハード整備、残りの3年間をソフト対策という位置づけで年々の事業が組み込まれたと、そのように記憶しております。

4年余りを経過いたしまして、まだ豪雨の復旧について総括するには早いタイミングではございますが、今現状どうなっているかなということをお尋ねしますのでよろしくお願いいたします。

まず1点目、現在までの復旧・復興にかかった総事業費、そしてその主な事業についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

宇都宮政策企画部長。

**○宇都宮政策企画部長**

現在までの復旧・復興にかかった総事業費とその主なものについてお答えをいたします。

まず、災害発生から多くの方々の御協力により、着実に復旧・復興が進んでいることに感謝を申し上げます。

それでは、平成30年度から令和3年度末現在の復旧・復興に要した総事業費でございますが、各年度の決算における主要な施策の成果報告書の復旧復興経費の状況一覧を集計いたしまして、総額125億3273万6000円となっております。年度

別では、平成 30 年度が 33 億 2124 万円、令和元年度 46 億 1222 万 5000 円、令和 2 年度 34 億 9084 万 7000 円、令和 3 年度 11 億 842 万 4000 円となります。

次に、主なハード事業といたしましては、西予市乙亥会館をはじめ、旧大和田小学校のグラウンド及び体育館、米博物館、城川運動公園などの社会教育体育施設の災害復旧事業で 12 億 2546 万 3000 円、災害公営住宅整備事業として 7 億 3109 万 1000 円、せいよ東学校給食センター建設事業として 6 億 6244 万 1000 円、クアテルメ宝泉坊の管理運営事業といたしまして 1 億 9470 万円などを実施しております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

中村一雅君。

#### ○6 番中村一雅君

125 億円、本年度の現状一般会計が 359 億 1000 万円ぐらいと、今回の上程、補正でされていますので、その 3 割強かかっているなあと。財政に与える影響は相当なものがあったんだろうとやはりそのように思っています。

次に、その事業につきまして、国や県からの補助額と補助率についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

国・県からの補助額と補助率についてお答えをいたします。

総事業費 125 億 3273 万 6000 円に対しまして、国からの補助額は 52 億 4569 万 1000 円、県からの補助額は 8 億 9074 万 7000 円となっており、国と県を合わせました補助額は、総額で 61 億 3643 万 8000 円となっております。

次に、補助率につきましては、激甚災害に対処するための特別の財政支援等に関する法律の適用を受けまして、農地、農業用施設、林業用施設、道路橋梁河川災害復旧事業の補助率がかさ上げされました。具体的には、農地であれば、補助率が 50%であったものが、適用を受けたことにより、かさ上げ後の補助率は 95.1%に、道路橋梁河川であれば、66.7%であったものが 85.5%になり

ました。この補助率のかさ上げにより、市の災害復旧事業債の借入額の減額による後年度の財政負担の緩和、受益者の災害復旧事業分担金の額も軽減をされました。特に、せいよ東学校給食センターにつきましては、完成直前に被災したことにより、復旧にあたっては、当初は旧合併特例事業債のみの活用しかできない状況でしたが、県知事を中心に力強い後押しをいただきまして、国において、学校施設環境改善交付金に災害危険施設再建事業が新設をされまして、あわせて、学校教育施設等整備事業債の活用の道も拓けたことで市の財政負担が大きく軽減できました。

このように、国や県からの有利な財政支援等を受けながら、復旧・復興事業を進めております。関係各位の皆様には、改めて深く感謝を申し上げます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

中村一雅君。

#### ○6 番中村一雅君

国や県からの力強い後押しを受けて非常に助かったという御答弁でございました。

県におかれましては、中村県知事が先の選挙で当選されまして、4 期目の県政に当たられるということで、今月 1 日から登庁されていると。

改めて当時のことに思いをいたしまして、県知事におかれましては 7 月 12 日に被災地野村のほうに視察に入られまして、お見舞いをされ、そして仮設住宅の建設については、全面的にバックアップするというようなことで、非常に早いペースで仮設住宅の建設が進んだのかなあとというふうに推察をいたしております。安倍総理におかれましては、凶弾に倒れられましたけれども、当時 7 月 13 日に野村町の被災地視察に入られまして、国が全面的にバックアップするから大胆な施策をやっているというようなことを県知事に申されたというようなことを愛媛新聞の記事で拝見いたしております。改めて安倍元総理に追悼の意をここで表したいと思います。

続きまして、現状で復興に係る達成度はどのくらいと見込んでいるかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

### ○宇都宮政策企画部長

復興に係る達成度については、復旧事業の完成率でお答えをいたします。

まず、道路、河川、橋梁復旧事業の進捗状況でございますが、道路災害が 88 件のうち 87 件、河川災害が 24 件のうち 11 件、橋梁災害が 2 件のうち 2 件、合計で 114 件のうち 100 件が完成しており、完成率は 87.7%となっております。残り 14 件につきましても、昨年度に入札を済ませておりますので、現在工事中であり、本年度中の完成を目指しております。

次に、農地及び農業用施設復旧事業の進捗状況でございますが、農地が 124 件のうち 111 件、農業用施設 156 件のうち 147 件が完成をしており、完成率は 92.1%となっております。残りの 22 件につきましては、農地 13 件、農業施設 9 件で、本年度中に完成予定となっております。

次に、市の単独事業で行います小規模な災害復旧事業の進捗状況でございますが、663 件の申請がございまして 418 件が現在完成しております。残り 245 件で、完成率は 63.0%となっております。河川や道路災害を優先して実施しておりますので、これらの事業が終わり次第、順次進めてまいります。

次に、公共施設等の復旧事業の進捗状況でございますが、計 41 施設でございます。事業数で言いますと 187 事業となり、そのうち 184 件を完成しており、完成率は 98.4%となっております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○小玉議長

中村一雅君。

### ○6 番中村一雅君

復興まちづくり計画においては、3 年でやろうとしたことを 4 年余り計画して今、そのぐらいの進捗率だということで、これは、やはり相当事業が立て込んでうまく処理できなかったということもありましょうし、地域の事業者の都合もあったというふうに推察いたしております。

視点を変えて改めてお伺いをいたします。

当時、復旧・復興を最優先させるために、凍結・延期された事業についてお伺いをいたします。

復旧・復興を優先するために、凍結・延期され

た事業はどのくらいありましたか。主な事業とその予算額についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○小玉議長

山住総務部長。

### ○山住総務部長

それでは復旧・復興を優先するために凍結・延期した主な事業とその予算額につきましてお答えをいたします。

御質問にございましたが、平成 30 年 7 月豪雨災害を受けまして、復旧・復興に係る事業を最優先とするため、大型事業の開始時期を 1 年または 2 年延期することといたしました。このことにつきましては、当時の議会へも報告を行っているところでございます。

延期の対象といたしました大型事業は、計画段階の事業を含めまして 12 事業とし、主なものとしまして野村支所庁舎建設事業、ジオパーク拠点施設整備事業、消防庁舎建設事業等でございます。延期をいたしました事業費総額につきましては、その当時、計画中のため概算事業費が見込めていないものを除きまして約 36 億 7000 万円でございます。なお、平成 30 年 7 月までに予算化されておりました 12 の大型事業以外の事業につきましては、年度間調整で先送り可能な事業は執行を停止、既に契約など着手している事業を除き、新規拡充事業は原則中止または凍結、継続事業におきましても費用対効果や適時性などを見極めながら厳選の上実施、そしてイベント等は実施の可否を判断するなど必要な見直しを行う、これらの方針を示しまして、災害復旧関連事業の実施を最優先としまして、事業費の調整を行いました。

主なものとしましては、林道・市道等に係る事業、公共施設の改修、またイベント等の中止などでございます。事業費ベースで 6 億 6357 万 9000 円でございます。

これにつきましては、平成 30 年第 4 回定例会におきまして、関連の減額の補正予算の議決をいただいたところでございます。これら凍結をいたしました事業につきましては、平成 30 年度以降、一部実施をしてきたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○小玉議長

中村一雅君。

**○6番中村一雅君**

順次各種事業についても実施してきたところであるという御答弁をいただきました。

その当時凍結された事業の現状についてどうなっているか、重ねてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

山住総務部長。

**○山住総務部長**

凍結・延期をしました事業の現状についてお答えをいたします。

事業着手を延期しました大型事業につきましては、豪雨災害からの復旧・復興事業を最優先としながら、先ほども申し上げましたが、平成31年度から順次事業の再開をいたしまして、先般、野村支所庁舎建設事業につきましては今年度、またジオパーク拠点施設整備事業は令和3年度に完了いたしております。それぞれの施設は現在供用を開始いたしておるところでございます。また、消防庁舎建設事業につきましては、野村支署が本年度末の完成予定、消防本部につきましては令和6年度の完成予定で現在事業の進捗を図っているところでございます。

なお、延期といたしました12事業のうち完了済みのもの7事業、進行中のもの4事業、今後整備を進めるもの1事業となっておりますが、そのうち今後整備を進める事業の一つとして、当時の三瓶北公民館建築事業がございました。現在、二木生地域づくり活動センターとして建設事業を計画いたしております。地元との協議を重ね、工事着手に向けて現在進めているところでございます。

また、平成30年7月までに予算化されました平成30年度事業のうち、延期した市単独の普通建設事業につきましては、平成31年度以降、災害復旧・復興事業の事業量との調整、また財政状況を勘案しながら順次予算化し、事業を実施しているところでございます。

今後におきましても、各事業の緊急性、必要性、計画性、費用対効果、妥当性などを検証いたしまして、優先順位を見極めながら、限りある財源の範囲内におきまして予算編成を進めていくよう考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

中村一雅君。

**○6番中村一雅君**

限りある予算財源の範囲内において予算編成すると、優先を考慮して逐次やっていくのだという御答弁でございました。

1点だけ個別の事例を聞かせていただいたらと思います。

これ私三瓶選出で津布理に在住しておりますので、地元のことを優先ということもおかしな話なんですけれども御容赦いただきたいと思います。

三瓶津布理地区の市道18号線につきましては、当時凍結するというようなことがあったように聞いておりますが、これについては現状どうなっているのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

三瀬建設部長。

**○三瀬建設部長**

市道18号線の現状についてお答えをいたします。

市道津布理18号線は、三瓶地区の火葬場である三瓶清流苑へ通じる市道ですが、部分的に幅員が狭く離合が難しいことから、平成27年に地域からの拡張要望を受け、約250メートルを改良する事業として計画をいたしました。平成29年度から事業に着手をいたしまして、用地測量設計業務を行い、平成30年度から31年度にかけて用地買収、物件補償を完了しております。当初の計画では、令和2年度から3年度にかけて道路改良事業を行う予定でしたが、平成30年7月豪雨災害を受けて事業の延期を余儀なくされました。当路線の事業再開につきましては、三瓶地区の国道災害復旧事業や砂防事業、下水道事業、避難路整備事業など、緊急性の高い事業の発注が控えておりますので、その進捗状況等を見極めた上で判断したいと考えております。拡幅工事の完了にはもうしばらく時間を要しますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

中村一雅君。

#### ○6番中村一雅君

三瓶清流苑へ通じる市道 18 号につきましては、津布理地区からの要望ということになってございますが、清流苑は三瓶町民全員が使う施設でございます。そこに行き交う車が、もうちょっとで正面衝突しそうなかった、離合が厳しかったというような御意見も伺っておりますし、平成 27 年に要望がある前年には、横にある川に転落して住民お一人が亡くなるという痛ましい事故も起きておりまして、津布理からはガードレールの設置も併せてお願いしたいというような要望も出ているというふうに聞いております。何かある前にやっていただきたいというのが私の率直な気持ちでございますので、おくり取りいただきますようよろしくお願いをいたします。

これまでお聞きしました復旧・復興のこと、凍結・延期された事業のこと、この西予市全体を見まして、復旧・復興の今後の見込みはどうなるのか。いつ、どのような状態になれば、復旧・復興がなったと言えるのでしょうか。これについてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

#### ○管家市長

ただいま中村一雅議員から御質問のありました復旧・復興の時期、今後の見込み等についてにお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど政策企画部長から説明がありましたように、国の補助事業等で実施する公共災害事業につきましては、完成率がおおむね 90% 近くまで上がっております。残りの事業についても、多くが本年度、令和 4 年度内完成及び発注も見込まれている状況であります。

しかしながら、国が進めます野村ダムの改良事業、そして国・県が進めます肱川水系の河川整備計画及び市が進めます肱川河川沿いの空間整備事業など始まったばかりの事業もあります。そういったハード事業が完了したときが復旧・復興の一つの区切りになるのではないかなと考えておりますけれども、防災教育の充実、地域における防災意識高揚と災害対応力の向上、そして、災害の記

録と記憶の伝承などについては、ハード事業完了後も引き続き継続していかなければいけないものと考えているところであります。

今後とも市民お一人おひとりの防災意識の高揚と災害対応力の向上を図るとともに、地域と行政の協働によるまちづくりを一層深めていきたいと、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

中村一雅君。

#### ○6番中村一雅君

復旧・復興はまだ道半ばであるという市長の御答弁いただきました。

私も全く同感でございます。そして、被災地自体の復旧・復興、これについては県も県知事も提唱されておりますように改良復旧が理想であるというようなこともお聞きしますので、今後ともよりよい西予市を構築されることに努力していただきたいというふうにそのように思います。よろしくお願いをいたします。

続きまして、南海トラフ地震による津波を想定した防災対策についてお伺いをいたします。

まず、事前復興計画についてお尋ねしようと思いましたが、これは、先日の竹崎議員の質問と完全に重複しておりますので割愛させていただこうと思っております。また、三瓶東地区で行われている事前復興まちづくり計画ワークショップにつきましても、竹崎議員が先日御質問されていて答弁をいただいておりますので質問を割愛させていただいたらと思います。

通告書にありました③の事前復興計画を今後どのように展開しているのかということについてはお尋ねしようと思っております。事前復興計画は命を守るがメインテーマであるという山住部長の御答弁がありました。

命を守る、命をつなぐ避難道路あるいは避難施設、避難計画につきましては誠にそのとおりであると私も思いますので、今後の西予市における展開についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

事前復興計画の今後の展開につきまして御答弁申し上げます。

市全体への計画内容の啓発や普及をこの計画について図るということ、また、事前復興まちづくり計画に基づき、事前復興まちづくりワークショップを展開し、地域住民の皆様の御意見等を尊重しながら、先ほども出ておりましたけど、例えば、高台の道路をつなぐことによって、避難路としてだけではなく物資の輸送路としても活用できる道路の開設・整備、既存施設の有効活用など、それぞれの地域の特性に見合った効果的な事業展開なども考えているところでございます。

事前復興の考え方につきましては、大規模災害発生後の多くの財源、労力、期間を要する復興事業に被災前から取り組み、復興の円滑化などを図るものであるため、今後、事前復興のまちづくりを国・県と連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

中村一雅君。

#### ○6番中村一雅君

国や県とも連携しながら進めていきたいと考えておるとの御答弁でございました。

今回の一般質問において、何度か上がってございました管家市長と斉藤国土交通大臣との要望、面談のこと、私も非常に興味を持って愛媛新聞の記事を拝見させていただきました。

それに関連しますが、まずは発災後の避難計画についてお伺いいたします。

国道378号線のダメージ予測はどのような想定をされていますか。また、海岸沿いの集落が孤立した場合の避難計画についても併せてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

国道378号線につきましては、西予市内の路線全てが津波による浸水想定区域に入っております。津波が発生した場合には相当なダメージが予想され通行不能となり、孤立地区が多数発生することが想定されております。

この津波避難計画につきましては、地域それぞれの状況によって違ってくると考えております。先ほど来出ておりますけども、事前復興計画の内容を取り入れました地区防災計画の策定につきまして、今後、啓発・支援も行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

中村一雅君。

#### ○6番中村一雅君

南海トラフ大地震につきましては、ここ30年までに80%の確率で起こるのではないかというふうに予測されておまして、想定外のことが来たからできなかったという言い訳は通らないというように厳しい対応をしなければならないのかなあというふうにそのように考えてございます。

一次避難場所から二次避難場所への移動の確保、避難路の確保についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

一次避難場所から二次避難場所への移動の確保についてお答えをいたします。

御質問いただきましたとおり、緊急的に避難する津波緊急避難場所につきまして、津波の危険性がなくなり、お住まいが被災し帰れない場合には、二次避難所が必要になってくると考えております。しかしながらその場合、必ずしも指定された避難所に行かなければならないというものではございません。親戚・知人宅等への避難等多様な避難の仕方があろうかと思えます。なお、仮に道路等が不通で避難できない場合におきましては、救助を待つていただく必要もあろうかと思えます。指定避難所につきましては、想定どおり被災した場合、三瓶地区の指定避難所はほぼ使用できない状況となるかと思えます。その場合は、宇和地区の指定避難所に避難していくことになるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

中村一雅君。

**○6番中村一雅君**

関連でお尋ねいたします。

三瓶東地区の住民が避難先とする宇和地区の二次避難に関わる指定避難所とはどこになるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

山住総務部長。

**○山住総務部長**

宇和地区の指定避難所につきましては宇和中学校を考えております。ただし、避難者が多数に上り、避難生活に支障が生じるおそれが出てきた場合におきましては、別の施設を避難所に追加指定するなどの対応を行うことといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

中村一雅君。

**○6番中村一雅君**

関連で再度質問させていただきます。

三瓶東地区から宇和地区まで道路が通れなくなった、あるいは、津波に車が流されてしまった等でなかなか移動が困難だという場合はどのようなことを想定されていますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

山住総務部長。

**○山住総務部長**

津波等の影響がなく道路状況も問題がない場合は、内陸側からの車両派遣等の救援活動を行うこととなります。ただし議員御指摘のとおり、道路が不通になったり、また自動車等が動かなくなった場合におきましては、関係機関の協力を得ながら、まずは道路の応急復旧に取りかかることになろうかと思えます。被災された方々には一定期間緊急避難場所にとどまっていただくことも想定されるところでございます。

そういったことも想定をしまして、避難所での生活物資等の備蓄などにつきましては、対策を地域においても日頃から検討をいただくことも必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

中村一雅君。

**○6番中村一雅君**

去る11月22日に、私が住んでおります津布理地区の一町内会で夜間の避難訓練が行われました。これは県からも職員が派遣され、あるいはマスコミの取材も来られていて、小規模な避難訓練の割には非常に注目度が高かったというふうな感想でございますが、西予市としてはその取組についてどのようにお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

山住総務部長。

**○山住総務部長**

御質問の夜間避難訓練でございますけれども、去る11月22日に三瓶町津布理地区の四区神ヶ谷上2町内会において実施をされております。住民約30名が夜間、津波緊急避難場所まで避難をし、暗い中での発電機の取扱い、テント設営を実施されたものでございます。市担当者のみならず県の防災担当者も参加をしたと聞いております。

これまで、夜間避難訓練の重要性は認識をしつつも、安全面等の問題、課題がございまして、市としては訓練実施の取組はできていない状況でございました。

しかしながら、時を選ばない災害発生に備えるため、夜間避難訓練の重要性は高まってきております。現在、市のみならず県におきましても、夜間避難訓練実施に向けた積極的な声かけを自主防災組織に対しまして行っているところでございます。

今回の訓練からも、休日や日中に限らず訓練を実施することの重要性を改めて感じているところでございます。市といたしましても、訓練実施について検討してまいりたいと考えておりまして、また、ほかの地域における訓練実施の支援にもあわせて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

中村一雅君。

**○6番中村一雅君**

ぜひ西予市全体に広げて、小規模ずつでも訓練することには非常に意義があると考えてございます。防災士連絡協議会においても、死者ゼロを目

指すには訓練しかないのだという固い信念のもとにこれは続けていかないといけないと。けれども想定された訓練ではなかなか実効性が薄いので、その矛盾についてもこれから少しずつ考えていかないといけないのかなあと、そのように考えてございます。よろしくをお願いします。

戻ります。三瓶地区における避難所の整備状況について現状がどうなっているかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

三瓶地区におけます避難所の整備の状況でございますけれども、三瓶地区に限らず沿岸部で最大想定津波が襲来した際、使用できる避難所は非常に限られてきます。避難に特化した施設を新規に建設するという事は、ふだんの利用方法でありますとか、維持管理の観点から検討は現在のところしていない状況でございます。

しかしながら、現在進めております事前復興まちづくりワークショップの意見等も踏まえまして、今後の避難の在り方、また、既存施設の有効活用も含めた避難施設の在り方につきましては前向きに検討をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

中村一雅君。

#### ○6番中村一雅君

避難に特化した施設を新たに建設することは現在検討していないとの御答弁でございました。

私は、二次避難施設は三瓶東地区に必要ではないかというふうに考えてございます。作成されたハザードマップによりますと、三瓶東地区のほぼ80%程度が浸水想定区域の中に入ってしまうので、その区域の外に避難施設はあるべきだと。そして、ある程度の収容能力があり、何日か宿泊できるという機能を持った施設を、ハードルはたくさんありましようけれども、国からも前向きな検討をいただくというようなことも新聞記事で拝見いたしましたので、ぜひ積極的に働きかけていただいて、このことについては前向きに検討していただければというふうに考えます。

事前復興まちづくりワークショップの意見等も踏まえてという御答弁もございましたので、私はその委員の一員に防災士として参加させていただいておりますので、このことについてもワークショップの中では発信させていただきます。よろしくお祈りをいたします。

続けます。発災後、自力で避難できない避難行動要支援者については、個別の避難計画を立てて綿密に救う手だてをつくる必要があると考えてございます。

まず、避難行動要支援者のリスト作成の現状と個別避難計画策定の現状についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

一井福祉事務所長。

#### ○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

避難行動要支援者のリストの作成についてお答えをさせていただきます。

平成25年6月の災害対策基本法の改正によりまして、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者など、避難行動要支援者の名簿を作成することが区市町村に義務づけられました。市におきましても毎年1回要支援者のリストを整理いたしまして、避難行動要支援者の名簿を作成いたしております。また、それをもとに、平常時から地域へ情報提供を行うことや個別避難計画の作成等に同意いただける方々の登録者名簿の整理を、新たな要支援者及び未回答の方々へ郵送で同意書を送付するなどして行っております。近年の大規模地震、豪雨災害など災害の激甚化・頻発化や切迫を背景に防災意識の高まりにより、令和4年5月現在で74.4%の同意を得ております。

続いて、個別避難計画の作成状況についてお答えをさせていただきます。

市では、平成30年7月豪雨災害や全国的に多発する大規模災害を受けて、避難行動要支援者への具体的な個別避難計画の作成が急務であると考え、令和2年1月に西予市避難行動要支援者避難支援計画を策定し、個別避難計画の作成促進に取り組んでおります。

これまでの取組により、現時点で約800名の個別避難計画を作成しておりますが、その多くは旧の仕様によるものでございますので、避難支援者

や避難経路など、国が示す新たな記載事項に合わせた仕様に整理していかなければならないところがございますが、昨年度には、災害リスクや自主防災組織の取組状況から選定した市内4地域をモデル地区として策定を進め、国の指針に沿った個別避難計画60件を作成したところがございます。

また、制度への理解促進や周知、啓発も課題であることから、今年度自主防災組織連絡会において、個別避難計画の必要性を説明し御理解と御協力をお願いしたほか、広報せいよ9月号においても制度の周知や計画への理解促進について掲載いたしました。

個別避難計画策定には、地域の方々の御理解、御協力、そして本人の同意が必要であるため、計画の必要性や有効性について御理解いただき、ひとりでも多くの要支援者に同意いただけるよう取り組んでいきたいと考えております。そして何より、真に個別避難計画の必要な方に対して速やかに策定が進むよう、要支援者の中でも自力で避難できない方や同居家族などの避難支援者が身近にいない方から策定していく仕組みづくりにも取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

中村一雅君。

#### ○6番中村一雅君

わかりました。個別避難計画については、お一人おひとりの事情に寄り添った計画をこれからも進めていっていただけたらと思います。

市が計画いたしましても、実施主体といたしましては、各地区の自主防災会、消防団、自治会、あるいは事によったら地域づくり活動センターなどが実施部隊として動くことになろうかと思えますから、そことの連携も密にして行っていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

続けます。3番目のテーマに移ります。

四国西予ジオパークについてお尋ねします。

今年の春からジオミュージアムがオープンして、拠点としてスタートいたしました。ジオパークももう再々認定を受けまして、西予市を代表する目玉としてこれから推していくのだというお考えだと推察をいたしております。

まず、ジオパークの現状と今後についてお尋ね

いたします。

現在指定されているジオサイトの各町別のポイント数についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

お答えいたします。

四国西予ジオパークは認定されて9年目を迎えており、用語の使い方も変化しております。

地質学や地形学的な価値を有するものをジオサイト、地質や地形と関連があり、生物学や生態学的な価値を有するものを自然サイト、同じく歴史学、民俗学、考古学的な価値を有するものを文化サイト、その特徴によって3つの分類としてサイトを指定しております。

サイトの指定に関しては、四国西予ジオパーク推進協議会の保全部会が中心となって評価し、推進協議会の総会で承認していただくことになっております。

旧町ごとのサイト数でございますが、宇和がジオサイト1、自然サイト1、文化サイト4の計6カ所、明浜がジオサイト1、文化サイト1の計2カ所、野村がジオサイト8、自然サイト2の計10カ所、城川がジオサイト7、文化サイト1の計8カ所、三瓶がジオサイト1、文化サイト1の計2カ所、市内には全部で28カ所のサイトを指定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

中村一雅君。

#### ○6番中村一雅君

多い順に並べかえますと、野村が10、城川8、宇和6、明浜2、三瓶2という順になろうかと思えます。

ジオパークを重要視する、これから観光資源としても売っていくのだということであれば、多い地区があり、少ない地区があり、それぞれに特徴を出していかなければならないのだというふうに考えてございます。

1点、ジオパークの現状と今後についてのこと、ジオパークの学術的な位置づけと観光資源としての価値はどのように解釈してとらえるのがよ

ろしいのでしょうか。御答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

和氣産業部長。

**○和氣産業部長**

お答えいたします。

四国西予ジオパークは、海拔ゼロメートルから1,400メートルの標高差の中に貴重な地質・地形や生態系、歴史、文化など数多くの地域資源を有しております。これは平成16年にそれぞれ独自性を持った5町が合併して西予市が誕生したことによるもので、当ジオパーク最大の特徴であります。市内各地にある地質学や地形学的に重要な場所に関する論文や調査報告書は多く存在していますし、現在でもいろいろな分野の研究者によって調査が行われており、継続して地域資源の価値を高めていただいております。

また、地域資源には、先ほど述べました学術的な価値のほかにも、教育的な価値、観光的な価値を持つ場合が多く、議員お尋ねにありました観光資源としての価値に関しましては、地域資源をジオパークならではのツアーとして活用できるかという部分が評価の基準となります。例えば、訪問者がガイドによる案内や地域の人たちとの交流を楽しむことができたり、地域経済の発展にもつながるような仕組みがあることなどが重要な点だと思っております。

昨年度に実施されました日本ジオパーク委員会による2度目の再認定審査において、四国西予ジオパークは、地域住民のボトムアップ的な活動やジオパーク教育活動など多くの点で評価をいただきましたが、ジオパークを継続させるためには、ツーリズム等による経済活動の活性化が必要だという指摘もいただきました。

今後は、今まで以上に観光的な価値を高め、地域経済に好循環をもたらす活動を市民の皆様の協力を得ながら行ってまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

中村一雅君。

**○6番中村一雅君**

先日ジオミュージアムをお伺いし、それから、ジオサイトの施設の観覧するベースがございます

ので、そこを覗かせていただきました。そこには地元三瓶の蔵貫白石鍾乳洞が展示されてございました。

この現状、位置づけについてどのようになっているかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

和氣産業部長。

**○和氣産業部長**

蔵貫白石鍾乳洞は昨年6月に開催されました四国西予ジオパーク推進協議会の総会において地質遺産として指定されております。

指定後においても、地域の方々の熱意により西予市手上げ型交付金による調査や活動の計画が認められ、積極的な地域づくり活動が行われており、愛媛大学、日本洞窟学会の研究者などの協力を得て科学的な調査が進んでいることを承知しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

中村一雅君。

**○6番中村一雅君**

関連で1点お尋ねいたします。

先ほど答弁にございました地質遺産とはどういったものでしょうか。ジオサイトとどのように違うか御答弁願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

和氣産業部長。

**○和氣産業部長**

四国西予ジオパーク推進協議会には、サイト等の定義並びにその指定等に関する作業指針という決まりを設けています。

その中では、地質遺産を四国西予ジオパーク内に存在する保全すべき地質学、地形学的に価値のあるものと定義しており、指定されたものの中から具体的に保全活動を行い、教育やジオツーリズムの対象として活用する価値のあるものについて、ジオサイトとして指定することができるという指針でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

中村一雅君。

**○6番中村一雅君**

今後、その蔵貫白石鍾乳洞をジオサイトに認定するお考えについてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

和氣産業部長。

**○和氣産業部長**

今年4月29日にはジオミュージアム開館記念講演の中で愛媛大学の堀教授から蔵貫白石鍾乳洞付近の石灰岩地帯から産出したジュラ紀の貴重な厚歯二枚貝の化石などの報告があり、去る10月30日には、日本洞窟学会の村上崇史先生や日本文理大学の稲川先生による調査報告も開催され、地域の皆様を中心に多くの方が参加されたとお聞きしております。論文や調査報告書という整理された形で地質学的な価値が明らかになることは間違いないと私どもも期待しているところでございます。

また、科学的な価値や教育的な価値に加えて、地域でツーリズムなどに向けて取り組みも進められているようでございますので、地域の意向なども踏まえながら来年度の推進協議会総会にはジオサイトの指定が提案できるよう準備したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

中村一雅君。

**○6番中村一雅君**

ぜひ前向きに行きますようによろしくお願いたします。

最後の質問となりました。

四国西予ジオパークを活用した地域活性化と交流人口の拡大策についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

和氣産業部長。

**○和氣産業部長**

ジオパークは持続可能な開発という枠組みの中で、経済活動を活性化させることを主要戦略目標の一つに掲げており、西予市では、地域の特色を生かし住民自らが実践するために、住民主体の地域づくりや市内分権を積極的に進めております。

今後は、市民のジオパーク活動の醸成を図りながら、ジオパーク活動を生かした産業振興などを通して、新たな地域循環につなげることにより、持続可能な地域社会の実現を図ります。

また、4月にオープンしました四国西予ジオミュージアムにおいては、西予市が有している多様な魅力を感じてもらい、ガイド付きのツアーや地域住民との交流などを通して、来訪者が興味を持ちながら楽しく市内を巡ることができるような工夫なども行いながら、交流人口を増加させて、地域経済の好循環につながるよう取り組みを進めてまいります。

1点、説明と宣伝をさせていただいたらと思っております。

現在、コロナ交付金対応で行っているジオツアー事業について御説明させていただきます。

四国の穴場へようこそ、GoToせいよジオキャンペーンと題して、11月1日から2月28日まで実施しております。なぜ四国の穴場へようこそなのかは、月刊旅色西予市特集がユーチューブでアップさせた際に、西予市を四国の穴場としてPRし、見た人を誘導していくことと連動させております。西予市内で宿泊する際の費用を割り引く西予市独自のキャンペーンとして、1人1泊につき9,500円以上で4,500円の割引となっており、全国旅行支援、えひめぐりみきゃん旅割との併用も可能となっております。また、今回のジオツアー事業につきましては、四国西予ジオミュージアムチケットを料金に組み込むこととしており、四国西予ジオミュージアムの魅力を分かっていたいただき、さらには、今後の四国西予ジオツアー等の誘客にも期待しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

中村一雅君。

**○6番中村一雅君**

何とか時間内に収めることができました。ほっとしております。駆け足になりましたけれども。蔵貫白石鍾乳洞につきましては、先日管家市長、サテライト市長室で三瓶においでた際に、現場を視察されたというようなこともお伺いしております。非常に好感触を得ているというような現状でございます。何て言いましょうか、西予市は一

つであるというふうに、市民の一体感を醸成するということにつきましては、全体のバランスを考えて、管家市長も日々努力されていることと推察いたします。豪雨災害があつて125億円の予算を費やしたと。これがなかったならば、もっと攻めの施策が打てたのというふうに管家市長の思いも内心あるのではないかなというふうに拝察してございますけれども、復旧・復興がなつた証には、西予市として新たに前向きに前進していけるよう祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。

御清聴誠にありがとうございました。

**○小玉議長**

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時57分）

**○小玉議長**

再開いたします。（再開 午前11時10分）

次に、9番山本英明君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

山本英明君。

**○9番山本英明君**

議席番号9番山本英明です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書、会議規則、並びに申し合わせ事項に従いまして一般質問をしたいと思います。

質問は一問一答で行います。

開館して9カ月を経過した四国西予ジオミュージアムについて質問をしたいと思います。

まず初めに、四国西予ジオミュージアムの現状について伺います。

3月にも質問いたしましたので、4月23日にオープンしている四国西予ジオミュージアムは、開館以来9カ月を経過しております。開館からの入館者数とその動向、また、施設設備等ホール、ステージ、屋外スペースなどの活用状況はいかがでしょうか、お伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

和氣産業部長。

**○和氣産業部長**

ジオミュージアムの入館者数の動向と施設、設備の活用状況についてお答えいたします。

四国西予ジオミュージアムには、4月23日のオープンから11月20日までに約3万1000人の皆様に御来館いただいております。また、入館者

のうち約7,200人が有料スペースの常設展示室を御覧いただいております。そのうち団体客は66団体、約1,400人で、その内訳は、市民の利用者が約6割となっておりますが、家族やグループなどの個人客では、逆に市外の方が約6割となっております。入館者全てを対象として調査したものではありませんが、約5,000人を分類しておりますので、おおよその傾向は出ていると考えているところでございます。

次に、施設の活用状況についてお答えいたします。

イベント実施日以外では、企画展示室内のステージ上に設置している大きなスクリーンに西予市を4つのエリアに分けたジオパーク紹介動画と観光動画を繰り返しながら上映しております。動画を見ていただくことで、西予市の興味関心が深まり、常設展示室への誘導につながっている入館者も多いようでございます。また、ジオサイトにはなかなか行く機会の少ない高齢者の皆様方も、椅子に腰かけながら、ドローンなどを使った映像に映し出される西予のすばらしい自然や景観などをゆっくりと楽しんでいただけるスペースとなっております。

中央ホールの真ん中に設置している西予市の大きな地図は、海・里・山を有する四国西予ジオパークの概要をつかんでいただくために役立っておりますし、木製のボールとおもちゃは、子ども達や親子連れに好評でございます。

屋外スペースは、特に市内の保育園や幼稚園などの利用が多く、園児たちは館内の見学に加えて、屋外にある広い軒下スペースや芝生広場でお弁当を食べたり、遊具で遊ぶ光景も見られ、施設全体を有効に活用いただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

山本英明君。

**○9番山本英明君**

ありがとうございます。私も数十回行きましたけれども、夏休みや祝祭日などには非常に家族連れも多くてほほ笑ましいなあというふうに思いながら見ております。

入館者数が3万1000人、そのうち有料スペースの入館者7,200人ということで、人数に一安心

しておるところであります。

関連してですが、有料スペースで使いますジオクエストの利用状況はいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

ジオクエストの利用状況についてお答えいたします。

西予の多様なジオサイトを紹介している常設展示室内をゲーム感覚で楽しみながら学ぶことができるよう、スマートフォンやタブレットを使ったクイズをジオクエストと名づけているいろいろな方に楽しんでいただいております。

子どもたちはもちろんでございますが、親子で一緒にクイズに挑戦する姿なども身受けられ、ミュージアムでの新しい楽しみ方として、大勢の皆様から好意的な声をいただいております。リピーターを増やすためにもクイズの数も当初から増やしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山本英明君。

#### ○9番山本英明君

私も経験しましたが、なかなか地元を知るために面白いというクイズがありましたので、なおさらたくさんの人に使っていただいたらというふうに思っております。

次に、地元の城川の地域との関わりはどのように実践されておりましたでしょうか。具体的にあれば教えていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

ジオミュージアムでの地元の地域との関わりについてお答えいたします。

ジオミュージアムは昭和47年に建設され老朽化していた総合センターしろかわを除却して整備したものです。例年11月に実施されております奥伊予ふるさと祭りの文化協会発表会などをジオミュージアムで行っていただけるように、企画展示室にはステージも整備しております。また、屋

外の南側と西側には4メートル幅の軒がございますが、軒下にはテントを張らなくても椅子、机などを配置することで、軽食コーナーや地域の物産販売などが行えるスペースとなります。

先の11月12日には、3年ぶりに奥伊予ふるさと祭りが開催され、ジオミュージアムでも企画展示室内での文化協会発表会や書道、川柳などの展示、屋外スペースでは農産加工品などの販売や餅つきなども行われ、多くの人でにぎわったところでございます。

このようなイベント以外でも、ジオミュージアム周辺にはギャラリーしろかわや城川歴史民俗資料館、道の駅きなはい屋などもあり、これらの施設と併せて2時間、3時間滞在されるお客様もおられます。

今後、積極的に近隣施設と連携することで、城川地域の経済効果がさらに高まるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山本英明君。

#### ○9番山本英明君

3年ぶりに開催された地元の産業文化祭、私も行きましたけども、久しぶりに町民の方、町民以外の方も来ていただいてにぎわっておりまして、地元になんげつ根づいているのかなあという感がありますので安心をしておるところです。

次に、オープン以来のイベントや企画展、そして展示会などへの具体的な取組とその成果がありましたら教えていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

展示会、企画展への取組についてお答えいたします。

利用者の増加を図るために、ジオミュージアムでは、テーマを設けた企画展示を定期的に行うこととしております。以前からジオパークに積極的に関わっていただいている愛媛大学の御協力を得て、4月のオープンから7月末までは、西予市内で昨年まで7年間にわたって行われた博物館実習フィールドワークの成果をまとめたポスター展を

開催し、8月から9月末にかけてはジオと昆虫というテーマで企画展を行いました。

また、愛媛大学とジオミュージアムのコラボイベントを3回行っております。8月13日には身近にいる、危険な生き物観察会、8月20日には光に集まる昆虫観察会、10月15日には西予で見つかった化石たちと西予の地質を感じようというテーマで、それぞれ大学生が講師となったイベントを行いました。

さらに、市民ボランティアによる星空観察会や絵本の読み聞かせイベントなども行っていただいております。

また、企画展示を含めたこのようなイベントは、今後も定期的にも実施する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山本英明君。

#### ○9番山本英明君

様々な企画展、イベント等を開催していただいております。非常に安心をしておるところです。

次の質問に移ります。

開館と同時に御寄附をいただいている蝶の標本があると思います。現在では、ワシントン条約で取引が禁止されている種類もあるというふう聞いております。このような非常に学術的にも芸術的にも貴重である標本の活用はできておりますでしょうか、お伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

寄附いただいた蝶の標本活用についてお答えいたします。

山本議員にも標本引取り等で大変御協力をいただきましたが、特定非営利活動法人愛媛昆虫類調査研究機構の支援のもと、今年3月に林俊明氏と野本三男氏が長年収集されました貴重な昆虫標本コレクションの寄贈を受けました。愛媛県や国内の絶滅危惧種約8割を含む標本2万5000点で標本箱366箱にも及ぶ貴重な資料でございます。

今年8月から9月末にかけてジオと昆虫というテーマで今回寄贈いただいたものと東宇和自然史研究会をはじめとする関係者の皆様からお借りし

たものを併せて約2万点の昆虫標本を約3,300人の皆様に御覧いただきました。

なお、当館に寄贈いただいている標本に関しましては、大変な貴重なものでございますので、引き続き当館の企画展で活用させていただくことはもちろん、今後は、愛媛大学や愛媛県総合科学博物館、面河山岳博物館などのように昆虫研究の専門家がおられ、標本に関心を持たれる博物館などがありましたら貸出しを行い、広く県内の皆様に御覧いただくような取組も行っていく必要があるのではないかと考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山本英明君。

#### ○9番山本英明君

非常に貴重な標本だというふうにお伺いしておりますので、今後とも有効に利活用のほどお願いしたらと思っております。

次の質問に移ります。

黒瀬川構造帯や四国カルストなど学習目的での利用状況、そしてまた児童・生徒、学校との関わりはどのようにされておりますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

学習目的での利用状況についてお答えいたします。

8月19日には愛媛県内の理科教員を中心とした愛媛自然科学教室の指導者研修会が約30名の参加で行われ、ジオミュージアムの見学と併せて、近くにありますジュラ紀の化石露頭での観察や穴神鍾乳洞に移動しての野外研修が行われました。

11月5日、6日には、日本洞窟学会がジオミュージアムで開催され、それに先立って11月3日には市民向けの講演会と4日には現地研修会を行っていただきました。羅漢穴や穴神鍾乳洞、蔵貫白石鍾乳洞、中津川のトゥファなどに関する研究報告もあり、市内に存在する地域遺産の価値を再認識することができました。

次に、児童・生徒・各学校とジオミュージアムとの関わりについてお答えいたします。

ジオパークは地質・地形だけでなく、生態系や

人々の営みまでが対象でございます。西予市の魅力を知り、持続的な地域社会をつかっていくためには絶好の教材だと考えていますので、西予市では、ジオパーク認定前からジオパーク活動の中の重要な柱の一つとしてジオパーク学習を位置づけて進めてきました。

昨年度には、今までジオパーク学習として実施してきた出前授業や現地学習をモデルコース化し、四国西予ジオパーク学びのガイドブックとして、市内の小中学校に提供しており、ジオパーク学習に取り組みやすい環境整備を行っております。

さらにこの4月からは、市内にある地域遺産の紹介や岩石、化石標本などを間近で観察することができる四国ジオミュージアムが加わりましたので、当施設と現地でのジオパーク学習を組み合わせることで西予全体を体系的に学ぶことができ、西予市の多様性と魅力を実感できる地域学習ができると思います。

今後、ジオミュージアムの効果的な活用方法をジオパーク推進協議会の教育部会をはじめ、皆様方の御意見をいただきながら、学びのガイドブックに反映させていただき、ジオパーク学習を充実させていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山本英明君。

#### ○9番山本英明君

関連ですが、各学校との連携も非常にとっていただいておりますということなんですけど、学校には、市内、市外を問わず大規模校もあって、今のジオミュージアムの施設では若干人数によっては一度に対応できない場合が出てくるのではないかとというふうに思いますが、そのような場合にはどういうふうに対応しておられますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、50人を超えるような大人数の団体が見学される場合は、ジオミュージアムだけでは展示解説等の対応が難しいというのが正直なところでございます。幸い、ジオミュージ

アムの周辺には、ギャラリーしろかわや城川歴史民俗資料館がありますし、地域組織やジオガイドさんたちの協力を得ることで、比較的近くにある穴神鍾乳洞やジュラ紀の化石露頭などのジオサイト見学も可能でございます。班分けを行い、施設見学や野外学習を入替えながら対応することで解決をしておるところでございます。

一般の団体でありましてもこのような対応が可能となりますので、近隣施設や関係者との連携が重要だと認識しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山本英明君。

#### ○9番山本英明君

今の答弁にもありましたけども、ぜひとも近隣施設との連携をよろしく願いをしたらというふうに思っております。

次に、先ほど部長の答弁にもありましたが、屋外には遊具が設置されておまして、休みの日などたくさんの親子連れが来られて遊んでおられます。非常にほほ笑ましい光景だなどと思いながら私も何度も見かけたんですけども、柵が設置されている部分があるんですけども、外周に植え込みがあります。その植え込みの上の部分は葉が茂って枝が伸びてもう詰まっているんですけども、下の幹の部分と幹の部分の間が非常に隙間があって、私が行っているときにかくれんぼをしている、追いかけてっこをしている子どもたちがいましたので、ここは危ないからちょっと向こうに出なさいよというふうに、そこで座って見ていたときもあったんですけども、誰かがその幹と幹の間から転げてしまうと下が非常に高いので、下がコンクリートなので危ないなというふうに私思いました。部長、それから各職員の方々も目視されているとは思いますが、そういうふうな安全対策等は考えておられますか、お伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

施設内外の安全性についてお答えいたします。

議員から御指摘がありました場所は、ジオミュージアムの南側にあります屋外芝生広場の外周に

あたります。その外側には道路や水路があり、広場の高低差も最も高いところで擁壁が約3メートル、その上の法面の部分が1メートルほどあります。延長約36メートルで、旧城川町時代からサザンカが50本ほど植栽されております。

議員がおっしゃりますようにサザンカの植え込みの隙間から子どもが下に落ちると大変危険でございます。現在は、植え込みの隙間にロープを張り応急的な対策をして行っております。先ほども答弁しましたが、屋外広場、園児たちの利用も多いことから、できるだけ早く安全対策を講じるよう検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山本英明君。

#### ○9番山本英明君

今の時代ですので、本当に何が起こるか分からないというふうに思います。事故が起こってからでは遅いので、ぜひとも子どもたちの安全のため、大人も含めてですけども、早急な対応をよろしくお願いしたらというふうに思います。

今ほどずっと答弁をいただきましたけども、開館から9カ月というジオミュージアムの期間、短い期間ではありますけども、これまでの開館以来9カ月の感触として市長が開館の前から言われておりましたにない棒としての手応え、そして今後の展望についてはどのような感じをお持ちでしょうか、お伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

開館してからこれまでの手応えと今後の展望についてお答えいたします。

西予市は平成25年のジオパーク認定から来年で10年目を迎えます。西予市内の各地域には魅力ある自然や文化、人々の暮らしがあります。これらを持続可能な地域社会づくりに結びつけるためには、西予市に住む皆さんが、ジオパークといった視点を通じて自分の地域をよく知り、西予市に誇りを持ち好きになってもらうことが重要だと考えております。

西予市の地域遺産を大切に守りながら、教育や

観光に生かすことがジオの恵みである農林水産物を生産し、加工や販売につなげるための産業振興も欠かすことはできません。人づくりや健康づくり、頻発する自然災害から身を守ることも地域社会を維持していくために必要不可欠でございます。

4月にオープンしましたジオミュージアムは、四国西予ジオパークの拠点施設と位置づけており、西予市が持つ多様な魅力を市民の皆様に感じていただきやすい展示となっております。これまで、市内各地域から子どもたちや市民の皆さんが訪れていただいています。学校や団体によって構成年齢やお住まいの地域、滞在時間などに違いがありますし、子どもたちが持っている興味も様々でございます。ジオミュージアムには専門の職員を配置しておりますので、市内、市外に限らず、希望される団体にはいつでも館内の展示解説を行うようにしております。

これからもジオミュージアムをより楽しんでいただくために、提示内容や解説方法などにも変化を持たせながら、市民の皆様にご満足いただけるような運営に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山本英明君。

#### ○9番山本英明君

今後とも四国西予ジオパークの拠点施設としてのジオミュージアムの活用、位置づけをよろしく願いをして、次の質問に移りたいと思います。

次に、四国西予ジオミュージアムを起点とした観光と物産についてお伺いをします。

今までジオミュージアムを中心とした学習面での質問をしてきました。

ちょっと視点を変えまして、ミュージアムを拠点とした観光面での道の駅きなはい屋、そしてギャラリーしろかわ、民俗資料館、宝泉坊ロッジなどとの具体的な関わりはいかがでしょうか、お伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

ジオミュージアムの観光面での地域の他施設との関わりについてお答えいたします。

ジオミュージアムですが、地域の他施設としまして、先ほどからも答弁させていただきましたが、ギャラリーしろかわ及び城川歴史民俗資料館が近隣施設としてございます。近隣施設への施設整備による相乗効果を図るため、現在、経済振興課において3館共通チケットの販売を計画しており、一体的な運用やイベント等を行うことでより一層の観光客の誘致を図っていきけるよう考えております。

また、道の駅きはなは屋しろかわは四国西予ジオパーク応援店に登録いただいております、パンフレットやポスター等を配置していただくとともにガイドブックの販売等も行っております。ほかにも、宝泉坊ロッジにおいても同様にパンフレット等を設置していただくとともに、先日、ジオミュージアムで開催されました日本洞窟学会西予市大会においても宿泊等に関して御協力をいただいたと聞いておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山本英明君。

#### ○9番山本英明君

今、新しいアイデアを、3館共通チケットというふうな言葉がありましたけども、それは具体的にはいつ頃からやろうかなというお考えがあるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

お答えいたします。

今年度中に条例改正を予定しております。来年4月から運用開始としておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山本英明君。

#### ○9番山本英明君

近隣施設を利活用した非常に有効なアイデアだと思いますので、ぜひとも早急な導入をよろしくお願ひしたいと思います。楽しみにしておきます。

次に、市長が広報4月号の紙面で、今後は観光、物産に力を入れると明言をされておりました。ま

た、西予にはおいしい食べ物や様々な体験メニュー、美しい景色があるとも広報誌で述べられておられます。

ジオミュージアムの開館後の学術的な活用以外のことで観光面、物産面での取組と今後の展望はいかがでしょうか、お伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

観光面、物産面での取組と展望についてお答えいたします。

ジオミュージアムでは、西予市内の各ジオサイト及び施設の橋渡しを行うことで、周辺地域と相互作用をもたらす施設を目指しており、ジオミュージアムを含めた市内観光物産施設等を組合せた旅行商品の造成を進めるとともに、販売を進めております。

また、先日はえひめ南予きずな博のイベントの一つとして、ジオミュージアムで西予ジオの恵みガーデンBBQを開催しており、多くの方に西予市のおいしい食べ物をPRすることができました。

今後とも、ジオミュージアムという拠点をうまく生かしながら西予市の各種観光・物産等をPRし、より魅力的な西予を発信していく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山本英明君。

#### ○9番山本英明君

ありがとうございます。

次に、ジオの至宝を含めて、西予市のおいしいもの、それから様々な体験メニュー、美しい景色・風景、そのようなものを今までどのような手段で、西予市内外、愛媛県内外へ発信しておられますか。また、その反響はどのようにとらえておられますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

今年度、旅行業の免許を所有しております西予市観光物産協会にモニターツアー作成を委託して

おり、魅力的なツアー商品の作成を実施していただいておりますが、コロナウイルスの影響により、1回目のツアーには人が集まらず、2回目のツアーは募集そのものができずに終了しているところがございます。2月に3回目のモニターツアーを計画しているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山本英明君。

#### ○9番山本英明君

重ねてジオミュージアムのPRの状況についてお伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

ジオミュージアムのPRにつきましては、現在、高速道路サービスエリアでの広告や有名旅行誌への掲載を計画・実施しており、これからも県内外に情報発信を進めていく考えでございます。

また、夏休みに県内の全小中学校生徒及び幼稚園・保育園児に対して、ジオミュージアムと市内の体験活動を持つ各施設を取り上げることを計画し、シルク博物館、旧武蔵、開明学校、ギャラリーしろかわの各施設とともにPRを行い、多くの方にお越しいただきました。

今後とも、ジオミュージアムと近隣はもとより、市内施設と一緒にPR等を実施するとともに、先ほどの答弁でもお話しさせていただきました市内観光・物産施設等を組合せた旅行商品の中に、西予市のおいしい食べ物を盛り込んでいけるよう計画しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山本英明君。

#### ○9番山本英明君

今の答弁の中にありました、夏休みなどでの広告の効果はありましたでしょうか、お伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

夏休みの広告の効果についてお答えいたします。

学校等を通じて愛媛県内の小中学生及び幼稚園・保育園児に約16万部配布しております夏休みイベントガイドという冊子に掲載しており、アンケートの結果では、愛媛県南予では南レクジャンボプールに次ぐ4番目の行き先の回答数となっております。回答数というのは、夏休みイベントガイド冊子内の5カ所を巡った方は、様々な景品が当たるアンケートつきはがきを出すことができ、そちらのアンケート内の行った場所の欄でございました。回答数101件、冊子は子どもだけに配布しているため、連れてこられた両親等や景品の申込みをしていない方も合わせますと相当数の方がお越しいただけたと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山本英明君。

#### ○9番山本英明君

今までジオミュージアム開館後の学習面、観光面、物産面とお答えをいただきました。

視点を変えて、経済効果ということを考えてみたいと思います。経済効果を考えると、管市長のお気持ちの中には、ややもう少しかなというところもあるのではないかと拝察をいたしますが、経済効果についてはどのように感じておられますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

ジオミュージアムの開館後の経済効果についてお答えいたします。

ジオミュージアムが開館して7カ月を経過したところでございますが、期間が短いことと新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、現時点での具体的な経済効果をお示しすることは難しい状況にあります。

ただ、四国西予ジオミュージアムの取組といたしまして、4月23日に開館して約3万1000人の方に御来館いただいております、博物館を訪問する方々が博物館やその周辺で消費を行っていただけるよう、ジオミュージアム内のジオクエストをク

リアした方へのクーポンの配布や応援店の紹介、各種チラシ等でPRを実施しております。

今後のより一層の経済波及効果を図るためにも、周辺施設との一体的なイベントやPR、魅力的な企画を行い、入館者の増加を図るとともにその他の産業に効果を波及していけるようパッケージ化や観光物産協会等との連携を進めていくことを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山本英明君。

#### ○9番山本英明君

ぜひとも観光物産協会などとの連携を図っていただき、経済効果の面でも成績が上がっていくような取組をしていただいたらというふうに思っております。

次に、所管課が経済振興課になっております。この所管替えをした当初の目的は達成されつつあるというふうにお感じでしょうか、お伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

お答えいたします。

今年度4月より、四国西予ジオミュージアムを含めたジオパーク推進室は経済振興課で所管しており、経済振興課においてこれまで所管しております観光振興係、産業創出係、商工振興係との横のつながりや情報のすり合わせにより、効果的な観光・物産PRを実施しております。

また、来年度予算に関しても、重複している部分に関しましては、一緒に実施を図ることで費用対効果を高めることを計画しております。

今後、ジオミュージアムを核とした西予市の観光ツアーの造成や物産のPR等を進め、より一層西予市の経済効果を発揮していけるよう考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山本英明君。

#### ○9番山本英明君

続いて、所管課を変えられた経済振興課、そして、ジオミュージアム、城川支所との連携を具体的にどのように図っておられるかをお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

#### ○管家市長

ただいま山本議員から御質問のありましたジオミュージアム、経済振興課、城川支所との連携についてでございますが、ジオミュージアムの落成式やオープニングイベントに際しまして、所管である経済振興課はもちろんでありますが、多くの城川支所職員も連携して、そのほかにもミュージアム等のイベント等には連携を強化して、今実践をしているところであります。

先日行われました第53回奥伊予ふるさと祭りにおいては、ジオミュージアムを主会場の一つとして職員をはじめ、多くの皆様の御協力で盛会に行うことができました。

今後も各課の連携を密にして連携し合うことで、各種イベントに対応をしていけるよう横のつながりを深めていきたいと考えております。

城川支所、そして、経済振興課、ジオミュージアムが他の課も巻き込むような力をつけていくと考えておりますので、これをより一層力強いものにしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山本英明君。

#### ○9番山本英明君

関連してですが、来年の4月からは、各支所も4課体制から2課体制になり、各地域活動センターがオープンし、大きな機構改革も予想される所でございます。

このような人事面等も含めまして、今後の展望や秘策がおありなんでしょうか、お伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

#### ○管家市長

今までの答弁と重なる部分もあると思いますが、地域の他の施設として、ギャラリーしろかわ及び城川歴史民俗資料館が近隣で施設としてございます。相乗効果を図るため、現在、経済振興課において3館共通チケットの販売を計画しており、一体的な運用やイベントなどを行うことでより一層の観光客の誘致を図っていけるよう考えております。

また、今年度は本庁で主にジオパーク推進業務を担当し、ミュージアムでは館の企画運営と四国西予ジオパークの資源や資料の収集、保管、研究を行っておりますが、ジオパーク推進業務を本庁から城川支所内に変更を予定しております。ジオパーク推進室が、ジオミュージアム、そしてギャラリーしろかわ、城川歴史民俗資料館を総括して一体的な対応ができる、そういう人的なことも含めて体制を考えておりますし、そのことが、ただジオミュージアム近辺の施設だけではなく、城川には先ほど議員も言われましたクアテルメ宝泉坊もありますし、龍澤寺、そして穴神といろいろなものがございます。そこらあたりとの連携ができて西予市内で滞在していただく時間がある程度確保でき、そこによって経済活動も深まる、また、そのことがただ城川だけではなく市内全域に、あの近くであれば西予市で一番の観光地であります大野ヶ原もそう時間はかかりませんし、土居家もありますし、野村のシルク博物館もありますし、そしてまたこの宇和の重伝建や明浜・三瓶の海へと広がるような、そういうような入り口としての機能を今後、来年をスタートとして充実していきたいと考えている次第でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山本英明君。

#### ○9番山本英明君

市長自らの御答弁誠にありがとうございました。人事面の一端も若干かいま見れるような部分をちょっと感じることができました。今後ともよろしく願いいたします。非常に期待をしております。

続きに、ありがとうサービスとジオミュージアムとの関連についてお尋ねをします。

3年前に市が所有する指定管理施設である第三セクター及び指定管理施設の運営や今後の方向性

等について調査研究することを目的に、指定管理施設検討委員会が設置されました。そこで様々な調査研究がなされ、研究報告がされました。この時を同じくして、ありがとうサービスに、これまで指定管理施設の幾つかを無償譲渡して10年間の経営維持が可能となって現在に至っておるといふふうに思っております。

ありがとうサービスが経営参入してもらってからの各施設の経営状況はいかななものでしょうかお伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

和氣産業部長。

#### ○和氣産業部長

経営継続してからの各施設の経営状況についてお答えいたします。

クアテルメ宝泉坊、宝泉坊ロッジ、ほわいとファーム、游の里の4施設につきましては、施設の経営改善及び民間事業者の企画力やノウハウを活用し、地域経済の活性化と交流人口の拡大を図るため、令和2年4月1日をもって株式会社ありがとうサービスに施設を無償貸与及び無償譲渡し、同法人に運営いただいているところでございます。譲渡後の経営状況につきましては、法人から聞き取りしたところでございますが、コロナ禍の影響、また、エネルギー価格や原材料価格等の高騰の影響を受け、各施設におきましては、令和2年度以降、厳しい経営状況が続いているということを伺っております。

市といたしましても令和元年度補正予算において議決いただきました民間譲渡施設修繕等負担金を支出しておりますので、引き続き、同法人の経営状況については情報収集に努めるとともに、連携して地域経済の活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山本英明君。

#### ○9番山本英明君

次に、特にジオミュージアム開館後の地域のすぐ近所の施設であります城川宝泉坊ロッジ、クアテルメ宝泉坊との関連での集客の状況の手応えはいかがでしょうか、お伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

和氣産業部長。

**○和氣産業部長**

ジオミュージアム開館後の宝泉坊ロッジ等との関連での集客具合についてお答えいたします。

ジオミュージアム開館後の各施設、ありがとうございます。サービス管理施設への集客の影響でございますが、開館から7カ月を経過したところでありますが、期間が短いことから、施設利用者の増加等の影響について、現時点で具体的な数字をお示しすることは難しいと聞いております。現在のジオミュージアムの集客状況も踏まえ、各施設、連携した集客の取組を進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

山本英明君。

**○9番山本英明君**

重複する質問になるかもしれませんが、3年前にこのような改革をなされました。その改革がなされてからの効果はいかがでしょうか。また、今後、西予市としての関わり方をどのようにされていくような展望がありますか、お伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

和氣産業部長。

**○和氣産業部長**

経営移譲での改革後の効果についてお答えいたします。

先ほども御説明申し上げたとおり、民間譲渡等に至った目的は、施設の経営改善及び民間事業者の企画力やノウハウを活用し、地域経済の活性化と交流人口の拡大を図るためでございますが、従来より市が負担していた指定管理委託料が不要となったことで、市の財政健全化につながっているものと考えております。さらに、令和2年6月以降、20名を超える職員が新たに雇用され、現在も継続して勤務されていると伺っております。地域雇用の面においても民間譲渡の効果が上がっていると考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

山本英明君。

**○9番山本英明君**

経営移譲から3年間が経過しましたが、ジオミュージアムの開館とあわせて、今後なおさらの宝泉坊ロッジ、宝泉坊温泉との連携集客を進めていただいて、活力ある西予市を目指していただきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、ジオミュージアムが今後ますます様々な活動でアピールしながら、西予ジオパークの拠点施設になり、地域からも西予市内外からもいろんな人々からも愛され続ける施設になっていただくこと、また、経営移譲をしている游の里健康センター、ほわいとファーム、クアテルメ宝泉坊、宝泉坊ロッジが長く経営維持されることを御祈念申し上げたいと思います。

私の一般質問はここで終わろうと思うんですけども、先ほど中村議員の質問の中で、和氣部長が早口でしゃべられた非常に大事なアピールポイントがあったような気がします。

まだ時間がありますので、もし構わなければ、和氣部長、先ほどクーポン券が使って西予市の集客ができますよという、質問にはないんですけども、もう1回ゆっくり言っていただければありがたいかなというふうに思っておりますがいかがでしょうか。これで私の…。

**○小玉議長**

山本議員に申し上げます。通告事項にございませんので発言はありません。

以上です。

**○9番山本英明君**

以上で私の質問を終わります。

**○小玉議長**

以上で一般質問を終結といたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午後0時03分）

**○小玉議長**

再開いたします。（再開 午後1時00分）

ただいまから議案順に質疑を行います。

（日程2）

**○小玉議長**

日程第2、議案第105号「野村中学校外壁改修工事変更請負契約について」から議案第109号「西予市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について」までの5件を一括議題といたします。

これより本案5件に対する一括質疑を行います。  
質疑の通告がありますので発言を許可します。

15番二宮一朗君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

二宮一朗君。

**○15番二宮一朗君**

それでは、議案第106号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定について」質問をさせていただきます。

条例文の中身を見ておりますと、第13条に「センターの運営を適正かつ円滑に行うため、西予市地域づくり活動センター運営委員会を置くことができる。」とあり、第2項には「定数15人以内とする。」、第3項には「市長が委嘱又は任命する。」と規定をされております。

前の第3条においては、センターの業務の一つとして、地域における自主的な地域づくり活動の支援に関することということが規定をされておりますけれども、その運営委員会委員についてですけれども、市長からの委嘱ではなくて、センター長からの委嘱にしたほうがより自主的に発展するというふうに私は考えるんですけれどもお考えをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

宇都宮政策企画部長。

**○宇都宮政策企画部長**

御質問をいただきました条例案第13条に規定する西予市地域づくり活動センター運営委員会についてお答えをいたします。

まず、この運営委員会は、27の地域づくり活動センターごとに設置ができる組織であります。委員は15名以内の多様な世代から構成することとし、委員会において様々な御意見をいただくことで、センター運営に地域の声を反映させるという目的がございます。

地域づくり活動センター推進計画におきましては、センター機能の人づくり学びの場の取組といたしまして、事業の企画実施審議機関として、現在地区公民館に設置してあります公民館運営審議会に変わり、センターで行う社会教育事業やセンター運営について指導・助言できる審議機関を新たに設置できるものと明記をしております。

地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3の規定に基づき、執行機関の附属機関として設置する必要があると考え今回設置をするものであります。

したがいまして、御質問をいただきました運営委員会の委嘱については、市の附属機関であるため、任命者は市長となります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

二宮一朗君。

**○15番二宮一朗君**

ありがとうございます。

今の御答弁で、任命者が市長なので市長が委嘱をするというふうなことについては理解できます。

ただ、センター長の権限としてですね、運営委員会の人数とか、その人選とか、それについては、活動センター27ありますけれども、状況がそれぞれ違うわけですよね。今回この活動センターを置くということは、小規模多機能自治、小規模多機能自治は協働というのが一つの大きな意味があるわけですよ。そういうことを考えると、その協働には市民一人ひとりの力を発揮する仕組みというふうにあります。そういうことを考えたら、条例が必要なのは僕も分かりますけれども、運用を柔軟にするほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、その考えをちょっとお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

宇都宮政策企画部長。

**○宇都宮政策企画部長**

お答えをいたします。

まず、センター長の任用と身分について説明させていただきます。

現在各地域において地域づくり活動センターの設置検討委員会が組織をされ、センター設置に向けた様々な検討がなされ、センター長の業務についても様々な御意見等を伺っております。

今回センターの設置条例が可決されましたら、各地域のセンター設置検討委員会にセンター長の推薦について依頼をさせていただく考えであります。推薦を受けまして、市の会計年度任用職員として、まず任用することとなります。

次に、センター長の権限といたしましては、地域づくり活動センター推進計画に記載をされています休館日の変更のほか、センター運営に関することについては、センター長の権限といたしまして業務が行えるように、センター条例施行規則に盛り込むように現在検討を進めております。

二宮議員から提案のありました人数とか人選につきましては、センター長と地域との話合いで決定していただくことを想定しており、センター長から運営委員会へセンター運営について諮問し、運営委員会で御意見をいただくこととしております。各地域づくり活動センターでは、運営委員会の御意見をもとに、それぞれの地域の特色を生かした地域の自主的な活動の発展につながるよう運営してまいりたいと考えておりますので、権限として明記するよりは、運用の中で十分に対応できるよう各地域のセンター設置検討委員会においても説明をしております。

以上、答弁といたします。

#### ○小玉議長

ただいま議題となっております議案第 106 号は関係各常任委員会へ、議案第 105 号及び議案第 107 号から議案第 109 号までの 4 件は総務常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程 3)

#### ○小玉議長

次に、日程第 3、議案第 110 号「西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について」から議案第 136 号「西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について」までの 27 件を一括議題といたします。

これより本案 27 件に対する一括質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

18 番酒井宇之吉君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

酒井宇之吉君。

#### ○18 番酒井宇之吉君

今回提出されました使用料金に関する条例改正でございますけれども、27 議案、来年の令和 4 月 1 日から施行されるわけでございますけれども、先般、四国電力が料金改定を申請いたしております

すが、4 月 1 日からの料金改定は、4 月からの値上げも換算しているのかどうかをお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

山住総務部長。

#### ○山住総務部長

今ほどの酒井議員からの御質問にお答えをいたします。

今回の使用料の見直しにつきましては、提案理由説明の中でも申し上げましたように、受益と負担の公平性を確保するためにその積算根拠を明確化し、市民や受益者、利用者の方から理解が得られる合理的な料金設定へと見直すことを主たる目的といたしております。

その積算方法といたしましては、基本的な考え方としてでございますが、年間の管理運営経費を施設の面積、また、その稼働日数で、稼働時間で割ったものを 1 時間当たりの単価として算出し、具体的な部屋の面積でありますとか、さらには公的な負担の割合を乗じたもので設定をしたものとなっております。

この見直しを行った時期でございますけれども、施設の運営経費の点におきましては現在ほどの電気料高騰が生じていなかったこともあり、現状また、来年度から予定をされております電気料の変動までは加味していない状況でございます。

また、今般電気料高騰が続いておりますけれども、今後どのようになるか不透明なところもございます。一時的な状況を持ちまして料金に反映させるということも行政としては控えるというか慎重に判断すべきものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

酒井宇之吉君。

#### ○18 番酒井宇之吉君

一時的な状況をもって料金を判断するのは控えるべきではないかという答弁でございますけれども、これが決まりますとなかなか運営も難しくなるんですけれども、この使用料について上がった場合はどのようにするんかちょっとそこら辺をお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

山住総務部長。

**○山住総務部長**

電気料が上がった場合ということであるかと思えますけども、この使用料につきましては、3年から5年をめぐりに見直す方針でございます。その間、電気料が現在のように高い水準で推移をしているといった現状がございましたら、当然に料金への反映を考えていかなければならないと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

酒井宇之吉君。

**○18 番酒井宇之吉君**

3年から5年で見直すということでしたら、最初の来年の4月1日から上がった場合は、3年たないと見直さないということですか。それとも臨機応変に1年目でも高騰して、やれない場合については見直すのか。それとも3年から5年の間、不足分は市のほうで補填金として出すのか。3年から5年で見直すということが答弁でありましたので、再度お聞きをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

山住総務部長。

**○山住総務部長**

使用料に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、3年から5年をめぐりに見直すことといたしておりますが、ただそうは言いましても電気料が非常に高い金額に設定をされて、今後の見直しにつきましても当然それが続くといったことが早い段階で分かれば見直しを行うタイミングにもなるかと思えます。その辺りは、その時々々の状況も加味しながら、また、将来的な予測も立てた上で対応してまいりたいと思えます。

以上でございます。

〔「許可願えますか」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

すいません2回されましたので、申し訳ございません、発言できません。

ただいま議題となっております議案第110号から議案第115号まで、議案第121号及び議案第130号から議案第136号までの14件は総務常任

委員会へ、議案第116号から議案第120号までの5件は厚生常任委員会へ、議案第122号から議案第129号までの8件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程4)

**○小玉議長**

次に、日程第4、議案第137号「西予市農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について」から議案第157号「令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」までの21件を一括議題といたします。

これより本案21件に対する一括質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

15番二宮一朗君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

二宮一朗君。

**○15 番二宮一朗君**

許可をいただきましたので質問させていただきます。

議案第140号「西予市野村少年自然の家条例を廃止する条例制定について」ですけれども、この野村少年自然の家は、議案説明によると平成21年から休止をされておるということで、老朽化により今回廃止をするという御説明でありました。

休止以後、その施設の代わりをどのように行っていたのかということと、また西予市らしい自然を生かした体験施設というものが新たにできないものかなというふうな、私の希望ですけれども、思って質問をさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○小玉議長**

宇都宮教育部長。

**○宇都宮教育部長**

ただいまの質疑に対してですけれども、野村少年自然の家ですけれども、先ほどありましたように、平成21年度以降受入れを休止しておりました。その後、市内の小・中学校においては、交通の利便性等を踏まえまして、大洲市にあります国立大洲青少年交流の家を活用しての野外活動を行って

きました。

西予市らしい体験施設というようなことでの御意見でありますけれども、昨年度と今年度であります。市内明浜町のキャンプ場、きゃんぱを利用して野外活動を行った学校があります。シーカヤックや釣り体験など、海を利用した有意義な活動ができたとの報告がありました。

しかし、利用時期が限定されることや、荒天時を含め活動プログラムの充実が必要であることなどをはじめ、課題が多いという現状もございます。野外活動で市内の施設を活用していく場合、指導員の配置など十分な受入体制の整備が必須事項になりますので、当面は国立大洲青少年交流の家ときゃんぱを含め、現存する施設において対応可能な範囲で実施したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

二宮一朗君。

#### ○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

想定内の御答弁でございましたけれども、先ほども言いましたように、ちょっと希望的観測で質問をさせていただきますが、市内にある体験施設、先ほど答弁にあったきゃんぱもそうですけれども、最近森林組合が明間で運用されてるキャンプ施設、山の中のね、そういう施設とか、またそういうのが西予市には現在あります。そして、キャンプとかワーケーションとか、そしてサバイバルとかというのが今ブームとしてあるように思っております。こういう屋外での体験学習というのは、子どもにとって、将来の人間形成に大きく影響するのではないかと私は思っております。

今答弁にありました、学校だけで運営が難しいというのであれば、地域であるとか、この行政全体でバックアップできるような西予ワンチームで、そういうふうなことをしてでもですね、何かそういうことを体験させてあげたいなというふうに私自身は思っております。ぜひ今後の検討の一つに入れていただけたらと思うんですがよろしく願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮教育部長。

#### ○宇都宮教育部長

市内には、今ほど御提案いただきましたように、様々な施設があります。そのほかにも多くの施設もあるかと考えております。また、郷土愛を育むふるさと教育の面から考えましても、市内の施設を活用するということは意味あるものであらうと考えております。

そういうことですので、どのような形であれば対応可能となるのか、今後検討を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○小玉議長

ただいま議題となっております議案第139号及び議案第151号の2件は関係各常任委員会へ、議案第140号は総務常任委員会へ、議案第138号、議案第141号、議案第152号、議案第156号及び議案第157号の5件は厚生常任委員会へ、議案第137号、議案第142号から議案第150号まで及び議案第153号から議案第155号までの13件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程5)

#### ○小玉議長

次に、日程第5、議案第158号「CATV整備事業 城川サブセンター整備工事変更請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○小玉議長

宇都宮政策企画部長。

#### ○宇都宮政策企画部長

議案第158号「CATV整備事業 城川サブセンター整備工事変更請負契約について」提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、城川サブセンターの放送通信機器を整備、更新するため、令和4年第3回定例会において議決をいただき、請負金額1億7143万5000円で三徳電機株式会社と契約を締結し、令和5年5月31日の完成に向け工事を進めているところでございます。

今回、放送通信機器の選定、工事箇所の機器設置、撤去方法の確認及び今後の運用などの詳細について精査をいたしましたところ、空調機器の仕様及びその附帯工事を見直し、また、発電機からの電力を変換する機器の設置及びその附帯工事が

必要となったことから、工事請負費 334 万 3000 円を増額し、請負金額を 1 億 7477 万 8000 円とする工事請負変更仮契約を、去る令和 4 年 12 月 1 日に三徳電機株式会社 代表取締役木下裕介氏と締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**○小玉議長**

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

**○小玉議長**

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第 158 号は総務常任委員会へ付託いたします。

(日程 6)

**○小玉議長**

次に、日程第 6、請願第 2 号「学校給食の無償化を求める請願」及び請願第 3 号「西予市内の事業者から購入を求める請願書」の 2 件を一括議題といたします。

請願 2 件の詳細につきましては、お手元のタブレットに配信しております請願文書表を御参照ください。

ただいま議題となっております請願 2 件については総務常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会においては、各議案及び請願について十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

12 月 16 日は午後 2 時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1 時 25 分

第 5 日

12 月 16 日 (金曜日)

令和4年第4回西予市議会定例会会議録（第5号）

- |                  |                        |                       |         |
|------------------|------------------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日     | 令和4年12月16日             | 監 査 委 員               | 正 司 哲 浩 |
| 1. 招 集 の 場 所     | 西予市議会議場                | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |         |
| 1. 開 議           | 令和4年12月16日<br>午後 2時00分 | 事 務 局 長               | 富 永 誠   |
| 1. 閉 会           | 令和4年12月16日<br>午後 3時51分 | 事 務 局 次 長             | 瀧 川 健 二 |
| 1. 出 席 議 員       |                        | 1. 議 事 日 程            | 別紙のとおり  |
| 1 番              | 和 氣 数 男                | 1. 会 議 に 付 し た 事 件    | 別紙のとおり  |
| 3 番              | 信 宮 徹 也                | 1. 会 議 の 経 過          | 別紙のとおり  |
| 4 番              | 宇都宮 俊 文                |                       |         |
| 5 番              | 加 藤 美 香                |                       |         |
| 6 番              | 中 村 一 雅                |                       |         |
| 7 番              | 河 野 清 一                |                       |         |
| 8 番              | 佐 藤 恒 夫                |                       |         |
| 9 番              | 山 本 英 明                |                       |         |
| 10 番             | 竹 崎 幸 仁                |                       |         |
| 12 番             | 源 正 樹                  |                       |         |
| 14 番             | 中 村 敬 治                |                       |         |
| 15 番             | 二 宮 一 朗                |                       |         |
| 17 番             | 森 川 一 義                |                       |         |
| 18 番             | 酒 井 宇之吉                |                       |         |
| 1. 欠 席 議 員       |                        |                       |         |
| 2 番              | 宇都宮 久見子                |                       |         |
| 11 番             | 小 玉 忠 重                |                       |         |
| 13 番             | 井 関 陽 一                |                       |         |
| 16 番             | 兵 頭 学                  |                       |         |
| 1. 地方自治法第121条により |                        |                       |         |
| 説明のため出席した者の職氏名   |                        |                       |         |
| 副 市 長            | 酒 井 信 也                |                       |         |
| 教 育 長            | 松 川 伸 二                |                       |         |
| 総 務 部 長          | 山 住 哲 司                |                       |         |
| 政策企画部長           | 宇都宮 明 彦                |                       |         |
| 産 業 部 長          | 和 氣 岩 男                |                       |         |
| 建 設 部 長          | 三 瀬 計 浩                |                       |         |
| 医療介護部長           | 藤 井 兼 人                |                       |         |
| 会 計 管 理 者        | 三 瀬 功                  |                       |         |
| 消防本部消防長          | 酒 井 広 一                |                       |         |
| 教 育 部 長          | 宇都宮 裕                  |                       |         |
| 明 浜 支 所 長        | 上 中 保 博                |                       |         |
| 城 川 支 所 長        | 藤 川 忠 男                |                       |         |
| 三 瓶 支 所 長        | 片 山 勇 一                |                       |         |
| 総 務 課 長          | 兵 頭 章 夫                |                       |         |
| 財 政 課 長          | 安 岡 克 敏                |                       |         |

議 事 日 程

- |           |   |         |   |
|-----------|---|---------|---|
| 1 議案第105号 | 野村中学校外壁改修工事変更請負契約について                     | 議案第120号 | 西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について                |
| 議案第106号   | 西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定について         | 議案第121号 | 西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について      |
| 議案第107号   | 西予市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定について | 議案第122号 | 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について               |
| 議案第108号   | 西予市債権管理条例制定について                           | 議案第123号 | 西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について             |
| 議案第109号   | 西予市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について        | 議案第124号 | 西予市大野ヶ原育成牧場条例の一部を改正する条例制定について             |
| 議案第110号   | 西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について            | 議案第125号 | 西予市野村シルク博物館条例の一部を改正する条例制定について             |
| 議案第111号   | 西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について                  | 議案第126号 | 西予市城川緑地休養施設条例の一部を改正する条例制定について             |
| 議案第112号   | 西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について                 | 議案第127号 | 西予市城川みどりの交流館条例の一部を改正する条例制定について            |
| 議案第113号   | 西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について         | 議案第128号 | 西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について            |
| 議案第114号   | 西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について  | 議案第129号 | 四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第115号   | 西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について                | 議案第130号 | 西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について             |
| 議案第116号   | 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について                  | 議案第131号 | 西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について                 |
| 議案第117号   | 西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について     | 議案第132号 | 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について               |
| 議案第118号   | 西予市明浜健康管理センター条例の一部を改正する条例制定について           | 議案第133号 | 西予市市民憩の家条例の一部を改正する条例制定について                |
| 議案第119号   | 西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について             |         |   |

議案第134号	西予市ふれあいの森林施設 条例の一部を改正する条例 制定について	議案第150号	西予市みかめ本館の指定管 理者の指定について
議案第135号	西予市乙亥の里条例の一部 を改正する条例制定につい て	議案第151号	令和4年度西予市一般会計 補正予算(第8号)
議案第136号	西予市俵津文楽会館条例の 一部を改正する条例制定に ついて	議案第152号	令和4年度西予市国民健康 保険特別会計補正予算(第 2号)
議案第137号	西予市農業集落排水事業に 地方公営企業法の財務規定 等を適用することに伴う関 係条例の整備に関する条例 制定について	議案第153号	令和4年度西予市農業集落 排水事業特別会計補正予算 (第2号)
議案第138号	西予市子ども医療費助成条 例の一部を改正する条例制 定について	議案第154号	令和4年度西予市水道事業 会計補正予算(第2号)
議案第139号	西予市城川文書館設置条例 の一部を改正する等の条例 制定について	議案第155号	令和4年度西予市公共下水 道事業会計補正予算(第2 号)
議案第140号	西予市野村少年自然の家条 例を廃止する条例制定につ いて	議案第156号	令和4年度西予市病院事業 会計補正予算(第1号)
議案第141号	西予市介護予防施設条例を 廃止する条例制定について	議案第157号	令和4年度西予市野村介護 老人保健施設事業会計補正 予算(第1号)
議案第142号	西予市宇和文化の里施設の 指定管理者の指定について	議案第158号	C A T V整備事業 城川サ ブセンター整備工事変更請 負契約について
議案第143号	宇和米博物館(旧宇和町小 学校)の指定管理者の指定 について	請願第 2号	学校給食の無償化を求める 請願
議案第144号	西予市獣肉処理加工施設の 指定管理者の指定について	請願第 3号	西予市内の事業者から購入 を求める請願書
議案第145号	西予市大野ヶ原育成牧場の 指定管理者の指定について	2 議案第159号	西予市職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例 制定について
議案第146号	西予市明浜柑橘加工施設の 指定管理者の指定について	議案第160号	西予市特別職の職員で常勤 のものの給与等に関する条 例の一部を改正する条例制 定について
議案第147号	西予市明浜観光交流拠点施 設の指定管理者の指定につ いて	議案第161号	西予市議会議員の議員報酬 及び費用弁償等に関する条 例の一部を改正する条例制 定について
議案第148号	西予市野村茅葺き民家交流 館の指定管理者の指定につ いて	議案第162号	西予市会計年度任用職員の 給与及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例 制定について
議案第149号	西予市みかめ海の駅の指定 管理者の指定について	議案第163号	西予市一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一

部を改正する条例制定について

- 3 議案第164号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第9号)
- 4 議案第165号 令和4年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第166号 令和4年度西予市水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第167号 令和4年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 5 議員派遣の件について

	本日の会議に付した事件		定について
1	議案第105号 野村中学校外壁改修工事変更請負契約について	議案第120号	西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について
	議案第106号 西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定について	議案第121号	西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
	議案第107号 西予市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定について	議案第122号	西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について
	議案第108号 西予市債権管理条例制定について	議案第123号	西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について
	議案第109号 西予市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について	議案第124号	西予市大野ヶ原育成牧場条例の一部を改正する条例制定について
	議案第110号 西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について	議案第125号	西予市野村シルク博物館条例の一部を改正する条例制定について
	議案第111号 西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について	議案第126号	西予市城川緑地休養施設条例の一部を改正する条例制定について
	議案第112号 西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について	議案第127号	西予市城川みどりの交流館条例の一部を改正する条例制定について
	議案第113号 西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第128号	西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について
	議案第114号 西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について	議案第129号	四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第115号 西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について	議案第130号	西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について
	議案第116号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について	議案第131号	西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について
	議案第117号 西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	議案第132号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
	議案第118号 西予市明浜健康管理センター条例の一部を改正する条例制定について	議案第133号	西予市市民憩の家条例の一部を改正する条例制定について
	議案第119号 西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制		

議案第134号	西予市ふれあいの森林施設 条例の一部を改正する条例 制定について	議案第150号	西予市みかめ本館の指定管 理者の指定について
議案第135号	西予市乙亥の里条例の一部 を改正する条例制定につい て	議案第151号	令和4年度西予市一般会計 補正予算(第8号)
議案第136号	西予市俵津文楽会館条例の 一部を改正する条例制定に ついて	議案第152号	令和4年度西予市国民健康 保険特別会計補正予算(第 2号)
議案第137号	西予市農業集落排水事業に 地方公営企業法の財務規定 等を適用することに伴う関 係条例の整備に関する条例 制定について	議案第153号	令和4年度西予市農業集落 排水事業特別会計補正予算 (第2号)
議案第138号	西予市子ども医療費助成条 例の一部を改正する条例制 定について	議案第154号	令和4年度西予市水道事業 会計補正予算(第2号)
議案第139号	西予市城川文書館設置条例 の一部を改正する等の条例 制定について	議案第155号	令和4年度西予市公共下水 道事業会計補正予算(第2 号)
議案第140号	西予市野村少年自然の家条 例を廃止する条例制定につ いて	議案第156号	令和4年度西予市病院事業 会計補正予算(第1号)
議案第141号	西予市介護予防施設条例を 廃止する条例制定について	議案第157号	令和4年度西予市野村介護 老人保健施設事業会計補正 予算(第1号)
議案第142号	西予市宇和文化の里施設の 指定管理者の指定について	議案第158号	C A T V整備事業 城川サ ブセンター整備工事変更請 負契約について
議案第143号	宇和米博物館(旧宇和町小 学校)の指定管理者の指定 について	請願第 2号	学校給食の無償化を求める 請願
議案第144号	西予市獣肉処理加工施設の 指定管理者の指定について	請願第 3号	西予市内の事業者から購入 を求める請願書
議案第145号	西予市大野ヶ原育成牧場の 指定管理者の指定について	2 議案第159号	西予市職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例 制定について
議案第146号	西予市明浜柑橘加工施設の 指定管理者の指定について	議案第160号	西予市特別職の職員で常勤 のものの給与等に関する条 例の一部を改正する条例制 定について
議案第147号	西予市明浜観光交流拠点施 設の指定管理者の指定につ いて	議案第161号	西予市議会議員の議員報酬 及び費用弁償等に関する条 例の一部を改正する条例制 定について
議案第148号	西予市野村茅葺き民家交流 館の指定管理者の指定につ いて	議案第162号	西予市会計年度任用職員の 給与及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例 制定について
議案第149号	西予市みかめ海の駅の指定 管理者の指定について	議案第163号	西予市一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一

部を改正する条例制定について

- 3 議案第164号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第9号)
- 4 議案第165号 令和4年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第166号 令和4年度西予市水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第167号 令和4年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 5 議員派遣の件について

開会 午後 2 時 00 分

**○信宮副議長**

ただいまの出席議員は 14 名であります。

これより本日の会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○信宮副議長**

酒井副市長。

〔酒井副市長登壇〕

**○酒井副市長**

議会最終日の開会に当たりましてお知らせがございます。

本日、管家市長が議会を欠席しておりますが、12 月 16 日早朝に発熱の症状があり、市内医療機関で検査をしました結果、新型コロナウイルス感染症の陽性が判明をいたしました。現在、病状は安定しておりますが、これからしばらくの間、自宅での療養となります。

また、近日の面会や行動履歴から濃厚接触者に当たる方には連絡をいたしました。体調不良を訴える方はいない状況でありました。今後も引き続き注意を促すようお願いをしております。

議会及び市民の皆様をはじめ、多くの関係者の方々に大変御心配をおかけいたしますが、連絡体制を確保し、市政運営に支障が来さないよう対応する所存でございますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

**○信宮副議長**

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程 1)

**○信宮副議長**

日程第 1、議案第 105 号「野村中学校外壁改修工事変更請負契約について」から議案第 158 号「CATV 整備事業 城川サブセンター整備工事変更請負契約について」まで、請願第 2 号「学校給食の無償化を求める請願」及び請願第 3 号「西予市内の事業者から購入を求める請願書」の 56 件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長河野清一君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**○信宮副議長**

河野清一君。

〔河野総務常任委員会委員長登壇〕

**○河野総務常任委員会委員長**

総務常任委員会の審査報告をいたします。

去る 12 月 7 日の本会議において当委員会へ付託されました議案 23 件、請願 2 件につきましては、8 日に委員会を開催し審査を行いました。その経過と結果について御報告を申し上げます。

委員会結果はお手元に配信のとおりであり、議案 23 件は原案のとおり可決決定、請願 1 件は不採択、1 件は趣旨採択と決定いたしました。

これより議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第 107 号「西予市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定について」では、地域づくり活動センターの行政サービス機能充実に伴い、支所機能を見直し、支所業務の一部を本庁に集約することで効率化を図っていくとの説明でありました。

委員から、支所が 2 課体制になり非常に不便になるのではないかと質疑があり、ICT 等を導入することにより、地域づくり活動センター窓口でも行政サービスの提供が可能になるため、支所においても業務及び人員体制の見直しが必要となった。市民サービスの面で、支所に残すべき業務とタブレット等 ICT の活用や効率化にて本庁で集約できる業務を精査しており、支所に残る業務量をヒアリングし、必要な職員数は配置する計画としているということでした。また、来年 4 月からの支所窓口業務のスタートに向けて、本庁関係課と各支所でタブレットやシステム等を活用した窓口連携について、事前テストを行う計画としているため、行政サービスが低下することのないよう準備を進めているとの答弁でありました。

議案第 108 号「西予市債権管理条例制定について」他市町では早くから条例制定されているところもあるが、なぜこの時期に条例を制定するのかとの質疑に対し、債権管理については、関係各課において以前から議論が行われていたが、組織体制を伴うこともあり、具体的に進んでいなかった。しかしながら、債権回収の必要性や債権管理の適正化を図る必要があるということは十分に認識しており、来年度の組織再編に合わせて体制整備す

るとともに、債権の適正な管理回収に努める基本姿勢を定めた条例を制定させていただくとの答弁でありました。

また、条例制定後の管理、運用方法についての質疑があり、来年度から税務課内に設置予定の債権整理室において、滞納整理事務のノウハウを有する職員が、不良債権の回収を行うだけでなく、債権所管課への職員研修を行うとともに、財産調査をはじめとする滞納整理の指導、助言も行っていきたくと考えている。令和5年度は、強制徴収公債権を中心に滞納整理事務を進め、同一人物の滞納案件が複数の債権所管課で見られた場合は、債権整理室で統一し、滞納処分を行うことにより、事務の効率化を図っていくとの答弁でありました。

議案第121号「西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」では、委員から、移住交流体験施設は移住者にとって非常に良い施設であり、今後この施設を増やしていく予定はないかとの質疑に対し、西予市内には民間を含め2軒の移住交流体験施設があり、市として直営の施設を今後増やす予定はないが、西予市移住交流促進支援事業として、地域で移住体験施設を整備する場合の補助事業を整備しており、引き続き地域が実施する移住交流事業を支援していきたいとの答弁でありました。

議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第8号）」については、財政課所管分では、子育て世帯等の移住定住を支援するため、定期借地権を設定した市有地の貸付け等を図ることを目的とした住宅土地活用事業について、実証実験として定期借地権契約が進んだ場合、土地開発公社が所有している土地に対して同様に事業を行うかとの質疑に対し、今後事業が非常に好評で他の地域でも要望があれば拡大して販売したいと考えているとの答弁でありました。

政策推進課所管分では、マイナンバーカードを利用したオンライン手続について、システムの導入後、マイナポータルを使ってどのような手続ができるようになるのかとの質疑に対し、国は、児童手当、保育料の関係など、標準手続として示しているが、令和7年度に国が整備を行うガバメントクラウド上で動作する標準システムに移行する予定のため、現在オンラインに対応するため改修しても、もう一度令和7年に向けて改修が必要と

なり、莫大な費用がかかるため、現在は市民課が進めている転入転出のワンストップサービスのシステムの一部導入を行うとの答弁でありました。

また、市公式LINEを導入するための情報発信アプリ構築業務委託について、活用方法についての質疑に対し、西予市で新たにLINEを導入して、現在のせいよ暮らしのアプリとせいよ子育て応援LINEを統合し、機能を継続することを考えている。その後、どのような運用ができるのか、関係各課を含め検討したいとの答弁でありました。

委員からは、市民の皆さんが、市の行政情報を的確に受け取ることが大切なため、導入にあたり登録者数が増えるような努力をするよう意見がありました。

請願第2号「学校給食の無償化を求める請願」については、調理に必要な人件費や施設整備費については市が負担しているため、食材の部分だけの無償化になろうと思うが、要保護及び準要保護児童生徒、特別支援学級に就学する児童生徒は無償化されており、全ての児童生徒の給食費を無償化すると、一般質問の部長答弁にもあったように約1億円の追加負担になり、西予市の財政面から難しいのではないかなどの理由から、賛成少数により不採択となりました。

請願第3号「西予市内の事業者から購入を求める請願書」については、西予市文具組合から提出され審査を行いました。

市内の事業者から物品を購入するという趣旨は理解でき、行政としても厳しい財政状況であるが、物品等の購入については、市内の事業者を優先的に考えてほしいため、請願の趣旨には賛同できる。しかし、西予市文具組合から提出されており、物品というのは文具だけに限るものではないこと、納入する市内事業者においても、価格や納入時期など様々な課題があると思うが、できる限りの販売努力をしてもらいたいとの意見があり、全会一致により請願内容を趣旨採択することに決定いたしました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

令和4年12月16日、総務常任委員会委員長河野清一。

#### ○信宮副議長

次に、厚生常任委員会委員長竹崎幸仁君の報告

を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○信宮副議長

竹崎幸仁君。

〔竹崎厚生常任委員会委員長登壇〕

### ○竹崎厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る 12 月 7 日の本会議において当委員会に付託されました議案 12 件について、12 月 9 日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案 12 件については、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

これより議案審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁等を抜粋して報告いたします。

議案第 119 号「西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」では、施設の今後の管理計画についての質疑があり、西予市公共施設管理計画において、令和 6 年度中には建物の方向性について決定する。特に、施設内にある老人憩の家と高齢者創作館の建物については老朽化しており、今後は取壊しも含めて方向性を検討していくとの答弁でありました。

委員からは、寄贈された建物の部分もあるが、寄贈されているという意味合いも考慮し、大事に使っていただきたいとの意見がありました。

議案第 120 号「西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」では、高齢者の集いの場について、俵津地区では、老人福祉センターが廃止され、地区の高齢者の集う施設が相対的になくなるが、高齢者が施設を利用する際の配慮についての考えはとの質疑に対し、条例上においては各地域の間で不公平感が存在している。地域づくり活動センターが設置されることにより、子どもから高齢者まで広く世代間の交流ができる場としての活用を見込んでおり、俵津地区等においても運営上には不公平感のない配慮を検討していきたいとの答弁でありました。

議案第 138 号「西予市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」では、令和 5 年 4 月から子ども医療費の自己負担分の全額助成の対象を原則 18 歳以下までに拡充するとの説明がありました。医療費助成の対象を中学生まで拡

大した際には、過剰受診により医療費が膨らむのではないかという危惧があったが、その現状について質疑があり、令和 3 年度から実施している中学校卒業までの医療費助成については、コロナの影響もあるが、受診の件数、医療費ともに伸びはなく、適正に受診されているとの答弁でありました。

また、18 歳の年度末における受給資格者証の回収や不正使用防止の方法についての質疑に対し、期限付の受給資格者証であり、医療機関で提示された際に確認されるため、期限が過ぎたものについては無効であり、回収は行わないとの答弁でありました。

議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」福祉課所管分では、障がい者福祉庶務事業の生活のしづらさなどに関する調査の詳細について質疑があり、障がい者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするためのものであり、在宅の障がい児、障がい者の生活実態とニーズを把握することを目的とする調査である。市内の一部、野村地区 42 世帯と三瓶地区 31 世帯を対象に、障害者手帳の有無、生活の状況、障がい施策などについてアンケート調査を実施するとの答弁でありました。

子育て支援課所管分では、保育所費、児童館費における電力の価格高騰により不足する電気料について、民間保育所に対しての助成はあるのかとの質疑に対し、民間保育所に関しては、西予市社会福祉施設等原油価格高騰対策事業により補助を実施しているとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和 4 年 12 月 16 日、厚生常任委員会委員長竹崎幸仁。

### ○信宮副議長

次に、産業建設常任委員会副委員長山本英明君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○信宮副議長

山本英明君。

〔山本産業建設常任委員会副委員長登壇〕

### ○山本産業建設常任委員会副委員長

産業建設常任委員会審査報告を行います。

去る 12 月 7 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案 23 件について、12 月 8

日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案 23 件につきましては、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

これより議案審査の過程におきまして、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第 124 号「西予市大野ヶ原育成牧場条例の一部を改正する条例制定について」では、1 日 1 頭当たりの利用料金が夏季と冬季で金額が異なる理由について質疑があり、夏は放牧し、放牧地で草を食べて飼養しているが、冬は牛舎に入って配合飼料等を与えるため、冬季の金額が高くなっているとの答弁でありました。

また、当牧場に預ける農家数や牛の頭数について質疑があり、令和 4 年度は市内農家 13 戸、市外農家 7 戸から預かり、常時約 150 頭を飼養しているとの答弁でありました。

議案第 125 号「西予市野村シルク博物館条例の一部を改正する条例制定について」では、観覧料の団体割引について質疑があり、現在は 15 人以上の団体の場合 50 円割引をしているが、今回の条例改正により中学生以下を無料に改め、団体割引を廃止したとの答弁でありました。

議案第 127 号「西予市城川みどりの交流館条例の一部を改正する条例制定について」では、利用団体と利用日数について質疑があり、地域住民と社会福祉協議会のデイサービスが主な利用団体である。開館日は直近 3 年間の平均で 113 日、利用人数は 1,568 人となっているとの答弁でありました。

議案第 143 号「宇和米博物館（旧宇和町小学校）の指定管理者の指定について」では、指定管理者候補の一般社団法人 n f c の概要について質疑があり、宇和町の不動産業や建築業の事業者を中心に構成された団体で、そのほか西予市内の空き家、空き地に係る諸問題解決に関する事業や移住定住事業を推進し、西予市の魅力向上、地域振興に寄与することを目的に設立された団体であるとの答弁でありました。

また、宇和米博物館の施設の利用状況について質疑があり、月によって変動はあるが、令和 4 年 11 月末時点では、貸しオフィスは 10 部屋中 8 部屋、シェアオフィスは 3 部屋中 1 部屋、コワーキ

ングスペース 6 スペース中 3 スペースが利用されているとの答弁でありました。

議案第 144 号「西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」では、受け入れは問題なく対応できているのかとの質疑があり、当施設の処理能力は年間 120 頭で計画しているが、今年度は 10 月末時点で 120 頭を超える処理を行っている。人員を増員して対応しているが、施設の処理能力の関係で受け入れを断る事態も生じているとの答弁でありました。

議案第 145 号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」では、飼料高騰による施設運営について質疑があり、今後、農家から徴収する預託料の値上げを検討しているとの答弁でありました。

議案第 148 号「西予市野村茅葺き民家交流館の指定管理者の指定について」では、西予市指定管理者選定評価委員会の構成について質疑があり、以前は職員が評価委員を兼ねていたが、第三セクターの改革等を進めており、今年度から大学教授や税理士、社会保険労務士など専門的な知見を有する外部の方が評価委員となり審査を行っているとの答弁でありました。

議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」の経済振興課所管分では、ふるさと納税推進事業について、人気の返礼品について質疑があり、返礼品はミカンやミカンジュース、モンブラン、タイやヒラメが人気である。令和 4 年度当初は 3 億 8000 万円の寄附金額を目標に取り組んでいたが、3000 万円の増額を見込んでいる。令和 5 年度は寄附金額の目標を 5 億円に定めて事業に取り組んでいきたいとの答弁でありました。

以上、産業建設常任委員会審査報告といたします。

令和 4 年 12 月 16 日、産業建設常任委員会副委員長山本英明。

#### ○信宮副議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○信宮副議長

以上で質疑を終結といたします。

これより討論に入ります。  
討論の通告がありますので発言を許可します。

1 番和気数男君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○信宮副議長

和気数男君。

〔1 番和気数男君登壇〕

### ○1 番和気数男君

1 番和気数男、議長の許可がありましたので討論を行います。

請願の「学校給食無償化を求める請願」について、賛成の立場で討論を行います。

まず、請願に賛成の理由として、大きく3つあります。

まず1つとして、憲法第26条第2項においては、義務教育は、これを無償とすると明記されております。そもそも給食は食育と位置づけられており、学校教育の一環であることは皆さんも御承知のとおりです。思い返してみますと、小・中学校の教科書が全面的に無償になったのは昭和38年のことで、それ以前は教科書を購入しなければなりません。低所得者層には重い負担でした。しかし、全国の保護者や市民の声を踏まえ、政府が教科書の無償化に踏み切り現在があります。次に、義務教育だから無償になるのは、学校の給食であるべきで、その流れは、全国で先駆的に学校給食無償化を実施している多くの自治体が証明をしております。文部科学省は、学校教育法において、義務教育段階における学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を行うとしており、国の方針として、学校給食を無償化する妥当性は十分あります。

2つ目の理由として、子どもの貧困増大や食材など異常な物価の高騰と非正規職員の増加など、貧困と格差が広がっている背景のもと、学校給食費の保護者負担を軽減することは何より大きな子育て支援となります。

3つ目の理由として、全国では、各自治体の努力で無償化、または負担軽減を行っていますが、財政規模の小さい自治体には無理があります。当然、国が憲法に基づき行うべきです。国に意見書を上げ実施を迫るべきであります。今、全国で学校給食の無償化が進んでおります。全額補助を行っている自治体が82自治体、給食費の一部補助

をしている自治体は424自治体です。県内でも4市町が一部補助しており、食材費などの補助については、西予市を含め17市町が実施をしています。無償化の動きは、最近まで比較的規模の小さい自治体が、移住促進対策の一つとして行っていたケースが目立っていましたが、最近では、千葉県の市川市や大阪市、さらに来年度から完全無償化する人口46万人の東京葛飾区の無償化は、他の東京23区に波紋が広がっております。今後、大きな自治体も無償化の動きが広がり、今まで以上に学校給食無償化自治体は加速しそうです。

以上、賛成討論とします。

### ○信宮副議長

以上で討論を終結いたします。

これより、議案第105号から議案第158号まで及び請願第2号の55件を順に採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

本日送信した入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

### ○信宮副議長

全員の入室を確認いたしました。

まず、議案第105号「野村中学校外壁改修工事変更請負契約について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第105号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

### ○信宮副議長

採決を確定いたします。

議案第105号「野村中学校外壁改修工事変更請負契約について」は全員賛成によって可決となりました。

次に、議案第106号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第106号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

### ○信宮副議長

採決を確定いたします。

議案第 106 号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 107 号「西予市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 107 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

### ○信宮副議長

採決を確定いたします。

議案第 107 号「西予市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 108 号「西予市債権管理条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 108 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

### ○信宮副議長

採決を確定いたします。

議案第 108 号「西予市債権管理条例制定について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 109 号「西予市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について」から議案第 139 号「西予市城川文書館設置条例の一部を改正する等の条例制定について」までの 31 件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 109 号から議案第 139 号までの 31 件は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

### ○信宮副議長

採決を確定いたします。

議案第 109 号「西予市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について」以

下 31 件の議題は賛成全員によって可決されました。

次に、議案第 140 号「西予市野村少年自然の家条例を廃止する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 140 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

### ○信宮副議長

採決を確定いたします。

議案第 140 号「西予市野村少年自然の家条例を廃止する条例制定について」は賛成全員によって可決いたしました。

次に、議案第 141 号「西予市介護予防施設条例を廃止する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 141 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

### ○信宮副議長

採決を確定いたします。

議案第 141 号「西予市介護予防施設条例を廃止する条例制定について」は賛成全員により可決決定いたしました。

次に、議案第 142 号「西予市宇和文化の里施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 142 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

### ○信宮副議長

採決を確定いたします。

議案第 142 号「西予市宇和文化の里施設の指定管理者の指定について」は賛成全員により可決決定いたしました。

次に、議案第 143 号「宇和米博物館（旧宇和町小学校）の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 143 号は原案のとおり決定することに賛

成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

#### ○信宮副議長

採決を確定いたします。

議案第 143 号「宇和米博物館（旧宇和町小学校）の指定管理者の指定について」は賛成全員によって可決決定いたしました。

次に、議案第 144 号「西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。お諮りいたします。

議案第 144 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

#### ○信宮副議長

採決を確定いたします。

議案第 144 号「西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」は賛成全員によって可決決定いたしました。

次に、議案第 145 号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」を採決いたします。お諮りいたします。

議案第 145 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

#### ○信宮副議長

採決を確定いたします。

議案第 145 号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」は賛成全員によって可決決定いたしました。

次に、議案第 146 号「西予市明浜柑橘加工施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。お諮りいたします。

議案第 146 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[「議長」と呼ぶ者あり]

#### ○信宮副議長

中村議員。

#### ○6番中村一雅君

暫時休憩願います。

#### ○信宮副議長

暫時休憩いたします。（休憩 午後 2 時 52 分）

#### ○信宮副議長

再開をいたします。（再開 午後 2 時 57 分）

議案第 146 号「西予市明浜柑橘加工施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 146 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

#### ○信宮副議長

採決を確定いたします。

議案第 146 号「西予市明浜柑橘加工施設の指定管理者の指定について」は賛成全員によって可決決定いたしました。

次に、議案第 147 号「西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 147 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

#### ○信宮副議長

採決を確定いたします。

議案第 147 号「西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について」は賛成全員によって可決決定いたしました。

次に、議案第 148 号「西予市野村茅葺き民家交流館の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 148 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

#### ○信宮副議長

採決を確定いたします。

議案第 148 号「西予市野村茅葺き民家交流館の指定管理者の指定について」は賛成全員によって可決決定いたしました。

次に、議案第 149 号「西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 149 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

#### ○信宮副議長

採決を確定いたします。

議案第 149 号「西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について」は賛成全員によって可決決定いたしました。

次に、議案第 150 号「西予市みかめ本館の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 150 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

#### ○信宮副議長

採決を確定いたします。

議案第 150 号「西予市みかめ本館の指定管理者の指定について」は賛成全員によって可決決定いたしました。

次に、議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 151 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

#### ○信宮副議長

採決を確定いたします。

議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」は賛成全員によって可決決定いたしました。

次に、議案第 152 号「令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」から議案第 157 号「令和 4 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）」までの 6 件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 152 号から議案第 157 号までの 6 件は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

#### ○信宮副議長

採決を確定いたします。

議案第 152 号「令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」以下 6 件の議題は賛成全員によって可決決定いたしました。

次に、議案第 158 号「CATV整備事業 城川サブセンター整備工事変更請負契約について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 158 号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

#### ○信宮副議長

採決を確定いたします。

議案第 158 号「CATV整備事業 城川サブセンター整備工事変更請負契約について」は賛成全員によって可決決定いたしました。

次に、請願第 2 号「学校給食の無償化を求める請願」を採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択であります。

お諮りいたします。

請願第 2 号は原案のとおり採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

#### ○信宮副議長

採決を確定いたします。

請願第 2 号「学校給食の無償化を求める請願」は賛成少数によって不採択となりました。

次に、請願第 3 号「西予市内の事業者から購入を求める請願書」を採決いたします。

この採決は起立採決で行います。

本案に対する委員長報告は趣旨採択であります。

お諮りいたします。

請願第 3 号については委員長報告のとおり趣旨採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

#### ○信宮副議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、請願第 3 号は委員長報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後 3 時 06 分）

#### ○信宮副議長

再開いたします。（再開 午後3時20分）

（日程2）

### ○信宮副議長

次に、日程第2、議案第159号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第163号「西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの5件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

### ○信宮副議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

### ○山住総務部長

議案第159号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第160号「西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第161号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第162号「西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第163号「西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じて、それぞれの条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容でございますが、人勧及び愛媛県人事委員会勧告に伴うもので、民間給与との格差を解消するため、職員の月例給につきまして、若年層を基本に引上げを行うものであります。

現行の給料表を愛媛県人事委員会勧告に準じて改定し、令和4年4月1日に遡って適用させるもので、平均改定率は0.31%となっております。また、勤勉手当につきましても、民間の支給割合との均衡を図るため、年間0.1月分を引上げるものでございます。

今回の改正では、令和4年度の12月支給割合を0.1月分引上げ1.05月分とし、期末・勤勉手当の年間支給割合を4.4月分としており、令和5

年度以降におきましては、6月期と12月期に振り分け、勤勉手当について、それぞれ1.0月分としております。

また、市の特別職、議会議員の給与につきましても、国・県の給与改定に準じ、期末手当を年間で0.05月分の引上げを行うものであります。

会計年度任用職員の給与につきましても県に準じ、給料については12月給料分から、期末手当を年間で0.05月分の引上げを行います。

さらに、現行の職員給料表の改定に併せまして、任期付職員の給料表につきましても改定を行うものであります。

以上5議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

### ○信宮副議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案5件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

### ○信宮副議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第159号から議案第163号までの5件は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○信宮副議長

異議なしと認め、議案第159号から議案第163号までの5件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

### ○信宮副議長

討論なしと認めます。

これより議案第159号から議案第163号までの5件を一括採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

お諮りいたします。

議案第159号「西予市職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例制定について」から議案第 163 号「西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの 5 件は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

#### ○信宮副議長

採決を確定いたします。

議案第 159 号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」以下 5 件の議題は賛成全員によって可決決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後 3 時 27 分）

#### ○信宮副議長

再開いたします。（再開 午後 3 時 28 分）

（日程 3）

#### ○信宮副議長

次に、日程第 3、議案第 164 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

酒井副市長。

〔酒井副市長登壇〕

#### ○酒井副市長

議案第 164 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算案でございますが、人事院勧告及び各種手当等の支給実績に基づく人件費の調整、有害鳥獣の捕獲対策に関する経費の増額のほか、建築基準法第 12 条の定期点検に基づく公民館の修繕費用など急を要する経費を計上するものであります。

その主な内容でございますが、予算書の款別に御説明を申し上げます。

農林水産業費における有害鳥獣捕獲対策事業では、イノシシの捕獲件数の急激な増加に伴い、捕獲事業に対する補助金が不足することから、有害鳥獣による農林業被害の軽減を図るための補助金 3345 万 1000 円を増額計上するものであります。

教育費における公民館維持管理事業では、建築基準法第 12 条の規定による定期点検結果を踏ま

え、一部の公民館における急を要する排煙設備・非常用照明等の修繕費用 1082 万 4000 円を計上するものであります。また、保健体育総務庶務事業では、公益財団法人ライフスポーツ財団による子ども活動支援補助金を活用し、子どもの健全育成や市内のスポーツクラブにおける活動を支援するため、ニュースポーツ用品等の備品購入費 100 万円を計上するものであります。

事業の財源につきましては、県支出金としての有害鳥獣総合捕獲事業費県補助金のほか、公共施設整備基金及び財政調整基金からの繰入金、ライフスポーツ財団補助金等を計上し、収支の均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算は、既決いただいております歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8139 万 8000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 349 億 9329 万 3000 円と定めるものであります。

また、債務負担行為補正では、児童公園整備事業における児童公園トイレ設置工事及び監理業務委託について、期間及び限定額を設定するものであります。当事業では、令和 5 年 7 月完成、8 月からの供用開始を計画しており、本年度内に業者選定等を前倒しし、事業の進捗を図るものであります。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

#### ○信宮副議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○信宮副議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 164 号は会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

異議なしと認め、議案第 164 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○信宮副議長

討論なしと認めます。

これより議案第 164 号を採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

お諮りいたします。

議案第 164 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

#### ○信宮副議長

採決を確定いたします。

議案第 164 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」は賛成全員によって可決決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後 3 時 35 分）

#### ○信宮副議長

再開いたします。（再開 午後 3 時 36 分）

（日程 4）

#### ○信宮副議長

次に、日程第 4、議案第 165 号「令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」から議案第 167 号「令和 4 年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」までの 3 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

酒井副市長。

〔酒井副市長登壇〕

#### ○酒井副市長

議案第 165 号「令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じ、職員給与の改定に要する人件費を増額するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ 48 万 3000 円を増額し、診療施設勘定歳入歳出予算の総額を 1 億 5294 万 1000 円と定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

#### ○三瀬建設部長

議案第 166 号「令和 4 年度西予市水道事業会計補正予算（第 3 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じ、職員給与の改定に要する人件費を増額するものでございます。

これによりまして、既決いただいております収益的支出に、人件費 34 万 4000 円を増額し、総額を 7 億 8401 万 7000 円といたしております。

また、今回の補正に伴いまして、議会の議決を経なければ流用することができない経費についても補正を行っております。

続きまして、議案第 167 号「令和 4 年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じ、職員給与の改定及び各種手当の支給実績に基づき人件費を増額するものでございます。

これによりまして、既決いただいております収益的収入及び支出にそれぞれ 142 万 5000 円増額し、収益的収入の総額を 1 億 3968 万 4000 円とし、収益的支出の総額を 1 億 5448 万 8000 円といたしております。

また、今回の補正に伴いまして、第 3 条の議会の議決を経なければ流用することができない経費及び第 4 条の他会計からの補助金についても補正を行っております。

以上 2 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○信宮副議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案 3 件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○信宮副議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 165 号から議案第 167 号までの 3 件は会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

異議なしと認め、議案第 165 号から議案第 167 号までの 3 件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

#### ○信宮副議長

討論なしと認めます。

これより議案第 165 号から議案第 167 号までの 3 件を一括採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

お諮りいたします。

議案第 165 号「令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」から議案第 167 号「令和 4 年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」までの 3 件は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

#### ○信宮副議長

採決を確定いたします。

議案第 165 号「令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」以下 3 件の議題は賛成全員によって可決決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後 3 時 43 分）

#### ○信宮副議長

再開いたします。（再開 午後 3 時 44 分）

（日程 5）

#### ○信宮副議長

次に、日程第 5、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信いたしております本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任を願いたいと思ひますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

酒井副市長より閉会の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○信宮副議長

酒井副市長。

〔酒井副市長登壇〕

#### ○酒井副市長

市長に代わりまして、第 4 回定例会の閉会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

11 月 28 日から本日まで 19 日間にわたる会期中で、一般質問をはじめ、上程いたしました条例制定及び改正、補正予算、指定管理者の指定などの重要な案件をいずれも原案どおり可決いただきました。

議員の皆様方におかれましては、熱心な御審議をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

懸念をされておりました新型コロナウイルス第 8 波は、12 月 13 日の県の発表で、ついに県内感染者数が 3,000 人を超えました。非常に警戒すべき水準に達していることを認識せざるを得ません。

昨日の中村知事の会見では、県独自の医療ひっ迫警戒宣言も発出されたところでございます。

年の瀬で人の動きも活発になる中、一人ひとりが感染回避行動を強化するとともに、積極的なワクチン接種など、最大限の警戒と一層の感染予防対策の徹底に取り組んでいただきますようお願いをいたします。

その一方で、ウィズコロナ社会への移行も確実に進んでおり、また、その必要性も強く感じているところでございます。

先月の乙亥大相撲や西予市おイネ賞表彰式には多くの方にお越しをいただき、大いに盛り上がり

がありました。以前の無観客などの厳しい入場制限、あるいはリモートによる画面越しの中では決して味わうことができない感動や感銘がありました。こうした動きは、日本国内はもとより、世界に目を向けましても、スポーツ・文化、観光の面でも感じられます。

感染予防対策の徹底には継続して取り組みながら、ウィズコロナ社会への移行と適用にも努めていく必要があると思うところでございます。

先日、JA東宇和主催による西予米ナンバーワンコンテストが開催されました。ナンバーワンの栄誉を受けられました生産者におかれましては、米づくりに対する熱意や努力の賜物と敬意を表する次第であります。こうしたコンテストで優劣をつけることが全てではありませんが、今後、市産品のブランド化を図る上では、注目、関心を呼ぶことによる波及効果が期待されるところであり、西予ジオの至宝への認定やふるさと納税の返礼品としても有効であると感じております。様々な機会や手段を通じて地域の宝を発掘し、地域活性化につなげてまいりたいと思います。

国の2022年度第2次補正が成立しました。

政府が進める総合経済対策の裏づけとなるもので、物価高騰の原因となっている電気・ガソリン等の価格高騰対策とともに、育児用品の購入や産前・産後ケアの利用など、妊娠や出産の際の負担を軽減するための10万円相当の出産・子育て応援交付金、スクールバスなどでの置き去りを防ぐスクールバス安全装置の導入支援などが盛り込まれております。

当市におきましても、国の2次補正に係る関連予算につきましては、年明けには補正予算を編成し、速やかに執行してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

来年の干支はうさぎであります。本市は、国内で唯一「卯」の漢字を用いる卯之町駅があり、干支と縁も感じる年でもあります。地域づくり活動センターへの移行、市行政組織の再編など、新しい行政スタイルへの挑戦の年であり、躍動感あふれる年にしたいと思います。

年の瀬も迫り、気ぜわしさも感じるようになりました。冒頭申し上げましたが、新型コロナウイルス第8波による感染拡大が続いております。

議員各位におかれましては、感染予防対策、ま

た、健康に十分留意をいただき、穏やかに新しい年を迎えることを御祈念申し上げまして閉会の御挨拶とさせていただきます。1年間どうもありがとうございました。

#### ○信宮副議長

これをもって、令和4年第4回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後3時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 小玉 忠重

西予市議会副議長 信宮 徹也

同 議員 宇都宮 久見子

同 議員 宇都宮 俊文

# 付 録

令和4年第4回西予市議会定例会会期日程表

会期11月28日（月）～12月16日（金）

（会期19日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
11月28日	月	本会議（開会）	・全員協議会（午前9時開会） ・理事者提案理由説明
11月29日	火	休 会	
11月30日	水	休 会	
12月1日	木	休 会	
12月2日	金	休 会	・質疑通告〳切
12月3日	土	休 会	
12月4日	日	休 会	
12月5日	月	本 会 議	・一般質問
12月6日	火	本 会 議	・一般質問 ・議会運営委員会
12月7日	水	本 会 議	・一般質問 ・質疑・委員会付託 ・理事者提案理由説明 ・全員協議会
12月8日	木	常任委員会	
12月9日	金	常任委員会	
12月10日	土	休 会	
12月11日	日	休 会	
12月12日	月	休 会	
12月13日	火	休 会	
12月14日	水	休 会	・討論通告〳切
12月15日	木	休 会	
12月16日	金	本 会 議	・全員協議会（午後1時開会） ・委員長報告 ・質疑・討論・採決 ・即決議案採決 ・行政報告会

令和4年第4回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 105号	野村中学校外壁改修工事変更請負契約について	04.12.16	原案可決
議案第 106号	西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 107号	西予市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 108号	西予市債権管理条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 109号	西予市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 110号	西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 111号	西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 112号	西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 113号	西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 114号	西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 115号	西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 116号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 117号	西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 118号	西予市明浜健康管理センター条例の一部を改正する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 119号	西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 120号	西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 121号	西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 122号	西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 123号	西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 124号	西予市大野ヶ原育成牧場条例の一部を改正する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 125号	西予市野村シルク博物館条例の一部を改正する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 126号	西予市城川緑地休養施設条例の一部を改正する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 127号	西予市城川みどりの交流館条例の一部を改正する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 128号	西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について	04.12.16	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 129号	四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	04. 12. 16	原案可決
議案第 130号	西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について	04. 12. 16	原案可決
議案第 131号	西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について	04. 12. 16	原案可決
議案第 132号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	04. 12. 16	原案可決
議案第 133号	西予市市民憩の家条例の一部を改正する条例制定について	04. 12. 16	原案可決
議案第 134号	西予市ふれあいの森林施設条例の一部を改正する条例制定について	04. 12. 16	原案可決
議案第 135号	西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について	04. 12. 16	原案可決
議案第 136号	西予市依津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について	04. 12. 16	原案可決
議案第 137号	西予市農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について	04. 12. 16	原案可決
議案第 138号	西予市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	04. 12. 16	原案可決
議案第 139号	西予市城川文書館設置条例の一部を改正する等の条例制定について	04. 12. 16	原案可決
議案第 140号	西予市野村少年自然の家条例を廃止する条例制定について	04. 12. 16	原案可決
議案第 141号	西予市介護予防施設条例を廃止する条例制定について	04. 12. 16	原案可決
議案第 142号	西予市宇和文化の里施設の指定管理者の指定について	04. 12. 16	原案可決
議案第 143号	宇和米博物館(旧宇和町小学校)の指定管理者の指定について	04. 12. 16	原案可決
議案第 144号	西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について	04. 12. 16	原案可決
議案第 145号	西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について	04. 12. 16	原案可決
議案第 146号	西予市明浜柑橘加工施設の指定管理者の指定について	04. 12. 16	原案可決
議案第 147号	西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について	04. 12. 16	原案可決
議案第 148号	西予市野村茅葺き民家交流館の指定管理者の指定について	04. 12. 16	原案可決
議案第 149号	西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について	04. 12. 16	原案可決
議案第 150号	西予市みかめ本館の指定管理者の指定について	04. 12. 16	原案可決
議案第 151号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第8号)	04. 12. 16	原案可決
議案第 152号	令和4年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	04. 12. 16	原案可決
議案第 153号	令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	04. 12. 16	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 154号	令和4年度西予市水道事業会計補正予算(第2号)	04.12.16	原案可決
議案第 155号	令和4年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	04.12.16	原案可決
議案第 156号	令和4年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)	04.12.16	原案可決
議案第 157号	令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)	04.12.16	原案可決
議案第 158号	CATV整備事業 城川サブセンター整備工事変更請負契約について	04.12.16	原案可決
議案第 159号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 160号	西予市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 161号	西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 162号	西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 163号	西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	04.12.16	原案可決
議案第 164号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第9号)	04.12.16	原案可決
議案第 165号	令和4年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	04.12.16	原案可決
議案第 166号	令和4年度西予市水道事業会計補正予算(第3号)	04.12.16	原案可決
議案第 167号	令和4年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第1号)	04.12.16	原案可決
請願第 2号	学校給食の無償化を求める請願	04.12.16	不採択
請願第 3号	西予市内の事業者から購入を求める請願書	04.12.16	趣旨採択
報告第 19号	専決処分事項の報告について	04.11.28	報告
	議員派遣の件について	04.12.16	承認

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
9月1日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和4年第3回定例会
	関 係 議 員	決算審査特別委員会
	全 議 員	行政報告会
9月7日	全 議 員	一般質問
	関 係 議 員	決算審査特別委員会
9月8日	全 議 員	一般質問
	全 議 員	議員全員協議会
	関 係 議 員	議会運営委員会
9月12日	関 係 議 員	厚生常任委員会
	関 係 議 員	産業建設常任委員会
9月13日	関 係 議 員	総務常任委員会
9月14日	関 係 議 員	決算審査特別委員会（厚生分科会）
9月16日	関 係 議 員	決算審査特別委員会（産業建設分科会）
9月18日	議 長	全日本実業団相撲選手権大会
9月20日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和4年第3回定例会
	全 議 員	行政報告会
	関 係 議 員	市民との意見交換会実行委員会
9月21日	議 長	森と湖に親しむ旬間クロッケー大会
	関 係 議 員	決算審査特別委員会（総務分科会）
9月27日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
9月22日	関 係 議 員	所管事務調査（厚生常任委員会）
9月28日	関 係 議 員	総務常任委員会
	関 係 議 員	決算審査特別委員会
	関 係 議 員	議会運営委員会
10月3日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	行政報告会
	全 議 員	令和4年第3回定例会
10月4日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
10月5日	正副議長・関係議員	議会運営委員会行政視察（～7日）
10月11日	議長・副議長	愛媛県市議会議長会秋季定期総会
10月13日	関 係 議 員	所管事務調査（産業建設常任委員会）
10月17日	議 長	南予水道企業団議会定例会
10月19日	全 議 員	西予市野村支所新庁舎落成式

月 日	出席者	行 事 名
10月19日	議長・副議長	第17回全国市議会議長会研究フォーラムin長野（～20日）
10月20日	議 長	全国過疎シンポジウムin熊本（～21日）
10月23日	議長・副議長	第25回 全国闘牛サミットin宇和島記念闘牛大会
10月25日	議長・副議長	第73回 四国市議会議長会理事会
	議 長	西予女性の会総会
10月28日	全 議 員	行政報告会
10月30日	議 長	ねんりんピック愛顔のえひめ 2023 リハーサル大会
11月 5日	議長・関係議員	卯之町駅舎オープニングセレモニー
11月 7日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和4年第4回臨時会
11月 8日	議 長	西予市長杯クロッケー大会
11月 9日	議 長	全国市議会議長会第113回評議員会合同会議
11月10日	議 長	福井県坂井市議会視察受入
11月12日	全 議 員	西予市社会福祉大会
11月15日	議 長	全国過疎地域連盟第53回定期総会
11月16日	議長・副議長	四国西南地域市議会議長懇談会
11月17日	議 長	高知県四万十町議会視察受入
	全 議 員	西予市戦没者追悼式
11月18日	関 係 議 員	議会運営委員会
11月21日	議長・副議長	北海道黒松内町議会表敬訪問
11月22日	議 長	北海道黒松内町議会視察受入
	議長・関係議員	市民と議会との意見交換会（総務常任委員会）
11月23日	議 長	おイネ号で旅をしよう！開会セレモニー
11月24日	関 係 議 員	議会運営委員会
	議長・関係議員	市民と議会との意見交換会（厚生常任委員会）
11月25日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
11月26日	議長・関係議員	第171回乙亥大相撲
11月27日	議長・関係議員	西予市民体育祭グランドゴルフ大会
11月28日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和4年第4回定例会 開会

令和4年12月8日

西予市議会議長

小 玉 忠 重 様

総務常任委員会

委員長 河 野 清 一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第105号	野村中学校外壁改修工事変更請負契約について	原案可決
議案第106号	西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定について	原案可決
議案第107号	西予市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定について	原案可決
議案第108号	西予市債権管理条例制定について	原案可決
議案第109号	西予市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について	原案可決
議案第110号	西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第111号	西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第112号	西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第113号	西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第114号	西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第115号	西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第121号	西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第130号	西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第131号	西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第132号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第133号	西予市市民憩の家条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第134号	西予市ふれあいの森林施設条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第135号	西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第136号	西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第139号	西予市城川文書館設置条例の一部を改正する等の条例制定について	原案可決
議案第140号	西予市野村少年自然の家条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第151号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第8号)	原案可決
議案第158号	CATV整備事業 城川サブセンター整備工事変更請負契約について	原案可決

令和4年12月9日

西予市議会議長

小玉 忠重 様

厚生常任委員会

委員長 竹崎 幸仁

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第106号	西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定について	原案可決
議案第116号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第117号	西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第118号	西予市明浜健康管理センター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第119号	西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第120号	西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第138号	西予市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第141号	西予市介護予防施設条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第151号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第8号)	原案可決
議案第152号	令和4年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第156号	令和4年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第157号	令和4年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)	原案可決

令和4年12月8日

西予市議会議長

小玉 忠 重 様

産業建設常任委員会

委員長 井 関 陽 一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第122号	西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第123号	西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第124号	西予市大野ヶ原育成牧場条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第125号	西予市野村シルク博物館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第126号	西予市城川緑地休養施設条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第127号	西予市城川みどりの交流館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第128号	西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第129号	四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第137号	西予市農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について	原案可決
議案第139号	西予市城川文書館設置条例の一部を改正する等の条例制定について	原案可決
議案第142号	西予市宇和文化の里施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第143号	宇和米博物館(旧宇和町小学校)の指定管理者の指定について	原案可決
議案第144号	西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第145号	西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について	原案可決
議案第146号	西予市明浜柑橘加工施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第147号	西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第148号	西予市野村茅葺き民家交流館の指定管理者の指定について	原案可決
議案第149号	西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について	原案可決
議案第150号	西予市みかめ本館の指定管理者の指定について	原案可決
議案第151号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第8号)	原案可決

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第153号	令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第154号	令和4年度西予市水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第155号	令和4年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決

令和4年12月8日

西予市議会議長

小 玉 忠 重 様

総務常任委員会

委員長 河 野 清 一

請 願 等 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
請願第2号	学校給食の無償化を求める請願	不採択
請願第3号	西予市内の事業者から購入を求める請願書	趣旨採択

## 総務常任委員会審査報告書

### 【審査した議案】

議案第105号 野村中学校外壁改修工事変更請負契約について

議案第106号 西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定について

議案第107号 西予市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定について

議案第108号 西予市債権管理条例制定について

議案第109号 西予市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について

議案第110号 西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について

議案第111号 西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について

議案第112号 西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について

議案第113号 西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第114号 西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第115号 西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について

議案第121号 西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

議案第130号 西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について

議案第131号 西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について

議案第132号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第133号 西予市市民憩いの家条例の一部を改正する条例制定について

議案第134号 西予市ふれあい森林施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第135号 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について

議案第136号 西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について

議案第139号 西予市城川文書館設置条例の一部を改正する等の条例制定について

議案第140号 西予市野村少年自然の家条例を廃止する条例制定について

議案第151号 令和4年度西予市一般会計補正予算（第8号）  
（歳入・歳出予算に関する総務常任委員会所管分）

議案第158号 C A T V整備事業 城川サブセンター整備工事変更請負契約について

請願第2号 学校給食の無償化を求める請願

請願第3号 西予市内の事業者から購入を求める請願書

以上、23議案については、原案可決決定した。

また、請願2号については不採択、請願第3号については趣旨採択と決定した。

### 【審査経過及び意見等】

議案第107号「西予市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定について」では、地域づくり活動センターの行政サービス機能充実に伴い、支所機能を見直し、支所業務の一部を本庁に集約することで効率化を図っていくとの説明であった。委員から、支所が2課体制になり非常に不便になるのではないかとの質疑があり、I C T等を導入することにより、地域づく

り活動センター窓口でも行政サービスの提供が可能になるため、支所においても業務及び人員体制の見直しが必要となった。市民サービスの面で支所に残すべき業務とタブレット等 I C T の活用や効率化にて本庁で集約できる業務を精査しており、支所に残る業務量をヒアリングし、必要な職員数は配置する計画としている。また、来年 4 月からの支所窓口業務のスタートに向けて、本庁関係課と各支所で、タブレットやシステム等を活用した窓口連携について、事前テストを行う計画としているため行政サービスが低下することのないよう準備を進めているとの答弁であった。

議案第108号「西予市債権管理条例制定について」、他市町では早くから条例制定されているところもあるが、なぜこの時期に条例を制定するのかとの質疑に対し、債権管理については、関係各課において以前から議論が行われていたが、組織体制を伴うこともあり、具体的に進んでいなかった。しかしながら、債権回収の必要性や、債権管理の適正化を図る必要があるということは十分に認識しており、来年度の組織再編に合わせて、体制整備するとともに債権の適正な管理回収に努める基本姿勢を定めた条例を制定させていただくとの答弁であった。

また、条例制定後の管理、運用方法についての質疑があり、来年度から税務課内に設置予定の債権整理室において、滞納整理事務のノウハウを有する職員が、不良債権の回収を行うだけではなく、債権所管課への職員研修を行うとともに、財産調査をはじめとする、滞納整理の指導、助言も行っていきたいと考えている。令和 5 年度は、強制徴収公債権を中心に、滞納整理事務を進め、同一人物の滞納案件が複数の債権所管課で見られた場合は、債権整理室で統一し、滞納処分を行うことにより、事務の効率化を図っていくとの答弁であった。

議案第121号「西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」では、委員から移住交流体験施設は移住者にとって非常に良い施設であり、今後この施設を増やしていく予定はないかとの質疑に対し、西予市内には民間を含め 2 軒の移住交流体験施設があり、市として直営の施設を今後増やす予定はないが、西予市移住交流促進支援事業として、地域で移住体験施設を整備する場合の補助事業を整備しており、引き続き地域が実施する移住交流事業を支援していきたいとの答弁であった。

議案第151号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」について、財政課所管分では、子育て世帯等の移住定住を支援するため定期借地権を設定した市有地の貸付け等を図ることを目的とした住宅土地活用事業について、実証実験として定期借地権契約が進んだ場合、土地開発公社が所有している土地に対して同様に事業を行うかとの質疑に対し、今後事業が非常に好評で他の地域でも要望があれば拡大して、販売したいと考えているとの答弁であった。

政策推進課所管分では、マイナンバーカードを利用したオンライン手続について、システムの導入後、マイナポータルを使ってどのような手続ができるようになるのかとの質疑に対し、国は、児童手当、保育料の関係など、標準手続として示しているが、令和 7 年度に国が整備を行うガバメントクラウド上で動作する標準システムに移行する予定のため、現在オンラインに対応するため改修しても、もう一度令和 7 年に向けて改修が必要となり、莫大な費用がかかるため、現在は市民課が進めている転入転出のワンストップサービスのシステムの一部導入を行うとの答弁であった。

また、市公式 L I N E を導入するための情報発信アプリ構築業務委託について、活用方法についての質疑に対し、西予市で新たに L I N E を導入し、現在の「せいよ暮らしのアプリ」と「せいよ子育て応援 L I N E」を統合し、機能を継続することを考えている。その後、どのような運用ができるのか、関係各課を含め検討したいとの答弁であった。

委員からは、市民の皆さんが、市の行政情報を的確に受け取れることが大切なため、導入にあたり登録者数が増えるような努力をするよう意見があった。

請願第2号「学校給食の無償化を求める請願」については、調理に必要な人件費や施設整備費については市が負担しているため、食材の部分だけの無償化になろうと思うが、要保護及び準要保護児童生徒、特別支援学級に就学する児童生徒は無償化されており、すべての児童生徒の給食費を無償化すると、一般質問の部長答弁にあったように約1億円の追加負担になり、西予市の財政面から難しいのではないかなどの理由から、賛成少数により不採択とした。

請願第3号「西予市内の事業者から購入を求める請願書」については、西予市文具組合から提出され、審査を行った。

市内の事業者から物品を購入するという趣旨は理解でき、行政としても厳しい財政状況であるが、物品等の購入については、市内の事業者を優先的に考えてほしいため請願の趣旨には賛同できる。しかし、西予市文具組合から提出されており、物品というのは文具だけに限るものではないこと、納入する市内事業者においても、価格や納入時期など様々な課題があると思うができる限りの販売努力をしてもらいたいとの意見があり、全会一致により請願内容を趣旨採択することに決定した。

以上、総務常任委員会審査報告とする。

令和4年12月16日

総務常任委員会

委員長 河野 清一

## 厚生常任委員会審査報告書

### 【審査した議案】

- 議案第 106 号 西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例制定について  
議案第 116 号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 117 号 西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 118 号 西予市明浜健康管理センター条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 119 号 西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 120 号 西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 138 号 西予市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 141 号 西予市介護予防施設条例を廃止する条例制定について  
議案第 151 号 令和 4 年度西予市一般会計補正予算(第 8 号)  
(歳入・歳出予算に関する厚生常任委員会所管分)  
議案第 152 号 令和 4 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)  
議案第 156 号 令和 4 年度西予市病院事業会計補正予算(第 1 号)  
議案第 157 号 令和 4 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第 1 号)  
以上 12 議案については、原案可決決定した。

### 【審査経過及び意見等】

議案第 119 号「西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」では、施設の今後の管理計画についての質疑があり、西予市公共施設管理計画において令和 6 年度中には建物の方向性について決定する。特に施設内にある老人憩の家と高齢者創作館の建物については老朽化しており、今後は取り壊しも含めて方向性を検討していくとの答弁であった。委員からは、寄贈された建物の部分もあるが、寄贈されているという意味合いも考慮し、大事に使っていただきたいとの意見があった。

議案第 120 号「西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」では、高齢者の集いの場について、俵津地区では、老人福祉センターが廃止され、地区の高齢者の集う施設が相対的になくなるが、高齢者が施設を利用する際の配慮についての考えはとの質疑に対し、条例上においては各地域の間で不公平感が存在している。地域づくり活動センターが設置されることにより、子どもから高齢者まで広く世代間交流できる場としての活用を見込んでおり、俵津地区等においても運営上には不公平感のない配慮を検討していきたいとの答弁であった。

議案第 138 号「西予市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」では、令和 5 年 4 月から子ども医療費の自己負担分の全額助成の対象を原則 18 歳以下までに拡充するとの説明があった。医療費助成の対象を中学生まで拡大した際には、過剰受診により医療費が膨らむのではないかという危惧があったが、その現状について質疑があり、令和 3 年度から実施している中学校卒業までの医療費助成については、コロナの影響もあるが、受診の件数、医療費ともに伸びはなく、適正に受診されているとの答弁であった。また、18 歳の年度末における受給資格者証の回収や不正使用防止の方法についての質疑に対し、期限付の受給資格者証であり、医療機関で提示された際に確認されるため、期限が過ぎたものについては無効であり、回収は行わないとの答弁であった。

議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算(第 8 号)」福祉課所管分では、障がい者福祉庶務事業の「生活のしづらさなどに関する調査」の詳細について質疑があり、障がい者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするためのものであり、在宅の障がい児、障がい者の生活実態とニーズを把握することを目的とする調査である。市内の一部、野村地区 42 世帯と三瓶地区 31 世帯を対象に、障害者手帳の有無、生活の状況、障がい施策などについてアンケート調査を実施するとの答弁であった。

子育て支援課所管分では、保育所費、児童館費における電力の価格高騰により不足する電気料について、民間保育所に対しての助成はあるのかとの質疑に対し、民間保育所に関しては西予市社会福祉施設等原油価格高騰対策事業により補助を実施しているとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和 4 年 12 月 16 日

厚生常任委員会

委員長 竹崎 幸仁

## 産業建設常任委員会審査報告書

### 【審査した議案】

- 議案第122号 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第123号 西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第124号 西予市大野ヶ原育成牧場条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第125号 西予市野村シルク博物館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第126号 西予市城川緑地休養施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第127号 西予市城川みどりの交流館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第128号 西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第129号 四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第137号 西予市農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 議案第139号 西予市城川文書館設置条例の一部を改正する等の条例制定について
- 議案第142号 西予市宇和文化の里施設の指定管理者の指定について
- 議案第143号 宇和米博物館(旧宇和町小学校)の指定管理者の指定について
- 議案第144号 西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について
- 議案第145号 西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について
- 議案第146号 西予市明浜柑橘加工施設の指定管理者の指定について
- 議案第147号 西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 議案第148号 西予市野村茅葺き民家交流館の指定管理者の指定について
- 議案第149号 西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について
- 議案第150号 西予市みかめ本館の指定管理者の指定について
- 議案第151号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第8号)  
(歳入・歳出予算に関する産業建設常任委員会所管分)
- 議案第153号 令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第154号 令和4年度西予市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第155号 令和4年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第2号)

以上23議案については、原案可決決定した。

### 【審査経過及び意見等】

議案第124号「西予市大野ヶ原育成牧場条例の一部を改正する条例制定について」では、1日1頭当たりの利用料金が、夏季と冬季で金額が異なる理由について質疑があり、夏は放牧し、放牧地で草を食べて飼養しているが、冬は牛舎に入って配合飼料等を与えるため、冬季の金額が高くなっているとの答弁であった。また、当牧場に預ける農家数や牛の頭数について質疑があり、令和4年度は市内農家13戸、市外農家7戸から預かり、常時約150頭を飼養しているとの答弁であった。

議案第125号「西予市野村シルク博物館条例の一部を改正する条例制定について」では、観覧料の団体割引について質疑があり、現在は15人以上の団体の場合50円割引をしているが、今回の条例改正

により中学生以下を無料に改め、団体割引を廃止したとの答弁であった。

議案第127号「西予市城川みどりの交流館条例の一部を改正する条例制定について」では、利用団体と利用日数について質疑があり、地域住民と社会福祉協議会のデイサービスが主な利用団体である。開館日は直近3年間の平均で113日、利用人数は1,568人となっているとの答弁であった。

議案第143号「宇和米博物館(旧宇和町小学校)の指定管理者の指定について」では、指定管理者候補の一般社団法人n f cの概要について質疑があり、宇和町の不動産業や建築業の事業者を中心に構成された団体で、そのほか西予市内の空き家、空き地に係る諸問題解決に関する事業や移住定住事業を推進し、西予市の魅力向上、地域振興に寄与することを目的に設立された団体であるとの答弁であった。また、宇和米博物館の施設の利用状況について質疑があり、月によって変動があるが、令和4年11月末時点では、貸しオフィスは10部屋中8部屋、シェアオフィスは3部屋中1部屋、コワーキングスペースは6スペース中3スペースが利用されているとの答弁であった。

議案第144号「西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」では、受け入れは問題なく対応できているのかとの質疑があり、当施設の処理能力は年間120頭で計画しているが、今年度は10月末時点で120頭を超える処理を行っている。人員を増員して対応しているが、施設の処理能力の関係で受け入れを断る事態も生じているとの答弁であった。

議案第145号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」では、飼料高騰による施設運営について質疑があり、今後、農家から徴収する預託料の値上げを検討しているとの答弁であった。

議案第148号「西予市野村茅葺き民家交流館の指定管理者の指定について」では、西予市指定管理者選定評価委員会の構成について質疑があり、以前は職員が評価委員を兼ねていたが、第三セクターの改革等を進めており、今年度から大学教授や税理士、社会保険労務士など専門的な知見を有する外部の方が評価委員となり審査を行っているとの答弁であった。

議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第8号)」の経済振興課所管分では、ふるさと納税推進事業について、人気の返礼品について質疑があり、返礼品は、みかんやみかんジュース、モンブラン、タイやヒラメが人気である。令和4年度当初は3億8000万円の寄付金額を目標に取り組んでいたが、3000万円の増額を見込んでいる。令和5年度は寄附金額の目標を5億円に定めて事業に取り組んでいきたいとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和4年12月16日

産業建設常任委員会

委員長 井関 陽一